

永井直圓は初の名は直重、後直好、また直圓と改め、萬之丞と稱す。從五位下土佐守尙長の弟なり。初め尙長延寶二年父の後を襲ぎて丹後の宮津の城主となり、七萬三千六百石餘を食みしが、才を恃み驕慢にして常に衆に嫌忌せらる。延寶八年將軍綱吉の増上寺に於て家綱の法會を行ひし時、内藤和泉守忠勝とこの事に關り、六月二十六日かして忠勝に害せられ、領地除かれたり。然るに綱吉尙長に弟あるよしを聞き、其の八月七日是れを召し出し、葛下郡新莊に於て所領一萬石を賜ふ。是れ即ち直圓なり。元祿十四年の冬從五位下能登守に任ず。寶永七年の冬病によりて致仕し、元文元年五月八日歿せり。享年六十六。二男直之助直亮、寶永七年十月家を嗣ぎ、叙爵して播磨守に任ず。享保八年三月朔日大番頭となり、同じき十三年六月十一日辭職し、十七年閏五月四日大阪城の定番を命ぜられ、元文二年六月廿七日彼の地に於て歿せり。

### 平松古道

平松古道名は維時字は季然、古道はその號なり。又無名園箕踞庵等の別號あり。幼

より學を好み、諸子百家の書を涉獵し、博覽強記の名あり。又俳句を好み、小西來山の門に入りて倍千と號す。元文三年七月十二日歿す。年五十三。墓は油阪町西方寺にあり。遺稿世を益するもの多し。その奈良坊目拙解十四卷は坊目故跡の由來を解説すること懇切に、奈良神社沿革誌は考證正確にして、率川神社の社格昇進の如きは、この著に基因せりといふ。この外奈良年中行事、吉野紀行等あり。

### 淨蓮

淨蓮は本名吉右衛門、宇陀郡神戸村の豪農山岡甚太郎の八代の祖なり。淨蓮は正保四年に生れぬ。幼にして殖産の業に勤め、老いて益々農業を研究せんと欲し、四十歳の頃より日本全國を巡遊せり。現に宇陀郡唯一の物産にして、しかも他郡に産せざる淨蓮柿は、淨蓮が何れの地方よりか苗木を持ち歸り、當時農民を誘導し、これを殖栽せしめたる賜なり。淨蓮は元文三年七月二十三日九十一歳にして歿しき。

### 谷口元淡

谷口元淡は和學者なり字は大雅、郡山の人、季吟の門に入りて歌學を善くす。百人一首拾穂抄補註、古今和歌集私説、身延雜筆、徂徠學則問答、豈好辯志等の著あり。寛保二年歿す、年六十六。墓は郡山の西方發志院にあり。門人柳澤里恭その墓碑に銘せり。

心水軒谷口郷圃先生之墓

銘曰

匪彼君子	本近江人	源姓谷口	閎闊自甄
洙泗正脈	紫陽忠臣	幼而聰穎	純孝於親
母似孟母	織布斷綸	異耻變質	寬洪溫淳
洋々學海	朗々道心	博約融通	探玄鉤深
不隱不危	若蘭如金	遺軸萬軸	區別古今
雙松翠々	安魄其陰	懿哉積德	子孫如林

寛保二壬戌秋九月

門人 柳里恭謹撰

### 松井道珍 元泰 元榮

松井氏は南都の墨工なり。その先は楠木正勝より出づ、正勝の裔松井佐渡守義忠の三男なる道正の長子に、又三郎道珍といふ者初め十市城主中原道忠に仕へしが、天正中、亂を避けて奈良に來り製墨の業を初めたり。奈良は氣候水質製墨の業に適せるを、この技を善くするものなさを嘆じ、大に力を斯道に盡し、延喜圖書寮造墨式、李家製墨法、空海二諦坊油煙墨遺法等を研究し、漸く良墨を製するに至り、慶長八年初て御墨を製してこれを獻ず、因て土佐椽の官を賜ふ。これより累世官を賜はるに至りぬ。その子道壽家に老梅あるを以て古梅園と號しぬ。道珍五世の孫元規東庵と號し、學を好み、詩をよくせり。

元泰は元規の子、元祿二年九月九日生る。通稱は五郎助、字は貞文、長江又玄々齋と號す。箕裘の業を承けて、又詩をよくし、書を巧にし、名聲最も著れぬ。中御門帝正徳三年十一月四日、舊例によりて、和泉椽を賜ひ、御墨を調進せしむ。五年正月、靈元法

皇の御所へ家寶として秘藏せる松烟油烟の和漢古墨を獻覽に供すべきよしの命あり。六月廿七日御勘定所に召され、奉進の古墨深く窺慮に叶ひたる趣を承り、伽羅切の鋸を以て各その四分一を奉進し、且つ官庫御秘藏の古墨の墨色鑑定を命を拜し、萬歳の二字を書して奉答す、その鑑識の技を賞せられて、四月二十九日御書流しの懐紙一、直綿三卷の恩賜あり、尋て享保十一年八月、重さ二十斤餘の大墨物類品目には、御覽大墨元春所製、徑一、を製して上る。法皇特に異名として千歳尺六寸、厚二寸五分、重二斤十二兩、松の三字を授け給ひ、なほ

山姫の霞の袖や匂ふらし、

花にうつろふよこ雲の空。

の一軸を賜ふ。又圓照寺の宮より千歳松の三字、拜千歳松の御歌、御染筆、

君が世の千とせの松のふかみどり、

さはらぬ水に影はみえつゝ、

を賜ひ、一乘院の宮よりも。

千歳ふるをへの松は秋かぜの、

聲こそかはれ色はかはらず、

の一首を給ふ。時に、浪花の俳人鯛屋貞柳

月ならて雲の上まですみのぼる、

これはいかなるゆえんなるらん、

の歌を贈りしに、事雲上の間に達し、貞柳も油烟齋の號を賜りぬとぞ。十二年寶鏡寺宮徳巖尼公より元泰に玄々齋の三大字を賜ふ。當時製墨の方猶精しからず、貴紳雅客皆唐墨を賞翫するを慨き、曾て長崎奉行某候によりて書を唐土に通じ、彼の國の墨法二品を得て、試製せしが、なほこれに満足せずして、かの國に渡りてその製法を究めんと思ひ立ちぬ。されど官航海を禁ぜしにより、素志を果さざりしかば、元文四年更に官許を得て、八月二日長崎に着し、深く清國の文人商估と交り、製墨の方を談じ、その蘊奥を極めて歸りぬ。乃ち自製の松烟油烟及び墨型を清の墨工程丹木に贈りて、原料製方をも交換せり。これより専ら清國の方に倣ひ、刻苦勵精して舊製を一變す。正徳二年墨譜を著して世の未だ形式を知らざるものに示し、又古梅園墨談を著して、自家の造墨の方法を擧げ、且つ本邦製墨の沿革を記

せり。又曾て朝廷幕府に、或は方圓墨延善式法造墨私考、名香圖墨墨法等を献上し或は官庫にある唐製の墨入品の驗色を命ぜられ、その賞として白銀を賜はり、徳川右衛門より、膠質改良の資料として象皮を拜領し、田付阿波守の取次により、公儀より方氏墨譜八冊、唐膠廿五斤の恩賜を蒙りぬ。寛保三年三月十六日歿す。年五十五。子元榮また父の志を繼ぎて墨譜後篇を著し、從來の形式を改めしかば、南都の製墨更に聲價を加へ、諸國皆松井氏の製に倣ふに至れりといふ。子孫業を傳へて今に至る。

柳澤吉里

信鴻 保光 保泰

柳澤吉里は吉保の長子なり。貞享四年九月三日江戸城西九下邸に生れぬ。初の名は安暉、後安貞と改め、更に吉里と改めたり。父吉保は將軍綱吉の恩寵を蒙りて、五百三十石の小身より十五萬石の大名に登庸せられ、一身の榮華を極めしこと、徳川氏前後勳舊諸臣になき所なり。但性質謹慎にして敢へて惡虐を肆にする心なくして、始終君寵を全くせしものか。嘗て我國歴代の諸陵戰亂を経て樵夫牧豎の

踏む所となれるを慨き、諸陵の修理を建言したるが如きは、皇威の振はざる當時に在りては、最も美談として賞するに足るべし。世にはこの人の榮華を憎むあまりに種々の訛謗を傳へて、淫褻僭亂のことありなど傳ふれども、そは信ずるに足らざるべし。吉里も亦父の故を以て寵遇他と異なりき。元祿五年九月將軍綱吉の父の邸に臨みし時、文學の弟子となりて高木貞宗の作の小刀を賜ひ、六年三月謁見せしときには來國光の刀を賜ひ、又四書集註、小學句讀を賜ひき。十二年十二月年十三にして従四位下に叙せられ、越前守に任ぜられ、十四年十一月又父の邸に臨みしとき、松平の姓及將軍の名の一字を賜ふとありしかば、父は松平美濃守吉保と稱し、吉里は安貞を改めて松平伊勢守吉里と稱したり。十五年十二月侍從に任ぜられ、寶永六年六月父の致仕せる後を承けて甲斐守と稱し、甲州山梨、巨摩、八代の三郡を領せり。その封額十五萬千二百八十八石餘なれども、三郡の實收二十萬石の多きに達せり。故に内帑富饒にして、吉里入部せしとき、盛に土木を興し、藩衛及び士卒の第舍を新築し、府内の大路小巷井然として、碁線の如く、城市般賑の面目を一新せりといふ。かくて封を繼ぎしより十六年の歳を閱せしが、享保九

年三月十一日幕府の命により大和國添下郡、平群郡、式下郡、十市郡、廣瀬郡、葛下郡、河内國讚良郡、近江國蒲生郡、神崎郡、淺井郡、高島郡、阪田郡、伊勢國鈴鹿郡、三重郡の内、に於て十五萬千二百八十八石餘に封ぜられ、大和國郡山城を以て治所となしき。抑郡山城は天文の頃小田切春政の築きし所にして、天正十三年豊臣秀長こゝに居り、子秀保後を嗣ぎて天死せしかば、更に増田長盛在番となり、後筒井定慶徳川家康の命によりこゝに居りき。元和元年大阪の難起るや、定慶出奔して城地を捨てたり。家康よりて水野勝成に六萬石を賜ひて、これを守らしめしが、居ること六年にして元和五年封を備後福山に移され、更に松平忠明に十二萬石を賜ひてこゝに治せしめたり。寛永十六年松平忠明十八萬石を賜はりて姫路に移り、姫路の城主本多政勝郡山に徙りしが、延寶七年本多政長卒し、子忠國嗣ぐに及び、幕府これを福島に移し、明石城主松平信之郡山城に入りぬ。貞享二年又松平信之古賀城に徙り、宇都宮城主本多忠平郡山城に入りぬ。忠平の裔忠烈享保八年の冬天死して子なかりしかば、家絶えたり。柳澤吉里は實にその翌年を以て郡山城主に封ぜられしなり。吉里文事を好み、且つ畫を善くして名を畫人傳に列せり。延享二年

九月六日武藏國豐島郡櫻田幸橋邸に卒す。時に年五十九。武藏國豐島郡一谷庄正覺山月桂寺に葬りぬ。信鴻その後を襲ぎぬ。信鴻又伊信と稱し、安政二年九月致仕して香山といふ。書畫及び和歌俳諧を善くせり。寛政四年三月歿す。年六十九。その子保光嗣ぐ。保光始め安信信保と稱し、堯山と號す。亦和歌筆蹟に巧なり。享和年間赤膚燒陶器を再興せしもこの人なり。文化十四年正月二十日卒す。年六十五。保光の子保泰、學事を勧め奢侈を禁じて治績ありき。その孫保申は別に傳あり。

### 筒井紀充

筒井紀充は越中守包國の男にして、初代吉道の門人なり。郡山九條に住みたりき。刀銘は筒井越中守輝邦入道藤原紀充と異風なる字體にて切り込めり。元祿六年頃より紀充と銘を打ち、享保十六年頃までの作多し。河内横小路にても刀を鍛へしことあり。紀充の作は新刀のうちにも鋭利なる業物として、世に賞玩せられぬ。紀充延享四年歿しき。時に年八十。

## 清九郎

清九郎は吉野郡鉢立の人にて、有名なる佛法信者なりき。全く無學文盲にて、我が着たる笠に、ほこたて清九郎と假名にて人の書きてやりけるをも、讀み得ざりしといふ程の人なりけれど、よく親に孝を盡しぬ。父は早く世を去り、母一人ありけるを養はんとて、壯年の頃下市邊の所々に奉公して、その料を母に送る。母もまた茶摘綿繰などの手業をして、所々に雇はれ歩きしが、清九郎は奉公人の身なれば、終日主人の仕事を勤め、夕方主家に歸れば、人々の夕飯の支度などするほどに、暫の暇を乞ひて我が家に走りつき、老母の安否を訪ひ、水を汲み、薪を割り、母が朝暮の勞を助けなどしては、急ぎ主人の家に歸りて、冷えはてし食物を歎げしけに食することを常としたりき。ある時、母を伴ひて本山に參らんとするに、母は年老いて歩行もなり難ければ、參るまじといふを、強ひて勸めて、駕籠ならば御身も樂なるべけれど、吾等如きものゝ親が、駕籠にて京參りせんも似合はしからねば、窮屈なるべけれど、我に負はれ給へとて、二十里の行程を脊負ひて往復したりと云ふ。

又ある時、親の枕を天井に釣り置きけるを見る人、怪みて尋ねければ、清九郎いふやう、もし闇がりなどにて親の枕を足にかけなば、空おそろしく思ふ故、天井に釣りあきぬ、且つは見るたび毎に親の恩を思ひ出すなりといへり。かゝる孝心のことゝも高取の領主植村出羽守に聞えしかば、褒美として米五俵賜ひしに、清九郎いふやう、子たるものの親に事ふるは常の道にして、珍らしきことにあらず。我々は日々薪を賣りて世を渡り、衣食の料も不足なければ、御褒美など頂くべきやうなしとて、辭しけるに、領主ますく、其の志を感じて、再び召し出し、烏目十貫文を給ひ、且つ領分の山々何處にても汝が心任せに木柴を刈り取るべしと許されければ、清九郎喜びて家に歸り、領主より賜はりたる烏目を、我々風情が用ゐること勿體なしとて、残らず本山へ献上せしとなり。又農業の暇ある時は柴を賣りに出づるに、薪の直段高價なりといふ人あれば、そのいふまゝに負けて賣りけるより、後には價を論ずる人なきに至れりといふ。清九郎三十三歳の時、妻を失ひ、一人の娘ありしに、久六といふを養子に貰ひて家を譲り、己は隣村なる丹生谷に隠居せり。久六は博奕を好み、喧嘩口論などする悪しき者なりければ、清九郎の氣には入

るまじと、人々氣の毒に思ひしに、久六が惡癖は忽にやみて、その上親に孝を盡したるは、偏に清九郎の徳によれること、人々感じあへり。されば寛延元年、越中茗荷原妙覺寺の住持大和より歸國せんとせし時、清九郎の如き信者を世人に逢はせなば、無言の教によりて大に利益を得べしとて、遙々伴ひ歸りぬ。その途のほどにも、百里の長途を苦しとも言はず、餘寒の頃川を渡るにつらしとも言はて、やがてかしこに行き着きぬ。さて歸路には、強ひて馬に乗せしに、次の驛にて馬より下りて、粉糠を五升ばかり求めて馬子に與へ、馬の脊をなて、訣れつゝ、我が壯年の頃には、三年ばかり馬の口附をつとめしこともあれど、馬に乗りたることは、今年七十歳になりて、今日が初めてなりといへりとぞ。同年七月、原谷村の同行の許に佛事ありて行きけるに、留守に盜賊入りて、銀札七枚取られしを、人々氣の毒がりに、清九郎言へるは、盜するものは嘸不自由ならんに、我等が如きものの家に入りては、取るべきものもなく、嘸殘念にありつらん。さりながら、菜種を賣りし代の銀札十五枚ありしを、八枚は奉以來の洗濯料に拂ひ、なほ七枚残りしかば、そを取りにて歸りしなり。僅なれども、取らるゝものありしを嬉しく思ふなりと云ふに、人

々興をさまし、盜まれて嬉しとは何事ぞやといへば、盜まるゝ我も同じ凡夫にて、盜みかねぬ者なるを、今は御慈悲によりて盜み心も起らず、却つて盜まるゝ身になりたる事こそ有りがたけれ。もしこの清九郎が五枚、十枚にても、人の物を盜みたらば、人に面もあはさるまじきに、盜まれたるは不覺に似たれども、耻辱にはあらず、これほど嬉しきことはなしといへりとなん。寛延三年八月四日七十三歳にて歿しぬ。

### 熨斗久兵衛

熨斗久兵衛は葛下郡平田庄中村の人にして、家世々里正たり。久兵衛が職にある頃、會、頻年登らす、加ふるに苛斂誅求日に急にして、里民負擔に堪へざりしかば、久兵衛これを憂ひ、附近の諸里正等と謀りて、減租を芝村侯に請ひ、又これを京都所司代に訴へしかども、皆省みられざりき。蓋し中村の諸邑は當時幕府に隸屬し、芝村侯その治を管せり。而して、大和以西の訟獄にして、決し難きことは、これを京都所司代に控訴することを得たりしなり。既にして幕府命じて久兵衛及び諸里正

を江戸に召しぬ。至れば則ち朋黨強訴を以て擬せられ獄に繋がるゝこと數月、久兵衛病んで獄中に歿せり。時に寶曆四年五月なり。久兵衛の獄にありしとき、一言も家事に及ばず。口にするところ唯村民の疾苦のみなりしかば、その至誠遂に有司を動かし、後年村内の租税は半減せられ、且つその納期を緩うせること、一に久兵衛の請ふ所の如くなることを得たり。村民大いに喜び、且つ歎して曰く、久兵衛微りせば奚んぞ斯の如きを得ん。唯憾むらくは、久兵衛をしてこの恩命を拜せしめざりしことをと、嗚呼身を殺して仁をなすとは、それこの人の謂か。

## 柳澤里恭

柳澤里恭氏は會禰、その先は新羅三郎義光より出づ。初め貞貴と稱し、又、權之助、帶刀、九左衛門、圖書、下野、權太夫と呼べり。字を公美といひ、玉桂、竹溪、淇園の數號あり。元祿十二年江戸の藩邸に生る。父保格、柳澤吉保に仕へ、氏と偏諱とを賜り、老臣となりて祿五千石を領せり。寶永七年保格老して、兄保誠嗣ぎて三千石を賜り、里恭は二千石を賜りて馬廻組となりぬ。享保八年柳澤吉里封を郡山に移さるゝに及

びて、これに従ひ、十二年保誠の養子となりしが、十三年保誠、吉里の子勝熊を嗣となすに及び、その家を出て、別に祿五百石を與へらる。十四年保誠歿し、十五年熊勝また夭折するに及び、再び入りて家を嗣ぎ、偏諱を賜りて寄合衆筆頭となり、祿二千五百石を領す。寶曆三年大寄合を命ぜられ、同八年病みて歿しぬ。年五十六。矢田の發志院に葬れり。里恭英達、夙成、和漢の學に通じ、兼て天文易學、本草、佛典に涉り、僧徒に俱舍論を授けたることあり、その他衆技に精通し、人の師たるに足るべき十六藝ありしといふ。十三歳にして漢學を學び、十五歳にして文寶雜譜の著あり。二十一歳にして獨寢の作あり。晩年の作なる雲萍雜志は筆意圓熟の境に入れり。ことに詩賦漢文をよくし、和歌俳諧に通ず。和漢學は初め谷口元淡を師とし、俳諧は水間沾徳に従ひたるが如し。書は初め大通寺の南谷に學び、後、董其昌の風神を得たり。書は南宗を學び、青年の作既に進境を見るべきものあり、彩色の法は祇園南海より傳へしといふ。着彩鮮麗にして、水に洗ふとも剝脱せずといはれき。大雅堂の如き、また十六歳のとき始めて里恭に逢ひ、爾後その教を受けて、技術大に進歩せしといふ。篆刻の妙は印影の殘れるに徴すべく、音樂は絲竹共にこれを能



くし、武術は弓馬刀槍を兼該す。その他、園藝の術、製陶の法より製薬の方に至るまで、通ぜずといふことなし。その性行につきて、崎人傳の傳ふるところを見れば、人となり曠達拘らず、客を好み、才不才をいはず、寄食せしむるもの幾人といふ數を知らず。或はかりそめに來たるものをも年を経て還さず、家祿多けれどもこれが爲めに乏しきに至る。初め某の年、候使として登極の御賀の爲に都にのぼりしついでに、大雅に會ひて相歡び、これより往來絶えず。ある時大雅大和に行きしに、路費盡きたれば、假初に立ちよりてこれを借るに、例の如く引き留め、門を閉ぢて還さず。家臣大雅にいひけるは、幸にとゞまり、内を好まるるの病を諫め給へ、多慾のためには身を亡し給はんを憂ふと。こゝに、大雅謀りて曰く、若し我が諫に従ひ給はば留まらん、聞き給はずば速に還らんとあるじ首をふりて、諫にも従はじ、還しもせじとますく、門を堅くして守らしむ。大雅遂に裏の垣をこえて歸りしとなり。或時は驛路に出て、四國道者或は順禮の道者をも引きて、禮を厚くして留むるに、館を立て供人あまた具したれば、欺きて刀の試しものの料にせらるるならんと心得て、大に懼れて遁ぐるもの多かりき。又博奕の罪によりてこの境を放たる

るものを、吏に私して邸に引入れていふ、生涯こゝに宿せば、猶禁獄も同じと、その者をも賤しめず、詞を厚くしてその技をなさしめ、その術の入微を歡びぬ。又ある時には、從者あまた引つれ、馬上にて野路を過ぐるに、女乞巧の絃歌して錢を乞ふものに逢ひて、やがてその絃とりて自ら彈き、さびて興に入り、金を與へて去りぬ。絃またもとより妙手なりき。凡そ爲すところ人の意表に出づるは、王子猷に似たりとやいはん、客を好むは、鄭莊、孔北海の風ありなどいへり。かくてはその性行ひたぶるに放縱なりしが如くなれども、これその半面を誇張したるものなり。その渾厚の君子人たりしは、親戚藤谷氏を誡めたる書に、武士の心得を懇説したるによりても知るべく、その經世の上に着眼したるは、杉村甚四郎に與へたる書に、運輸航海のことを論じたるにても知らるべし。甚四郎は里恭が天文学の師にして、その家は頗る富めりしかば、梶原某が但州、播州川筋に船を通じ、西廻の航路を短縮せんとする企あるを説いて、國家の爲めに極めて有益の事業なれば、併つてこれが金主たらんことを勸告せるなり。非凡の偉人時に常度を以て論ずべからざるものありと雖ども、固より一介の崎人には非ざるなり。

### 神尾元籌

神尾元籌は通稱市衛門と云ひ、千七百石を領し御目付たり、寶曆三年四月奈良奉行となり、七月從五位下備前守に叙任せられ、四年六月大目付に進みて奈良を去りぬ。在職僅に一年三月に過ぎざりしかど、頗る心を政事に勞して好果を得たりき。翁草に曰く、

寶曆の頃、神尾備前守は御目付より奈良奉行仰付けられ、彼地へ立越ゆる前に、備前藩に彼地の風俗を立聞せるに、南都は分内狭くして、奉行の外に權職の人なく、萬奉行の指揮に洩るゝ事なければ、組與力等公權を借つて狼なる事多きよしを、とくと聞糾し、程なく南都へ到着して、與力へ密に語られるは、某事當所春日祠へ宿願ある故に、公務の間に忘れず參詣せんとは存するなり。是れ全く私の事なれば、奉行格式の法をも具せず、頭巾笠を被り、忍びて詣つべし。途中各へ行き逢ふことありとも、相構へて、默禮容捨に預るべし。勿論某も無禮に打過ぎなんとの事なり。是れ故に與力以下をほじめ、南都中段々にこれを傳聞きて、物毎慎みけるにより、備前守在役の間は諸事穩便に風俗もよかりしとなり。これその小地に應じたる制誠なるべし。京大阪などは、この様には成り難かり。

らん、凡事を嚴にして停止せんとすれば人心僻み、狐疑を生じて、結句違犯除惡を企つる者多く、これが爲めに罪人出来るものなり。故に法度の少きをこそ今古賞することなれ。今備前守強ひて風俗を改めんとはせずして、自らの忍容を然と潜に人に告知らせ、それを善く度々する計にて、事咎なく、萬無爲の儀を用ゐらるゝ故に、支配下悉く畏服す。尋常ならば、奉行の忍歩行をとやかくと語り、或は事に寄りなば、所の表徴差聞ともなりなむに、この忍容において、聊も誤らず、唯穩なるを怡びぬるのみなりき。さればにや、在役幾ほどなく江戸へ召され、營中の大目付にぞ轉せられける。

### 岡谷喜右衛門

岡谷喜右衛門は吉野郡下市村の人なり。寶曆四年二月幕府喜右衛門のため、製造の和人參販賣のことを令せり。

大和國吉野郡下市村岡谷喜右衛門製法和人參賣弘、竹川町松井半兵衛、南傳馬町壹丁目伊勢屋孫八と申すもの方にて、本朝人參之名付、來十五日より致商賣候間、望のものは、右の者方へ罷越相調可申候。

一 大人參 掛目壹匁ニ付 代銀 五拾目

一	小形人參	掛目一匁三付	代銀三拾八目
一	割人參	同	同 貳拾五匁
一	粉人參	同	同 貳拾匁
一	枝折人參	同	同 貳拾五匁
一	肉折人參	同	同 貳拾貳匁
一	髭人參	同	同 拾五匁
一	節人參	同	同 五匁

右之通可相觸候

二月

### 庄六

庄六は奈良京終の農家に生れ、徳行を以て世に知らる。寛延元年、庄六郡山藺町の疊職忠兵衛の家に至り、十年の年期を定めてその徒弟となれり。後、忠兵衛眼疾に罹りて業を營むこと能はず、一家の生計にも困難を覺ゆるやうになりぬ。庄六健

氣にも、主恩を報いんはこの時なるべしとて、僅に得たる貨錢をもて主家の生計を助け、時としては數里の外に雇はれて業を執り、夜いたく更くすることありても、必ず主家に歸りて他に宿ることなかりき。忠兵衛又常に酒を嗜みければ、庄六夜毎に酒を購ひ歸りてこれを進めざるることなかりき。既にして年期は満ちたれども、主家の窮状を見てはなほ己が家に歸るに忍びず、その父に請ひけるやう、兒の年期既に満ちたれば、膝下に侍して孝養をつくすべきなれど、如何にせん、主家の現状窮乏最も甚だしきが上に、家を繼ぐべき子も未だ稚ければ、願はくは主家に留まることを許してよと。父もその志をめて、請ふがまゝにこれを許せり。この事郡山柳澤香山公の上聞に達し、寶曆十三年十一月その篤志を嘉賞し、錢若干を給へり。大坂の商家某亦いたくその篤行を感じて、女婿となし、遂にその家を譲りぬといふ。

### 森野藤助

森野藤助諱は通貞、養郭と號す。藤助はその通稱なり。家世、宇陀に居り、農を以て業

となしき。通貞性藥物を好み、屋後なる高さ一里ばかりの小山を開きて圃となし、麓より頂上に至るまで曲折盤回せる路を作り、その左右に藥物を植ゑたり。享保中、徳川吉宗舶來の藥物價高くして貧民の服用し難きを憂へ、我邦の藥物にして、必ずこれに代るべきものあらんことを思ひ、人を四方に派しぬ。享保十四年四月、植村佐平治命を奉じて大和に來り、國産を検索したりしかば、國人通貞を薦めて植村を佐けしめたり。十七年夏四月、植村また來り、更に近畿地方及び北越の藥物を検し、二十年三月また來りて、近畿を検せしが、通貞毎にこれに隨ひてその事を佐けたり。寛保三年閏四月、植村また來り、通貞を召して藥物の良否を辨ぜしめむ。是より先、享保十四年冬十一月、通貞公役に勤めし廉を以て、特に甘草等の漢種六品を賜はりて圃に植ゑたり。二十年春三月、每歲早糶を獻すべき命をうけ、また山歸來、延胡索等漢種九品を賜はりき。元文二年夏五月、また、黄芩、酸棗仁等漢種十入品を賜はり、精製してこれを四方に鬪ぐ事を許されたり。是よりその家益、藥物を植ゑて業となしたり。通貞年五十二歳にして家をその子武貞に譲りて老し、草木圖狀數十卷を著はしぬ。明和四年六月三日歿せり。享年七十八。武貞の義子好徳

よく家を治め、藥物の業益盛にして、寛政四年冬、薨命によりて生地黄根を獻じき。好徳また國風及び書を學べり。文化五年九月歿す。享年五十二。

### 佐兵衛

佐兵衛は賽郭の僕なり、吉野郡木津村の産にして、十二歳の時、甫めて森野家に仕ふ。性着實にして表裏なく、歲月を経るに従ひ愈、忠實なりしかば、何時しか主人に知られて、遂に支配人に取り立てられたり。佐兵衛深く厚遇に感激し、更に精を盡して主家の爲に忠勤怠りなかりけり。當主藤助は幕府より藥種の検査を命ぜられ、常に家にあらざりければ、家務は凡て佐兵衛擔任して悉くこれを整理したり。當時松山町に火災起りて、全町焼失したることあり、森野家もまたその災に罹りたれば、當主は佐兵衛に居宅の建築を託し、また例の如く藥種の検査に出て行きたり。佐兵衛能く命を奉じて、當主の歸宅までに滞なく建築を了り、一點の注意を挟むべき餘地なからしめきとぞ。佐兵衛主人の命を受けたることは能く遵守して、いかなる艱難に遭遇するも必ずなし、遂げざることなかりき。當時佐兵衛が藥

種の買入に伊勢地方へ行くこと屢なりき。或時主人の命を帯び伊勢地方へ行かんとて、人跡稀なる峠に出てけるに、時恰も夜中になり、淋しさ言はん方なかりき。佐兵衛更に意とせず、將に一軒茶屋の門前を過ぎんとするや、忽ち内より聲あり、毎夜狼出てて人を傷く、今はその時刻なれば暫らく休憩して立たれよ、いと懇に諭しけるに、さればとよ厚志謝するに、餘あれど、今は主人の命を帯びたる身に、急ぎ参らざるべからざる事ありとて、將に峠を下らんとす。時に果して狼出て来りければ、今はこれまでなりと思ひ、腰なる一刀を狼にさしむけて、予は主人の命を帯び、急用にて此處を通らんとするものなり、もし予を噛まんとせば噛めよ、尋常に勝負せんと言ひ寄りけるに、狼はその勢に恐れけん、忽ち影を失ひたりきといふ。主人の命を嚴守することかくの如し。佐兵衛又頓才ありて人の意表に出づること屢なりき。或年長谷寺の佛名會に詣て、群集の中にて何時の間にか佐兵衛が腰なる一刀なくなりて、鞘のみ残れるより、一時はいかゞはせんと思案にくれけるが、忽ち一策を案じ、棒の先に彼の鞘を縛り付け、高くかゝけて、予は此處にて刀をとられたり、誰方も能く注意せられよと言ひつゝ、初瀬町を再三往復せ

しに、遂に刀を盗みたるもの出て来りて、刀を返すべければ、許されよとひたあやまりにあやまりて、遂に盗みたる刀を返したりとぞ。又年頃になりたる頃、妻を迎ふべしとて屢勸むるものあれども、妻を迎へては主人に仕へ難しとて、遂に一生無妻なりきとぞ。主人の病に罹りし時の如き、日夜寢食を忘れて能くこれに仕へ、その死にし時の如き、佐兵衛の痛恨極りなく、年將に八十に垂んとする身を以て得度を受け、名を現心と改めて、死に至るまで主人の像を祭り、生前に仕へしが如く、山莊に在つて勤行怠らず、且つ主人の遺せる藥園を護りて、明和中八十二歳にて歿せりといふ。佐兵衛十二歳の時より、八十二歳に至る七十年の間、一日の如く主家に仕へて、終始一貫志操を變ぜず、又一點の私心を其の間に挟まざりしは、世に類稀なることなりけり。されば森野家の人々は、師父を以てこれに對し、藤助夫妻を祭る像の傍に、忠僕佐兵衛の像をも祭りて之を表影せり、實に世に稀なる美談といふべし。

## 井里平三郎

井里平三郎は宇陀郡拾生の人、父を仁右衛門といひ、世々農を業とし、又傍煙草を  
鬻ぎ、且つ村年寄を勤めたり。平三郎少き時より孝行を以て聞え、人となり温厚和  
平にして善く事理を辨じ、人の爲に謀りて忠なりしかば、郷人も深くこれを敬愛  
せり。その妻も自らこれに感化せられて、夫婦心を一にして朝夕膝下に奉侍し、父  
の命ずる所は、毫も劬勞を厭はず、且つ悉く筆記して遺忘せざらんことを期せり。  
父病むことあれば、必ずその病状と投薬とを記して、他日に備へたり。父甚だ踊を  
喜びしかば、中元には近隣の兒女を誘ひ來りて、門庭の中に夜もすがら舞踊せし  
め、二人も亦ともに高歌并舞するを常とせり。父の八十に達せしころは、平三郎既  
に五十四歳なりけれども、尙ほその老妻とともに兒女の群に入りて打ち興じつ  
ゝ老父を慰めたり。また平三郎の子が痘を患ひて死せし時には、父大にこれを哀  
傷せしかば、平三郎はことさらに謠曲などうたひなどしつゝ、我が兒が極樂の門  
出ぞやとて、さあらぬ様にもてなし、以て父の情を轉せしめんと力めたりき。下人  
どもも召し仕ひたりけれど、すべて老父が衣服飲食の事は、夫妻自ら當りて、嘗て  
奴婢に委せしことなし。母は先に没して、父再び娶らざりしかば、一老女をして父

の側に侍せしめ、これに囑して曰く、事大小となく父の言に違はずば、父百歳の後  
も母の如くに奉養せんと。その老女も亦よく老父に仕へて怠ることなかりき。平  
三郎は又近隣によく親に事ふるを以て世に稱せらるゝものあるを聞く毎に、必  
ずその家に到りて、懇に親に事ふるの道を求め、聞きたる所は躬行せざることな  
かりき。かゝりければ、固より親の側を離るゝことを好まざれども、家事多忙にし  
て、常に他出せざるを得ざりしかば、出づる時は遠近を問はず、兼ねて刻み置ける  
父母の像を匣に納れてこれを胸に繋げ、旅宿にては先づこれに食膳を供し、或は  
蚊帳を釣りて扇の風を送りなどしつゝ、定省の意を盡しぬ。又小さき蒲團、杯など匣  
中に蓄へて、到る處奉仕の用に供せり。その匣の蓋に中の字を書きたりければ、人  
その故を問ひけるに、答へて曰へらく、予が母在しゝ時、常に戒めけるは、人の過失  
は怒心より生ずるなり。我に秘訣あり、汝もし怒心起らば、急に箸を啣めと、予遺誠  
を服膺して忘れざらん。とす。口は即ち口に象り、一は即ち箸に象るなりと。その家  
田數百畝を耕作しけるが、田中より一撮の土を取り來りて紙包にし、商買品なる  
煙草とともに祭りしも、報恩反始の志なるべし。植ゑたる米粟菜菓はさらなり。毎

年暮積を植えて最も大なるものにとりて父母に供することを楽しみぬ。且つ春秋には、必ず父母の像を奉じて田畝の畦に跪き、その匣を開きて具に農作の状況を語りぬ。又家において母の木主に事ふるにも、朝夕自ら食膳を薦めてその食品を告げ、その味の如何を問ひ、膳を撤すれば煙草盆を持ち來りてこれに供し、夜に至れば、日常の細事も必ずこれを告ぐるを常とせり。母、生前素麵を好みしかば、事ありて三輪に到る毎に、必ず二三把を買ひ來りてこれを薦めぬ。嘗て郷友と伊勢神宮に詣てしに、又像を奉じて往きぬ。途中同行の船馬に乗ることあるも、平三郎は顛覆して像を驚かさんことを恐れ、獨り一行と離るゝことありき。平三郎もと脚疾ありて、動もすれば痛むことありしかども、像を奉ずる時は、數十里を行くことを得とて、自らこれを異とせり。一行京都に至り、四條の演劇を見たるに、平三郎匣を開きて高く像を捧げ、具にその伎を説明し、もし殺傷等の慘事あれば、匣を下して見ることもなからしめたり。後に在る人、その他人の觀覽を妨ぐるを罵れば、平三郎頻に謝して曰く、我、遠く老親を伴ひてこの演戲を見るなり、請ふ恕せられよと。伏見より大坂に出てんとして、平三郎船を喜ばず、一旦別れ去りしが、また還り

て曰く、われ舟を喜ばねども、また諸君と離るゝに忍びず、たゞ我が爲に中倉を貸さば、價の高下を論ぜじと。衆これを容れしかば、蒲團を敷きて像を据ゑ、身を以てこれを覆ひ、岸近づくに及びては、聲を揚げてその無事を喜ぶこと、千里の灘を越え來りしが如し。その誠心率ねかくの如し。一年、平三郎家に在らざりし時、郷に倉を賣るものあり、父これを購ひて、後大に悔い、平三郎の歸るに及びてその由を告げしに、平三郎はこれ兒が多年の望なりきとて、陽にこれを喜びつゝ、一小室をその後園に作りて老父の居となせり。凡そ父子居を異にするも、その戸籍を分たざるを例とせしに、平三郎は郷老に告げて、父の戸籍を別たんことを乞ひぬ。謂らく予に萬一の過失ありて、家を官に没入せらるゝことあらんとも、父の家をしてその累を免れしめんとなりと。亦以てその用意の周密なるを見るべし。拾生は伊勢の伊勢堂侯の治所なり。寶曆四年、平三郎孝行の狀、藩侯に聞えて、嘆賞限りなく、米數斛を賜はり、又江戸に聞えて、白銀二十枚を賜はりぬ。時に歳五十四歳なりき。朝野傳へてこれを、美談とせり。安永二年八月十八日、歿す。享年七十二。法名を念譽孝翁淨心法子といふ。墓は春日慶恩寺にあり。

平三郎が恩賞に關する調査申上書及び受賞當時の平三郎が伊勢山田の御師に  
 よせたる書狀の、今日に存するものあり、更に委曲を盡さんが爲にこゝに採録す。  
 調査上申書

- 一、恐以書付奉申上候
- 一、宇陀郡拾生村年寄平三郎と申者孝行之儀、世評有之、被爲開召及、此度以書付有林中上候様被爲仰付、奉長、左に言上仕候
- 一、平三郎今年五十四歳、父仁右衛門は今年八十四歳に成申候、母は二十二年以前相果申候
- 一、平三郎儀弱年之節、家業精を出し、聊之事も親に逆ひ不申底に御座候、平三郎妻も夫に順ひ朝夕之孝養心を盡し申候、平三郎付役をも相勤居申所、諸事正路之致方、何も感入居申候
- 一、仁右衛門儀も正直律儀なる者にて、我儘がましき儀少も無之様子、親子共神佛信心深、結構人と取沙汰仕候、仁右衛門隨分達者にて平三郎夫婦之孝行を感悦仕、安心に暮申候
- 一、仁右衛門賑敷事を好申に付、毎年盆時節には近所之子共を頼、平三郎方にて話し躰らせ、夫婦も打雜り躰候而、仁右衛門を慰め申候、此類之儀多く御座候

- 一、平三郎儀父母の申付候事と、父母病氣致快氣候次第と、委細書付致候申居申候を見申儀有之候
- 一、四五年已前、平三郎悴痘瘡にて相果候節、可致愁傷事を父仁右衛門殊更に悲候様子、平三郎推察仕にうたひを話し、畢竟悴は極樂へ之門出仕候と存少も、愁顔不仕由申候而父を慰め申候
- 一、平三郎下男女をも召仕候得とも、父仁右衛門起臥の介抱食事等之儀は、夫婦手づから仕、心を盡しつかへ申候、平三郎母相果候已後は、仁右衛門介抱のため、年頃心立宜敷女を見立召抱へ、平三郎申渡候は、何事によらず仁右衛門きげんに背き不申、随分氣に入つかへくれ可申、外に申付事無之、右之通つかへくれ候は、仁右衛門百歳之後は、親同前に養ひ可申旨申聞、右の女も眞實につかへ申候
- 一、仁右衛門近所へ出候節は、夫婦送り出、影の見え申間は見送り、歸り申時刻は出逢申所迄、夫婦共に迎に參候
- 一、近邊に親へ能くつかへ申者有之由承及候得ば、平三郎直に罷越□□の教なうけ度由願候事も有之候
- 一、平三郎兩親之形を木像に仕、箱に入、二十年已前より今に至迄、他行仕候節は首にかけ參候而、食時には先兩親の像へ供へ、其後自身も食仕候、像を入置候箱の内に、食を供へ候器物もなさま置候、耕作毛付之時と實のり之節



は一ヶ年に兩度づゝ、右之箱を首にかけ扣得之田畑を廻り、其所々にて像を入候箱の戸を開き、作毛實のりし事ども像へ對し物語仕、暑氣之節は風を扇ぎかけ申様成儀、正眞の父母へつかへ申有様に御座候、在宿仕候節、亡母の像へも朝夕の食事、茶たげこの類、生涯にかばらずすゝめ、像に對し告語り申事、存命之父に、不相異つかへ申候、

一、平三郎儀孝行のみにて無御座、弱年より自他之事に付非道がましき事仕候沙汰も無御座候、夫婦親族むつましく、召仕之男女へも哀み深、其上家業無油断相勤申候、

一、平三郎儀扣得田畑之土少々宛取集め、紙包に仕、商賣に仕候たばこと一所に、家内神棚之下にて毎朝戴之候、

一、平三郎夫婦心身を盡し、父仁右衛門母之像へつかへ申儀數々に御座候得者、逐一委曲には難申上、大概を申上候、右之事供は見及承及候事に御座候得共、猶又爲念平三郎親類、隣家、平生出入仕候者共へ承合候處、少も相違無御座候、以上、

宇陀郡拾生村庄屋

久次郎 列

年寄

治兵衛 列

組頭

喜右衛門 列

組頭

徳兵衛 列

右平三郎孝行之儀拾生村より奉申上候趣猶又爲念近村之者共へも吟味仕候處、少も相違無御座候、以上、

寶曆四年甲戌年二月十六日

年頭下竹村

助右衛門 列

古市御役所様

平三郎手翰

以飛脚啓上仕候、先以御揃御清健可被成御座目出度奉存候、此地老父妻子迄息災罷在候、

一、當月六日古市御役所へ罷出候様にと四日夜半時分に被仰下、五日發足仕、六日辰刻御役所へ罷出候處御奉行様御前迄被召寄、被仰下候次第、別紙書付懸御目候、偏内外之天恩に而老父無恙罷在候故、今度之御恵を蒙、殊更冥加至極之御事に奉存候、早速御參宮仕度奉存候得共、六日夜半過歸宅仕候間、

先此段得御意、年忌兩宮御禮御斷奉願度、夜中に書付以代奉申上候、恐惶謹言、  
九月七日未明

山田御師

井里平三郎道堅判

中田左京様

別紙

古市御役所方御渡被下候御書付

大橋近江守様御手覺書寫一通

藤堂和泉御領所大和國宇陀郡拾生村

年寄

平三郎

右之者數年親孝行仕ニ付被下之、

覺寫一通

其方依年來孝行之趣、委細御勘定所へ申上候處、御老中様方違御禮、御評議之上、爲御褒美銀子二十枚被爲下候旨、御勘定奉行大橋近江守様此度被仰渡候段申來候、誠以其加に相叶候事、難有儀奉存頂戴可仕候也、

寶曆甲戌九月六日

古市御役所御判

宇陀郡拾生村

平三郎

右之趣御口上に而被仰下、其上右二通之御書付被下、様々被入御念候御意被仰下候、委細之儀は不被盡筆紙候、追付御參、宮仕候節懸御日可申上候、以上、

九月七日

井里平三郎

中田左京様

慶恩寺内に今なほ僧形なる父母の木像等を藏し、平三郎の自筆と認むべきものを存せり。

父の像の内に、齒一箇を添へて左の書附あり。

是は、仁右衛門息才成る時に、別而きげん能き時ぬけ申候はなり、いつにても父の御かけ作る時、此は神床に入申、然に父の心、是に對面致候へば、平三郎願、  
ぢきに父に對面も同前也心ざし也、

母の像内には、左の書附あれど、髪は失せて見えず。

是は、九月五日に、得心の上、慶恩寺様の御かみそりいたゞき被申候時之則そりがみなり、母ぞんぢやうの内だんがう致おき、門んに、九月七日ニ往生被致、其時のそり髪は高野山へおさめ有、法名は榮譽利岳妙知比丘尼と申、依之此度御え作り身体に納置候此そりかみは母息才なる時のかみのけなり、平三郎心には、此御え様に對面致す事、母に對面候も同前也、

享保十八年十月二十二日

願主 平三郎

とありて、父母を祭れる下段には、本人平三郎と認むべき、三つ扇の紋ある袴を着し重き土俵あり。父母の像の下に抽出しに、左の法名書きあり。その母とあるは、後に迎へし老嫗なるべし。

寶曆五年十一月二十七日

念譽善應淨智法師

平三郎父

年八十六歳

寶曆十三年

念應智恩禪空尼

平三郎母

年六十八歳

安永二巳年八月十八日

念譽孝翁淨心法師

平三郎弟

年七十六歳

なほ傳説によれば、平三郎は兩親の歿後、木像を背負ひて各國を巡歴したりと。且つ今木像を安置せる味座といふ處は、平三郎が幕府より賜はりし金を以て建立せし寺なりといふ。

### 藤門周齋

藤門周齋名は元弘、周齋はその號なり、大綱公人主の裔にして、家代々大和國大綱の里に住す。人主は平城天皇の侍臣にして和歌を善くし、其の詠一首萬葉集に見えたり。周齋の祖某の時、門に紫の藤花ありて著しく蕃茂し、郷里の人呼びて藤門と呼びしかば、遂にこれを以て氏となしぬ。父政春の時、故ありて家を斑鳩の里に移せり。周齋性和歌を好み、初め森下宗範に學び、後、京都に往きて當時和歌を以て著名なりし烏丸光榮につきて學び、大に其の賞讃を受け、遂に公の命によりて子弟を集めて和歌を教授せしに、四方の人翕然として來り集り、周齋の教を受けたりきといふ。周齋また書を善くし、一時世に盛名を博せり。安永五年二月二十七日享年八十有五にして歿せり。

### 萩生金谷

萩生金谷は徂徠の兄の子なり。名は道濟、字は太寧、通稱伊三郎、徂徠に養はれ、その女に配して家を繼ぎ、惣右衛門と改む。柳澤侯の儒官たり。性謙遜にして人と争はず、門に至るものあれば、即曰く、經義には、太宰春臺あり、文章には、服部南郭ありと、

敢へて自ら許して父の後に居らざりき。故を以て人その學問の深邃なることを知れるもの少かりしかど、著書頗る多く、文章詩歌も亦家名を墜さざりき。金谷柳里恭と年を同じうして元祿十六年に生れ、安永五年九月二十九日歿せり、享年七十四。子、天祐字は順卿、鳳鳴と號し、父に繼ぎて柳澤侯の儒官となり、文化二年十二月十六日江戸に歿せり。

淺田 操

淺田操字は篤志、通稱は新七、松堂と號す、御所町の人なり、家業は中次問屋なりしかど、幼より讀書を好み、且つ古今の法帖を涉獵して臨池の妙を得たりしかば、その名夙に遠近に聞えて、法眼に叙せられ、門下にも當麻寺西南院の一音、吉祥草寺の良石等の名人を出したり。操又多藝にして弓馬の道に通じ、蹴鞠音曲に長じ、彫刻さへ拙からざりしが、技藝の爲に家業を怠ることなきのみならず、殖産興業にも志深くして、一年伊勢松坂木綿を見て工夫を凝し、遂に一種の絣織を發明して、これを町内の吉川菜、奥野菜に教へ、且つ子孫に遺言して、その絣を大和の特産た

らしめんことを以てせり、これ實に縣内の重要産物たる大和絣の起源なり。安永六年八月歿す、年七十八。明治十二年十一月農商務卿その功を追賞して金貳拾圓をその家に賜へり。

大阪府大和國葛上郡御所町

故 淺田 操

寶曆の頃、一地方に物産を興すの目的を以て飛白木綿を創製し、之を子孫に遺囑して、能く素志を遂ぐ、其の世に益する固より嘉す可く、其の意を用ふる亦感ず可し、因て之を追賞す。

桃井直由 直一

桃井直由は安永頃の人なり、劍術をもつて柳澤家に仕へき、鏡前明知流劍術の祖にして、戸田流、一刀流、柳生流等を究め、兼ねて無邊流の槍法にも通じたりきといふ。その子を直一といふ、父の業を嗣ぎて柳澤家に仕へ、鏡新明知流の劍客たりき。文政三年に歿せり、享年七十一。

## 庄右衛門

庄右衛門は大和國十市郡八條村の人にして、父は與十郎といひて村の長たり。寶曆四年二月八條村外五ヶ村徒黨して、京都の所司代に租税を輕減せんことを訴へ出てたり。是より先、同郡膳夫村外七ヶ村も亦徒黨して減租を願ひたり。されば、閏二月、何れも江府へ召されて、糾問を受け、徒黨の罪によりて、流され、或は放逐せられし者多かりき。庄右衛門の父與十郎も、八條村の長として、膳夫村の長、三郎助と共に、豆州新島に遠流せられたり。出船の時、親しき者皆行きて、米錢又は衣類など贈りて、永き別れを惜みしに、庄右衛門も人々に伴はれて、港まで送りしかど、悲愁の極には、名残りを惜まんとすべし、知らず、夢とも現とも更に思ひわかつて、只遙かの空を仰ぎ見て、遠き汐路を怨めしく思ひつゝ、空しく家に歸りぬ。歸りては老いたる祖母と二人の弟を育くみながら、常に父の身の覺束なくて他の親を見る毎に、我が親のことを思ひ出てつゝ、常はしほたれがちなるほどに、祖母なる人も身まかりて、早くも十四の年を過しぬ。明和五年、偶、遠江國豊田郡柴田村の權八とい

へるもの、尋ね來れり。この人も、罪によりて、先に新島に遠流せられたりしに、去年赦に逢ひて歸り來り、西國順禮せし序に來れるなり。さて、與十郎はかの島にありて千辛萬苦せるはいふも更なり、唯一人の友とせる三郎助も、先頃果なくなりしかば、唯故郷のことのみ思ひわたれる由を、委しく物語るを聞きて、庄右衛門は、いてや如何にもして公の御許を得て、かの島に渡らばやと思ひたちぬ。かくと弟に告げゝるに、足下は家を治むる身なれば、妻子をはふらかさん心苦しきに、我は獨身にて心安ければ、我こそかの島に渡らめといふ。庄兵衛は、汝が言理あるに似たれども、父のために家を捨て、妻子を捨て、遠き島根に渡らんと願ひ出て、こそ公も憐とは見給はめ。又年幼き身を遙なる島に遣らんは、我が憂きを添ふるのみならず、父の用にも立ち難かるべしとて、聽さず。さて願の趣細々と書き認め、同年十一月、庄のこと司れる芝邑侯に差出しければ、侯には司の聲に命じて詳しく糾させけり。第二人は大阪の某家へ奉公させ、妹と妻子は親しき人に預け置き、田畑小屋などは里の長に頼み置き、父の世にあらんかぎり、膝下にありて孝養したしといふ志、露疑ふべくもあらねば、侯も其の志を嘉して公に聞え上げし

に、公にも孝心に感じて、翌年二月願意を聴許せられしかば、庄右衛門は雀躍して、便船を求めて新島へ渡りけり。父は庄右衛門の來たるを見て、夢心地に手を取り交はして、唯音に泣くのみなりきとぞ。この島は沙原にて、稻は更なり、五穀といふものなく、唯甘藷のみを産すれば、常にこれを食ひて、辛うじて露命をつなぎけり。安永七年十月、日光御社參の賀儀として、特赦の恩典あり、與十郎も亦その惠に浴しつ、やがて父子江戸に着しければ、庄右衛門が年頃の孝心を賞して、白銀一枚を賜ひけり。それより庄右衛門芝邑侯の藩邸に参りて、謝意を陳せしに、侯よりも二分金を賜ひけり。かくて故郷に歸りければ、親しきは更なり、里長を始め見るもの聞くもの、其の無事を歡びて、その至孝を歎稱せざるはなかりけり。此の事遠近に聞えて、一時かまびすしきまで言ひはやしたりきとぞ。

植村禹言

植村禹言は添下郡四田村の人にして、字を之愈といふ。博く輿地の事に通じ、積大和名勝志の著あり。又己巳、庚午、丙子、乙未の紀行、但馬國大繪圖等を著せり。本居宜

長の玉勝間に、此人すべて國々所々の事を考ふることを好みて、記せるものこれかれをほかる中に、大和の國內のふるき所々の事は、ことにくはしく考へたりとぞ。天明二年壬寅二月二十七日にみまかりぬと傳に聞けり、こゝにもとぶらひ來て、二度逢ひしこと有き、まことにふるき名どころのことどもは、くはしく考へたりげに語りきといひ、荒木田久老の大和河内旅路の記にも、廣大和名勝志三十冊伊勢に來れる折、その歸路に木の國熊野を経たる日記三卷、すべて繪に寫して、名だたる所の故由は、それが上下に書き、また東海道木曾路などの事をも書けるをその家にて見たりといへり。その傳の詳ならざるは、頗る惜むべきなり。

落合平兵衛

平兵衛は葛上郡東佐美村の農なり。性質篤實にして、農事を怠らず、そのみならず、實暦の頃よりしばしば凶荒打ち續き、土民窮乏しけるに、自ら家財材木を賣りてこれを救ひしこと多かりしを以て、幕府これを賞して、銀十枚を賜ひ、其の身生涯、苗字帯力を許されたり。平兵衛は植村出羽守御預所東佐美村の組頭にして、そ

の賞をうけし時は天明二年八月、年五十一歳の時なりき。

### 杉岡宵眠

杉岡宵眠は奈良今小路の人名は道泰、通稱九屋勘兵衛、晩年に隠居して溪月庵と號す、性閑雅、寡欲にして書を善くし、狂歌に巧なり、因りて隠逸を樂しみ、謙讓を旨とし、聲譽を求めざれども、狂歌界に名高き木端、紫笛、季鷹、二南齋等と、互に推量して往來し、大阪の鴻池家よりも通ひ手本を請はるゝに至れり、歌集溪の月は、歿後門人宵瑞の輯めしものにて、標題は從三位岩倉具選公の命名せられたるものなり、公の序文の中に曰く、こゝに宵眠といへる翁あり、狂吟に名を得て、近きをすて古きを慕ひ、その體まことに風雅なること、いにしへにもをさくおとるまじ、かき集めたる集あり、門人のえらびを得て、こたび木にのぼせ、世にひろむるよし、一覽してふかく感じ、拙き筆をとり、いさゝけなること、葉をそのはじめにしるすといふと、亦以て、當時に名を成せるものなるを知るべし、天明四年六月九日歿す、年七十七、その吟咏に曰く、

大三十日より元日かけて雪のふりしに、  
さて降りてくれゆきし年のをもしろし、  
かしらも白し元日の雪。

#### 舟中厭蚊

乗合舟さす蚊ばかりか短夜に、

くらはんかまてせめて寝させぬ。

#### 述懐

牛馬に鹽つけてくふ馬士よりも、

寺子をとつてくふぞちそろし。

この歌を嵯峨のほとりといふ狂歌の集にいでて、わが姿を坊主にかきたるを見て、

ふつゝかな歌をば人の評判に、

のりの衣の身てはないのに。

けふもまた夜は明けにけり人ばかり、

同じ事してくらすと思へば。

金持がよいとは知れど吾は先づ、

多分についてびんぼしてゐる。

孝

無二管や萬能齋の奇妙より、

親孝行は何につけても。

月

せんぐりに昔の人は入りかはり、

ひとつの月をのぞきからくり。

佐保村瑞景寺に碑あり。

杉岡宵眠翁諱道泰、晩營菟裘曰溪月庵、其爲人也間雅少言、平素好書、涉獵頗多、且有狂歌之癖、自蚤歲潛心於斯道、每得其趣則欣然忘食、於戲翁也、言泉澤沸、日詠若干首、往々使人解頤、可謂奇絕矣、願夫近世以狂歌而擅場者、信海貞柳之徒也、今當與之駢駕而聘者、其翁歟、天明四年甲辰夏六月九日以天年終、春秋七十有七、其男

及門人胥議欲建碑于瑞景禪刹、且刻前咏一首、以旌翁之志矣、於是乎略叙其事云、

天明四年甲辰冬十一月二十五日

龍窩澤元懷君玉誌

杉岡長泰

建

門人某等

### 久世宵瑞

久世宵瑞は奈良の人名は敬皎、坤井堂と號す、狂歌は宵眠の高弟なりき、嘗て父東機庵の志を繼ぎて平城坊目考を著はす、寛政の頃より居を大阪に移し、文化八年歿す、年六十六、墓は同門宵甫とともに瑞景寺にあり。

### 内藤景文

内藤景文字は子武、通稱は左膳、初め豊紹と稱し、後景文と改む、高取侯の世臣なり、幼より漢籍を學べ、特に詩文に長じ、瀧鶴臺、片山北海等と交友たりき、寶曆九年目



付役となり、父高豊隠居せし後、家名を續ぎ、明和五年三月用人に任ぜられ、天明三年三月中老に進みぬ。性快活にして虚飾を好まず、常に慷慨の志あり、天明八年十一月二十九日歿し、享年四十四。

### 小百合 くに

高市郡觀音寺村の農に左兵衛といふ者ありき。家固より貧しくてその妻とともに耕耘の業にいそしみけるに、左兵衛眼を疾みて一目を失ひ、剩さへ中風に罹りぬ。その妻も常に病がちに、健やかなる日は稀なりけり。娘四人ありけれど、男子はなかりければ、姉なる小百合に望をとりけれど、半歳ばかりにて、思ふまゝならずとて出て行きぬ。小百合思ふやう、今はこの貧しき家に來て、病める父の心にかなふべき望のあるべしとも思はず、兎ても角ても、老いたる父母の御心を安せんこそ本意なるに、いて男なくても、孝養にことはかゝじと、中なる二人を他家に嫁がせて、幼き妹のくにと諸共に、父母にいたつき仕へつゝ、如何なることありとも、露その心に違ふことはなかりけり。かゝる程に、左兵衛は遂に盲目となりて、屋の内

だに獨にては歩み難きを、姉妹は代るゝ家に在りて、一人は耕し耘りつゝ、身を惜まず勵みいそしみければ、秋ごとの年貢なども、聊かも期に後るゝことはなかりけり。天明元年卯月の初、長閑なる田面の、盲ひたる身にも床しかりなんとて、家擧りて我が田の邊に出てぬ。近きわたりのことども、かにかくと物語りて、やがて取り出でし割籠は、いとあやしけれど、厚き真心に心ゆきて、思ふこと暫しは打ち忘れけんかし、父は田の畔に腰かけたりけるが、折しも雨の名残の未だ乾き果てぬ地の面に、父が掌の形をさながら残りたりける。それより幾許もなく、左兵衛はその天壽を卒へて、七十九歳にして歿りぬ。姉妹は限りなく嘆き悲しみて、かの掌の形をだに形見に見ばやと、その田の畔に竹を建てなどして、久しく占めおさけるこそあはれの極みなりけれ。父なき後も母にかしづきて渝ることなく、孝子の名遠近に隠れなかりければ、領主その志を感じて、厚く褒賞しけりとなん。

### 奈河龜助

奈河龜助は、大和奈良の人、並木と並びて大阪狂言作者の二流といはるゝ奈河の

祖なり。樞助早く家を去りて、一時河内の家に寄食せしが、竟に浪華に出て、並木正三に従ひて狂言作者となり、その奈良と河内に在りしを以て、自ら奈河樞助とは稱せり。著はす所、説伊勢物語、天下茶屋聚、伊賀越乗掛合羽、加賀見山廓寫本等あり。安永天明期に於ける名家なり。門下奈河七五三助、奈河篤助、奈河晴助等皆名あり。

小林肅翁

肅翁名は貞亮、字は士彦、家世々醫を業とす。五條の人なり。肅翁弱冠にして京に遊學し、醫を甲賀氏に學べり。又石玉塞軒に従ひて儒學を學び、篤く洛閩の説を信じ、居ること數年にして、歸りて先業を繼ぎぬ。暇あれば書を讀み、疑義を塞軒に質し、郵筒往來殆ど虚月なかりき。又郷友増田敬業に勸めて、贊を塞軒に執らしめたり。肅翁性恭謙、その人に接すること鄙人の如くなりしかば、人その學者たるを知るものなかりき。然れどもその至孝に至りては、乘口一辭歎服せざるはなし。里正狀を具して旌表を乞はんと欲せしに、肅翁聞きてこれを止めたり。肅翁年六十餘にして母尙ありき、孝養衰へず、出入するごとに必ず告げき。酒食を備へて招くもの

あれば必ずこれを辭す。人その故を問へば答へて曰く、招きに應じて食を擇ばば、主人の心を傷ふべし、擇ばずば我が生を傷けん。これ親に事ふる道にあらざるなりと、その謹慎皆この類なり。肅翁寛政中に歿せり、享年七十五。

増田敬業

増田敬業本氏は松尾、名は尙正、字は久甫、葛上郡桶野村の人。幼にして五條驛の豪商増田氏の養子となりぬ。敬業既に塞軒の門に入り、道を聞くことの晩きを悔い、銳意して學を勤め、書數千卷を購ひ、家政の暇あれば、手卷を釋かざりき。肅翁敬業俱に浮文を喜ばざりしかば、塞軒深く望を屬せり。嘗て書を與へて曰く、近世實學をなすもの甚だ少し、足下等天下の爲に奮勵すべしと、二人これをき、益々勉勵して止まざりきといふ。當時郷俗鄙野にして、人書冊を挾むものなし。肅翁敬業と一小川を隔て、住めり。二人卷を携へて往來し、相與に經義を研究せしかば、里人嗤笑するものありしかど、顧みざりき。敬業は質直にして、義を好み、天明中歲大いに饑乏しに、敬業諸豪家に説き、貧民を賑救せんとすれども、聽かれざりしかば、獨錢

米若干を出してこれを救へり。幾もなくして饑民の集れるもの數百人、夜諸豪族の家を毀ちて、敬業が友某の家に及ばんとす。敬業變を聞きて馳せ至り、屋に乗りて衆を諭し、に衆その提燈の徽號を認め、驚きて曰く、吉野屋の老翁なりと、相顧みて引き去りぬ。その家依て免るゝを得たり。吉野屋は敬業の家號なり。敬業堀氏を娶り、一男を生み常正といへり。後養父の妾子を擧げれば、敬業養ひて嗣とし巨萬の家産をあげてこれに與へ、己が子と別居せしめぬ。人皆その義に服せり。敬業は肅翁に先だちて歿しぬ。

### 福島芳翁

福島芳翁通稱は喜又、慎獨齋と號す。吉野の人にして、醫を業とせり。芳翁初め李朱の術を學びしが、竊にその説を疑ひしに、偶、古醫を談ずるものあるを聽き、慨然として嘆じて曰く、醫の正路こゝに在るなりと、乃ち京都に行き、松原慶輔につきて學びぬ。慶輔は名古屋の醫後藤達山、脇尚徳等と共に當時古方の大家と稱せられし人なり。芳翁やがて慶輔が家の講長となり、學成りて諸國を漫遊し、後暫くして

郷里に歸りしに、病者輻湊して遂に出づる事を得ざりき。芳翁性質磊落にして、物に拘はらず、卒然としてこれを視れば、殆んど知るところなきもの如し、しかも一たびこれを叩けば、議論風發疑團を氷解せざるなし。嘗て弟子を集めて語りて曰く、汝等歳壯んに氣鋭ければ、病者を視て必ずこれを治せんと欲するが故に往々病理に戻りて人身自然の生理に違ふことあり、醫たるもの宜しくこの點に注意すべし。強烈の劑はその用法機に投ずれば功驗最も著しけれど、輕々しくこれを用ゐるときは、雷に功なきのみならず、害をなすこと更に甚しからん。故に平凡の劑却て有効となること多し。よくこの理を悟らば、治方何の難きことあらんと。一年京都の名醫中川修亭來りて、紀伊の橋本驛に寓し、芳翁に見えて大いにその説を喜び、遂に贊を委して弟子となり、其所説を輯録し、名づけて芳翁醫談といふ。芳翁容貌雄偉にして、性酒を嗜む、醉へば則ち美髯を掀げて曰く、吾が師慶輔は卓犖群を抜き、天地を以て家とし、庶民を以て子とせり。大夫丈かゝる意氣なかるべからずと、その英邁なること率ねこの類なり。享和中年七十六にて歿しき。

### 横谷葛南

横谷葛南は五條の人、名は友直、字は子信、葛南はその號なり。初め業を小林肅翁に受け、更に京都に入りて經義を研究し、學大に進めり。三十八歳にして高辻菅公に聘せられて侍讀となり、尤も寵遇を得たり。文化二年、五條代官池田某學館を興し、阿波の新井鳴門及び葛南を召して教授とす。葛南力を盡して薰陶し、門下靡然としてこれに服せり。文化三年七月、疾みて家に歿しぬ。年八十一。葛南性剛毅、年八十を踰えて談論風生の概ありき。平生著述を喜ばざれども、文章雄健にして詩篇豪宕、古雅なりしかば、人多くこれを傳誦せり。浪華の中井竹山、履軒、蕉園と交ること深く、三子皆許すに人傑を以てせりといふ。葛南娶らずして世を終へたり。

### 高瀬周助

高瀬周助は十市郡生田の人にして、徳幕府時代の太田屋を勤めき。古來安倍村高田、阿部生田の三大字は灌漑の便少く、年々旱害を被ること甚しかりしかば、周助

これを憂ひ、文化十三年十二月卒先して土功を起し、高田領内に敷地一町九反四畝十七歩の溜池を設けたり。爾來この三大字は如何なる旱魃にも全くその害を被ることなきに至れり。これより先き、周助のこの事業を企てしとき、物情騒然として議容易に纏まらず、周助この間に立ちて徐に居村百年の長計を説き、少ならぬ私財を投じ、漸くにして成功せり。後全村民深く周助の徳に感じ、爾來毎歲米貳斗を池支配料として同家に贈り、永く紀念とせりといふ。

### 菊谷葛陂

菊谷葛陂名は古馮、字は元机、大簡堂葛陂と號せり。文化の年、奈良角振町に住せり。圓山應舉に就きて畫を學び、花鳥を善くせりといふ。

### 服部宗賢

服部宗賢は越村に生れて高取侯の醫官たり。名は時壽、字は子篤、宗賢はその號なり。別號を葛城といひ、その居を桂香堂、又は龍髯館といへり。宗賢の號は少將白河

侯の賜ひし所なりといふ。高祖父時春は慶長元和の頃の人曾祖父宗教は朴山と稱し、寛永中の人にして又醫官なりき。祖父時伊、父時勝皆その術を傳へて宗賢に至りぬ。宗賢性質廉直にして篤厚、父母に孝を盡し、家族に慈愛深し。幼きより意を家學に用ゐ、傍ら本草學を修めき。十五歳にして笈を負ひて京師に出て、畑柳安、小野蘭山の諸家に從ひて學び、夙に起き夜に寝ねて困苦勉強せしかば、博く醫籍に通じ、十八歳にして既に醫道の蘊奥を究めき。歸來遠近治を乞ふもの門に滿ちぬ。宗賢深く奢侈を戒めて質素儉約を守り、常に知足を説きぬ。されば家富みて、山林田園等も少からざりしかば、豊年には穀を貯へて凶歳に隣里郷黨に賑はし與ふるなど人を惠むを以て樂みとせりといふ。又昔より高取河水増す毎に板橋流れ失せて、農夫旅客濟るに苦めりしかば、寛政八年の秋九月多く資を捐て石橋を架したり。その年わけて豊作なりしかば、人この橋を呼んで豊年橋と稱せり。宗賢寛政四年の冬十月より高取侯に奉仕して俸十口を賜はりたりしが、後侍醫に擢てられ、祿百石を賜はりき。時に高取侯少老たりしかば、侯に江府に侍すること十三年、醫藥の奇効あるによりて、その名都下に轟き、諸國に聞え、列侯士大夫の治を請

ふこと虚日なかりき。宗賢は老年にして駕輿を用ゐずして四方に奔走し、日夜に勤勞怠らず、殊に文政二年仲秋已來侯の百日餘病臥せし時、宗賢忠誠を盡して湯藥を進め、日夜その側に侍りしかば、病癒えしをり、賞として祿三十石を加へて子孫に傳へしめたり。同年十二月三日、宿直の夜半の頃より俄かに病にかゝり、塾生家僕の懇なる介抱によりて數日の後稍癒えしかど、齡は古稀に迫り、殊に侯の病に焦心苦思してより、疲勞漸く加はりしのみならず、翌春降雪深く餘寒最だ烈しきに中りて、飲食進まず、終に黄泉の客となれり。時に文政三年正月十八日にして、年六十九なりき。東都高輪歸命山如來寺に葬りぬ。宗賢著書あり、草聚方、龍髯隨筆といふ、共に醫方を記述せるものなり。その子孫なほ刀圭の術をつぎ、當主服部慶浩も貧者を愍み、力を公益に盡して德望郷里に高し。

### 西川 懿

西川懿字は士徳桃源と號し、世、五條驛の甲頭たり。懿性學を好み、業を荒井鳴門に受けてその高弟たり。又詩文をよくし、儼然たる士大夫の風あり、その賤役に居る

を聞くもの驚歎せざるはなかりき。甲頭の職たる、盜を詰問し、罪状を糾すを以て、勢刻薄殘忍に流れんとするを、慇は嘗て聲色を以て物に加へず、しかも罪人自ら服せり。されば人或は温厚の長者となし、かど、その嘗て龍門の變を論ずるを觀るに、蓋し慷慨の志を抱けるものなり。懿文政某年を以て歿しぬ、年三十八。妻某氏名は峰、字は季容、書畫をよくせり。夫の病めるに當り、共に死せんと欲す。夫の死後悲泣已まず、遂に病に臥すこと月餘、遂に起たざりき。

千葉新藏 新作

千葉新藏父を新兵衛といひ、母をみつといふ。世々吉野郡十津川出谷字殿井に住し、農を業とせり。新藏は妻たみを娶り、二子を挙げたり。長を新作といひ、次を新吉といひき。新藏天性純孝廉直にして、父母に孝養を務め、朝早くより勞働に従事し、山野にて得し所の果實菌類若しくは草花の類を父母に呈して、その悦ぶを見て無上の樂となせり。新藏の母既に老い且つ衰へしが、西國三十三所の佛寺巡禮の祈願遂げざるを遺憾とし、日夕これを嘆じて已まざりしかば、新藏は老母を背負

ひて西國三十三箇所を巡拜し、その祈願を全うせしめたり。後母の病全治せしかば、報謝として再び巡拜の途に就きぬ。人新藏の純孝なるに感歎し、隣里より他の郡村に至るまで、孝子新藏の名噴々として喧傳せらるゝに至りぬ。新藏の子新作亦能く父の志を繼ぎ、孝養の譽甚だ高し。父母共に山野に出て、勞役に服せんとするや、自ら先づ往きて身力を竭して、勞苦を助け、次て父母の勞働を輕減せしむるを無二の快樂とせり。新藏父子、獨り孝行の譽世間に喧傳せられしのみならず、國法を守り、朋友に信あり、長上に禮ありければ、事終に官府に聞え、文化四年八月時の五條代官池田仙九郎は、村吏及附近村吏にも父子行狀の實否を尋ね、特に父子を五條代官廳に召して左の下賜ありき。

出谷村百姓

新 藏

一 扇子一箱 五本入

一 金百疋

一 六教解 一冊

以上

出谷村百姓

新

作

一扇子一箱 五本入

一金百疋

一六教解 一冊

以上

翌五年八月松平伊豆守及び小笠原和泉守新藏に銀十枚を賞賜せり。新藏は文政三年七月十日病みて家に歿せり。享年八十一。子新作は天保元年八月九日歿せり。享年五十二。

### 今西徳左衛門

今西徳左衛門は吉野郡賀名生村和田の人なり。吉野郡の宗川、赤瀧川二流相合し、賀名生川となりて吉野川に注ぎ、紀伊の國に入りて海に入る。その上流は西奥、黒

瀧二郷の材木を出す所にして、伐れば則ちこれを川に投ずるなり。されば大雨して水漲る毎に、木材の流失するもの尠からず。今西徳左衛門乃ちこれを防ぐ法を創意せり。その法兩岸に交互に柵を構ふ。號して張瀬といふ。享和年間これを宇智郡南宇智村大字靈安寺と丹原の境、猩猩淵に施せり。これより材を失ふ患なく、筏に造りて和歌山に達せしむることを得るに至れり。その功洵に莫大なりと謂ふべし。徳左衛門安永八年に生れ、天保四年五月十日歿しぬ。年五十五。

### 西島庄右衛門

西島庄右衛門は高田の人。諱は敬義。字は子禮。葛坡と號しき。幼にして學を好み、博く群籍を涉獵し、且つ書法に長じて、特に草書に妙なりき。資性温良、恭謙能く人を容れしかば、從學師事せるもの千五百餘人の多きに至れり。天保六年七月七日、七十八にて歿しぬ。

### 甲谷道庵

甲谷道庵は芝村の人にして舊芝村藩の御殿醫たり。性恬淡にして寡欲。夙に博愛慈善の志あり。こゝを以て病者常に門に滿ちぬ。偶病癒えて謝禮を齎らすものあれば家僕に委して己知らざるものゝ如く、只貧を救ひ病を癒すを以て樂みとせり。傳へ聞く藩主の參勤交代に扈從して江戸に下れる途に、雲助、非人、乞食等の病むものあるを見れば、籠を留めて診察し、且つ藥を投じて去りしかば、當時東海道筋、道庵先生の名特に高かりきといふ。天保八年二月二十二日病を以て歿しき。時に年七十四。嗣子紀孝も亦博愛慈善の名ありき。

## 中 絲

中絲父を惟舜源兵衛といふ。母は達入氏。世々五條の富豪なりき。父豪華に馴れて奢侈度に過ぎしかば、家産大いに衰へ、加ふるに母蚤く歿し、二弟二妹共に幼なりき。絲女年甫めて十五にして老父に事へ、弟妹を撫育し、家事を以て總て己が任となし、常に先業を恢復する志あり。絲女夙に才徳を以て聞え、かねて容姿妍麗なりしかば、富豪等争ひてこれを娶らんとせしかど、安ぞ老父弟妹を措いて他家に嫁

すべけんやと、固くこれを辭しぬ。父晩年に偏枯を患ひしかば、絲女湯藥に侍して、日夜その側を離れず、數年一日の如し。この時二妹已に長じて、皆人に嫁しぬ。而して絲女年二十七、なほ家にあり、二弟を輔けて家政を攝す。見るものその志を哀まざるはなかりき。代官池田某、召し見て物を賜ひてこれを賞せり。時に享和三年七月なりき。父歿してより後も、尙ほ家事に精勵せしかば、家産稍恢復しぬ。長弟高木氏を娶る。高木氏も亦善くその夫及び絲女に事へて、順婦の稱あり。こゝに絲女稍意を安うせしに、數年にして、季弟病みて歿し、長弟も亦病を得て、牀にあること七年、遂に起たざりき。初め高木氏、男女各一人を生めり、男の名を庸といふ。長弟の疾んで起たざるを知るや、庸の尙ほ幼にして事に堪へざるを慮り、甥惟充を養ひて嗣とせり。絲女又之を輔けて益、家産の増殖を計り、殆ど往時の富豪に復せり。天保元年正月、代官矢島某、又召し見て賞賜ありけり。後、甥に配するに姪を以てせしに、やがて二人の男子をあげき。而して庸も亦成長し、頗る讀書を好み、絲女大いに喜びて曰く、吾が事畢れりと。乃ち家事を惟充等に委ねて優遊して老いたり。絲女家政を管せしこと凡そ三十餘年。天保十三年十月五日病を以て歿しぬ。年六十六。



なりき。絲女人となり方正にして、家人過あれば必ず色を正しくして之を責めしかども、事過ぐれば忽ち釋然として意に介することなかりき。されば家人等皆これを敬愛せりきといふ。

### 岡田太七

岡田太七は宇陀郡松山の人なり。世、藥種商を業とし、和藥物を地方より買入れて、朝鮮及び支那國に輸出し、又漢藥を輸入せり。或時朝鮮の商人と密約し、一升ばかりの白小豆を購ひ得て試作せんとせしも、鎖國の令嚴しくしてこれを持歸ること能はず、これを五勺に減じ、金銀と相交せて歸國し、密に試作したるに、その成績佳良なりしを以て、更に宇陀吉野地方に於て試作せしめたるに、善く地質に適し、多額の産出を見るに至れり。而して白小豆澱粉質多く、且つ皮の薄きと味の良きとによりて歡迎せられ、菓子製造のために需用するもの多く、終に全國に普及せりと傳へらる。太七は寛政十一年三月の生なれども、その歿年月詳ならず。

### 植田吉兵衛

植田吉兵衛は高市郡金橋村の人にして、今の北葛城郡浮孔村大字今里川合方拾六町餘反歩の耕地を開墾せり。この地は葛城川と住吉川との間に在りて、初め葎蘆雜草繁茂し、野獸その内に生育し、渺茫たる原野なりしかば、人々これを不毛の地と稱し、全くこれを放棄したりき。吉兵衛は當時町年寄格庄屋を務めしが、この地の開墾を企て、天保の初年より三星箱の長きに涉り、面積二十町反歩を開拓し、内拾六町餘反歩を耕地とし、残り三四町を以て灌漑用の溜池を設置し、壹反歩の宛米を定めて人々に小作せしめぬ。天保三年十二月六日領主植村伊勢守その功を賞し、青銅五貫文、龍紋の上下壹組、腰刀二刀及び墨付を賜へりき。

### 松本與一郎

松本與一郎は奈良市椿井町に住し、織物を業としたりき。文化十四年、新に春日藤と稱する織物を創む、白地、柳條等の別ありて甚だ雅致あり。時の奈良奉行川井越

前守久徳これを賞して曰く、汝新に織る所の春日藤、實に一機軸を出せり、汝の家業に於けるまた勉めたりといふへし。これ獨り當地商賈の模範たるのみならず、又一名産として他方に出すに足れりと、翌年春日藤專業の許可を願ひ、遂に十年間の專業を許さる。この年六月新編一反を奉行所に獻じ、白銀一枚を賜りぬ。文政十三年より復十箇年の專業を許され、爾後愈勵精して、遂に精巧を極むるに至れり。天保四年十月奉行梶野土佐守良材また賞して曰く、汝往年新機軸を出して春日藤を織り出し、今亦この創意を加ふ、汝が心を殖産に用ふるまた大なりといふべしと。終に專賣の權を與へられたり。

### 萩田甚兵衛

萩田甚兵衛は添上郡横井の農にして、庄屋を勤む。頗る氣概ありて、部民を愛撫し、公共の爲に熱誠なるは、衆の敬服する所なりき。横井には古來三箇所の溜池あれども、用水不足にして、往々旱害を蒙りしかば、甚兵衛奮然この患を拂はんことを期し、大星山溪間に水脈ありて、地形池を作るに適せるを發見して、こゝに一大溜

池を設置せんことを企てたり。されども、經費多額を要して、村民の負擔に堪へざるを以て、自ら地頭奈良興福寺中教林院知足坊に出頭し、屢款願したるに、領主もその熱心に感じて、工費總計銀九拾八貫五百貳拾四匁壹厘中の四分を村民の負擔とし、六分を補助支出することに決しぬ。甚兵衛雀躍村民を鼓舞し、天保九年三月工事に着手し、絶えず自ら工事を督し、精勵殆んど寢食を忘れたりしかば、終に東西一町、南北二町五間、周圍六町、深さ九間の溜池は、十五年六月を以て竣工を見ることを得て、全村旱害の虞なきに至れり。この池公稱は丸尾池なれども、村民は常に甚兵衛池と呼びて、その功勞を追懷し、その忌日には、村民一同休業して、碑前に祭壇を設け、私祭を行ふを例とすといふ。

### 奥田有益

奥田有益は奈良の醫にして、數學に通ぜり、岡田宗春に曆法をうけて、亦これを善くせしが、天保頃の人。所著新篇算數記あり。

### 内藤其淵

内藤其淵は興福寺中終南院の代官にして、書を大簡堂葛岐に學びぬ。最も能く鹿を畫き、四季によりてその趣を異にす。天保年間榕井町小刀屋といふ旅宿の店前に、その畫きたる鹿の衝立ありしに、一日牡鹿これを眞鹿と見誤り、突如として入り來り突き破りたることありきといふ不幸にも家貧にして各處に食客となり、畫きしもの多きを以て、價貴からず。初め水門に住せしが、晩年芝突抜に居住せり。

### 久保田長朝

久保田長朝は通稱助左衛門、後、助作と改めたり。大和の葛上郡北久保村の人なり。長朝の家本富饒なりしが、祖考に至りて産大いに衰へぬ。長朝勤儉にして農を力め、久しくして遂に先業を復せり。人となり、寛厚溫和にして、義に勇み、慨然として物を濟ふ志ありき。是の時に當り、奸民の資あるもの名を王家に託し、放資して利を射、坐して十倍の利を收め、號して名目銀といへり。愚民知れるものなく、争ひて

好餌を食はされ、爲に破産して逃亡するもの勝げて數ふべからず。その禍國中に遍かりき。長朝これを憤り、乃ち同志と謀り、狀を具して官に訴へてその害を除きぬ。幕府の税法、米の時價と照して銀を納むるに、凶歲にあへば、米價騰貴し、石銀百四十錢に至ることあり。長朝輕減を請ひて聽され、民依て蘇息することを得て、歎聲路に滿てり。長朝田中氏を娶り、五男六女を生めり。翁六十の賀筵を開きしとき、子女悉くその兒孫を携へて來り侍し、觴を膝下に捧ぐるもの六十三人なりきといふ。長朝年七十を踰えてなほ孜々として善を爲せり。平生人の爲に患を排し、紛を解きかしば、訟獄爲に止み、又廢村を復し、荒田を開き、公私の爲に利を起し、之と多かりしかば、事幕府に聞え、弘化三年代官某旨を奉じて書及び白銀を賜ひて之を賞せり。長朝七十三歳にて歿す。村内福嚴寺に葬る。

### 宇野花嘯

宇野花嘯は郡山の人、源四郎と稱し、一に蓬月庵の號あり、俳歌を善くせり。梅咲くや、さほひにまはる水車亦その巧緻を見るべし。弘化頃の人といふ。

## 松本小銀

小銀は葛上郡林村林藤内の女にして、若くして高市郡清水村なる松本權助に嫁ぎけるが、一歳餘にして、その夫は歿しぬ。幼きものもなくて、貧しき家に唯一人残りけるを、かよはき身に絲など紡ぎて日ごとの糧を得し、さまざまの艱苦を忍びて待つこともなく明し暮すこと四十餘年、里人等その操の正しきをたへて、その不遇を哀れまぬはなかりけり。嘉永二年四月二十六日七十二歳にて歿りければ、里人ども村の西なる靈鷲の原に葬り、土地の慣例に従ひて、紙旛どもを墓上に建ておさけるに、旛竿の竹芽を出し根を張りて、やがて笱どもすくくと生ひ出てつゝ、幾歳が程に篁とはなりぬ。里人ども思へらく、天小銀が徳行に感じてこの奇瑞を降せるなりけりとて、傍に碑を建て、その貞操を不朽に傳へたり。小銀が事蹟、今傳ふるところ頗るおぼろげなれど、その郷黨に及ぼせる感化のいみじきものありと聞きて、こゝに採録しぬ。

## 安元杜預藏

安元杜預藏、名遜、字伯言、猶龍と號す。郡山の士なり。その祖藩侯に事へて、春秋を講ず、侯嘆賞して、普の杜預に比すべしとなし、因て杜預藏の名を賜ひて通稱となさしむ。子孫その號を襲げり。杜預藏幼より讀書を好み、稍長じて森川節齋の門に在り、こゝに長門の吉田松蔭と相知りて、ともに報效を誓ひぬ。嘉永六年冬、米艦の來るや、郡山侯亦沿海の守備に任せしかば、七年正月四日杜預藏命を奉じて武裝して郡山を出發す。江戸に到つて未だ幾ならざるに瘍を發し、漸く瘡を癒えて後、又病に罹りて閏六月に歿しぬ。年二十七。杜預藏武技を善くし、下に接して仁慈あり、衆畏敬せり。初め瘍を發するや、醫その化膿を待つて治せんとす。杜預藏謂へらく、外夷前に迫る、蹴躪して事に及ばずば、終生の遺憾ならんと、乃ち刀を抜いて自らその瘍を刺す。流血淋漓、醫のこれを洗ふに神色常の如く、歩してその營に歸りぬ。醫は薩摩の人、驚嘆してこれを語りければ、薩摩侯聞いて書を郡山侯に寄せ、杜預藏は天下の壯士なり、克くこれを看護せられよと告げしとぞ。

### 長谷雨蕉

長谷雨蕉名は紳、字は仲書、通稱健藏、玉圃又は雨蕉と號す。奈良南半田東町に生れ、後押上町に住す。資性靜默にして浮華を尙はず、平生酒を嗜み山水を賞し、讀書を樂み、詩文書畫を善くし、頼山陽等と交遊せり。その妻を失ひし日、裏の納屋に入りて讀書せるを見て、人これを怪みければ、悲に堪へねば、讀書に心を感むるなりといへりとす。安政元年九月十九日、年七十を以て家に歿せり。北御門町五劫院に葬る。碑の銘に曰く、

娛心山水、左右圖史、身歿名垂、先哲所美、

### 飯岡秀安

飯岡秀安は通稱安右衛門、後治右衛門と改めたり。吉野郡入野に生れ、幼にして松山の森野好徳につきて書道及び和歌文章を學べり。後宇陀郡田口村飯岡家の養子となりき。秀安京都に至り本願寺の僧知順に和歌を呈せしより、嘖々として世

に稱せらるゝに至りぬ。秀安又中山大納言忠能その他の諸卿に謁して和歌を獻じ、その返歌を賜りぬ。安政三年七月歿す、年七十五。遺詠の一に曰く、

さみが代の龜の尾山をもる神や、

ぬるよの夢路行きかよひけむ。

### 野々村甚九郎 梅吉

野々村甚九郎は葛下郡二上村大字穴虫の人なり。その性剛放にして、炮術に巧なり。日々山野を跋渉して獵を試むるに、百發百中、虛彈なし。里人狐狸の害をさくるがために、甚九郎の名を書し田圃に揚げて禁厭とするに至れり。一日黎明、山に入りて、盜賊の群り眠れるを見て、これを叱咤して叩頭跪拜するに至らしめ、而して後、諄々人道を説きて去らしめたり。甚九郎又心を子女の教育に用ゐ、家庭頗る嚴なりき。一夕次子の性剛を試みんと欲し、夜闇なる頃、次子を拉して某堤の狐穴に至り、命じて曰く、汝はこゝに止まり前穴を警せよ。我は龜背に燭を點じて後穴より入らんと。次子徹宵前穴を守り、遂に曉に至れり。しかも甚九郎は家に歸り熟眠

したるなり。甚九郎病みて褥につけども、未だ嘗て病苦をいはず、人の來り訪ふあれば、唯答ふ體、軀少しく平生に異なるあるのみと、將に死せんとするや、右手を長子に、左手を次子に、右足を長女に、左足を次女に執らしめ、我れ塵界の生を厭ひて、今將に冥府に行かんとすと、告げ終りて從容として逝けりといふ。

梅吉は甚九郎の次子なり。炮術を父に學びて、其蘊奥を極む、嘗て人あり竹葉を射しめしに柄にても尖にても、指呼に應じて的中せざるなかりき。年壯に及びて出で、河内狹山藩主北條侯の家宰下山氏の客となりぬ。一日藩主山に獵せしかば、梅吉も亦下山氏に従ひ行きぬ。會野猪の罫に臥せるあり、群狗戰慄して進むこと能はず、梅吉の狗獨り大に吠え、突進して野猪に迫りぬ。藩主遙かに野猪を望み、自らこれを炮撃せしが、梅吉炮聲を耳にして大に罵りて曰く、濫に發炮して硝藥を費す、何者の戯ぞと、下山氏傍に在りてこれを叱せしに、梅吉敢へて意とせず、なほ語を續けて曰く、今の炮弹は落ちて約五十間の前方にありと、藩主左右に命じてこれを搜らしめしに、果してその言の如くなりき。乃ち大に歎賞して厚く褒し、擢んで、銃師となしたり。後下山氏に隨ひて江戸に出て、銃炮を以て幕府に仕へ、遂

に江戸に終れりといふ。

### 藤兵衛

藤兵衛は奈良今在家町の青物商なり。温厚にして信義を重んず、朋友に交はると親切にして、始終替ることなし。その近隣に半六といへる人ありて、藤兵衛と友たり、暇あれば互に往來し、その日の商事より家事に至るまで相談すること兄弟の如し。一日半六いひけるは、余は足下より年長け、且つ宿痾あり、餘命期す可からず、然かも親戚の以て後を託すべきものなし、余が萬一の時願くは足下を勞せんと。藤兵衛微笑して曰く、是れ相互の事なり、心を勞する勿れと。後數年を経て半六急病にて世を去りしかば、藤兵衛馳せて其家に行き、厚く友の妻子を慰め、且つ勵して葬儀の事を執行ひけり。扱て半六は四歳と九歳なる二人の子女を遺し、逝きけるに、その家元より貧困なれば、これを養ふこと能はず。藤兵衛二人共に引取りて己が家に住ましめ、これを愛育すること、我兒の如く、半六の妻には日川の諸品を贈りて、安らかに世を過ぐさしめたり。斯の如きこと十四年を経て、半六の遺女松

女十八歳に達しければ、支度を調へて、他に嫁せしめ、更に五年を過ぎて遺兒梅吉十八歳に及べるを以て、これに資金を與へ、商業を營みて家を立てしめたり、郷黨これ見て深く、藤兵衛の友誼に感じ、これを賞讃せざるものなく、事遂に府の奉行のに達し、金若干を賞與せられたりといふ。

### 堀江宗彰

堀江宗彰は高田の人、通稱九郎、父を九郎衛門といひ、家世、里正なり、深く國學有職の研究を好み、一舎を當麻祠頭に建て、國學館と名づけ、儒士國學者を聘して俱に業を授けしに、學徒翕然として之れに向ひぬ、宗彰又私財を捐て、後進を誘掖し、爲にその業を遂げしもの頗る多しといふ。

### 野崎主計

野崎主計諱は正盛、十津川川津の郷士野崎利七郎の長男なり、文政七年を以て生れぬ、主計稟性慧敏、學を好み、辯才あり、嘉永六年米艦渡來以後、國家を憂慮し、郷友

深瀬繁理その他同志の徒と共に上京して、梅田雲濱の教を受け、或は諸國の志士と交り國事に奔走せり、文久三年五條の事起るに及び、主計一郷を鼓舞し、主として之に應じ、一隊の長を命ぜられぬ、事敗るゝに及び、主計一郷の禍に罹らんことを痛念し、決然自ら咎を引き、追討諸藩に宛てたる一封の謝罪書及び辭世の歌二首を遺し、九月二十四日川津村狸尾山中に退きて自殺す、年四十、遺詠に曰く、

大君につかへどまつるその日より、

わが身ありとは思はざりけり、

うつ人もうたるゝ人も心せよ、

おなじ御國の御民なりせば、

明治三年積年王事に勸勞せるを賞し、祭料として金三百兩を賜はり、二十四年九月靖國神社に合祀せられ、十二月特旨を以て正五位を追贈せられぬ。

### 深瀬繁理

深瀬繁理諱は維正、十津川重里の郷士なる幸右衛門の二男なり、文政を以て生れ

ぬ資性剛毅にして幼より學を好み、大義を重んず。嘉永三年、年二十四にして、郷里を去りて諸國を遊歴し、安政五年正月、郷友野崎主計等數名と共に京都梅田雲濱を訪ひて教を受け、感激する所あり。又、長藩大坂邸留守居、兵衛村田二郎、三郎等の諸氏と交り、名を物産交易に藉り、互に往來して時事を謀議し、又、粟田宮に伺候し、執事伊丹藏人に就きて、十津川郷古來の由緒を建言せり。他日郷中粟田殿の厚遇を蒙りしは、こゝにその端緒を開きたりといふ。この間、雲濱と往來し、窃に天下の形勢を窺ひしが、雲濱捕へらるゝに及び、一旦郷に歸りぬ。文久元年には、雲濱の門人行方千三郎來りて、繁理の家に滞在するあり。二年には、土州藩士來りて時事を密議し、上京を促すあり。二月、九田監物、野崎主計等と共に上京し、三月、四月、監物、上平主税、千葉正中、田中主馬藏、佐古高郷、前田正之等と共に書を中川宮に捧げ、十津川郷由緒復古の儀を願ひ出て、五月十日恩命を拜し、六月十一日更に朝廷に忠勤を勵むべき由の御沙汰を拜しぬ。郷中不平の徒ありて、蠶々の聞えありしが、繁理、九田監物、佐古高郷等と共に斷然これに請書を上呈し、代官の周旋ありて、こと漸く落着することを得たり。八月十七日、中山忠光五條に義兵を擧ぐ

るに及び、二十四日同志うち連れて歸郷し、天川辻に至りて義兵に加はり、各地に轉戦せしが、局面一轉して事敗れしかば、九月十三日自宅に一泊し、十四日風屋に至り、十六日前鬼を越えて北山に出て、忠光に謁し、白川村の姉、彌田友之助方に匿れて時機を待たんとす。村民繁理が嘗てこの郷に入り、富家に課して軍資を出さしめんとせしを怨み、藤堂藩の追討軍に訴ふるものありしかば、遂にその手に執へられ、二十五日白川川原に於て斬首せられぬ。時に年三十七。その辭世に曰く、  
あだしのゝ露と消えゆく武夫の、

都にのこす大和魂。

明治三年十二月、積年王事に勤勞せるを賞し、祭糝料として金三百兩を賜はり、二十四年九月、靖國神社に祀られ、十二月、特旨を以て正五位を贈られぬ。

林豹吉郎

林豹吉郎、名は豹、幼名力松、宇陀郡拾生の人。父は兵藏といひ、鑄物師を業とせり。豹吉郎はその長男なり。文政三年の春家に生る。資性沈毅、幼より繪事を嗜む。天保五



年の夏長崎の人中島青淵畫を以て當地に來遊せしに豹吉郎就きて教を受け、遂に青淵に隨ひて四方に遊歴せり。八年青淵と訣れしが、偶、蘭醫黒川氏より歐人の漸次東洋に侵入することを聞きて、感ずる所あり、かねて青淵より聞きし高島秋帆に就きて、製炮の術を學ばんと決心し、先づ蘭書の研究をなさん、が爲に大坂に至り、緒方洪庵の炊夫となりて苦學す。一旦父の病によりて歸郷看護せしが、更に漫遊一年、旅費を調べ、十五年長崎に至れば、青淵その夏に歿し、秋帆前月を以て關東に押送せられたりと聞き、失望落膽して暫く長崎に留まり、秋帆の消息を待ちぬ。その遂に幽閉せられたるを知るや、更に韭山代官江川太郎左衛門の學僕となりて教を受け、去りて陸羽北越の間に漫遊し、頻に舊炮の改鑄せざるべからざる所以を論じ、嘉永三年歸省し、四年又和歌山に遊説し、尋て四國中國を巡りしが、當時耳を傾くるものなく、却て邪說者を以て目せられたりといふ。六年法隆寺普門院に客寓中、偶、病に臥せしが、米艦の渡來を聞き、幕府の外交を誤れるを憤慨して、爲に病を重くせりとぞ。安政元年幕府京師近傍の諸藩に命じ、禁裡の守衛を爲さしむ。郡山藩乃ち豹吉郎を聘して大炮を鑄造せしむ。爾餘の諸藩亦人を派してそ

の造形に倣へり。時に友人某、任官の望みなきかと問ひしに、答へて曰く、僕微賤なりと雖ども、常に國士を以て自任するもの、唯羈絆を受くべきは北闕にあるのみと。文久三年八月京都にあり、攘夷の詔を拜するや、同志の徒と相議して大和五條に至り、乾十郎等と商議して、十七日中山忠光等の來るを迎へ、自ら進んで兵糧方となり、又職工を呼び集めて大炮を作らしめ、大に盡す所あり、事敗るゝに及びて主將に隨ひて北山に入り、轉じて、紀伊に逃れんとす。豹吉郎地理に通ずるが爲に嚮導となり、那須信吾と進みて彦根藩兵と戦ひしが、文久三年九月二十五日、鷲家口に於て銃丸に中りて斃れぬ。時に年四十七。明治四十一年、車駕南都に幸するや、十一月十三日特に正五位を贈らせ給ひぬ。

### 今村文吾

今村文吾は添下郡安堵村の人名は宗博、字は子約、松齋又晚翠堂と號す。世醫を業とし、中宮寺の侍醫となれり。父は通稱專治、名を備憂といふ。文吾、文化五年二月五日に生れぬ。七歳漢籍を隣村額田部、野村玄長に學び、十一歳京に登りて、醫を山脇

東海に儒を巖垣松苗に學ぶと十五年天保三年春業を終へ歸りて家業を扶けたり。遠近その徳風を慕ひ來りて業を受けんことを請ふもの多し。天保六年晚翠堂を起し醫術儒學の二科を設けて教授せり。文吾講堂の正面に和魂漢才の四大字の額を掲げ以て學則の大綱となす。毎に塾生に誨へて曰く、魂は主なり本なり才は用なり末なり、主本を措きて才用あるべからず。若しこれを逆用するものは、余が門生にあらざるなりと。乃ち歴史は六國史を主とし、左國史漢を從となす。文吾平生寡黙なれども、その道を講じ史を論ずるときは、滔々口を衝いて出づ。天保十一年の交隣村笠目の佐々木左京長崎に和蘭醫業を卒へて歸る。文吾之れと親み、蘭法治術を研究し、右京を宮の侍醫列に推薦せり。雅量かくの如くなれども、その診斷異なる時は、辯論して一步も譲らず。左京亦常に文吾を推重せり。嘉永三年伴林光平と法隆寺に邂逅し、國史の談論を試み、その蘊蓄該博にしてしかも氣節の逞しく、尋常和歌者流に非ざるを知るや、來りて塾生等に皇風の學を講義せんことを請ふ。光平また凡庸の刀圭家に非るを知りて、その聘に應ぜり。文吾夙に皇室の式微を慨きしが、中宮寺家司上島掃部に遇ひて、幕府の朝廷に對する現狀を

知り、更に慷慨を深うせり。或時奈良奉行川路聖謨の邸にて、談偶、鳴蟲の評に及び、この地より毎年關東に送る蟲は一千疋にして、關東の名を以て御所に獻ずるは七籠、一籠に七疋なりと聞き、文吾思はず叫びて七籠々々といふ。傍人異みて故を問へば、文吾いふ、年々我中宮寺より御内儀へ蟲獻上あり、そは關東より獻上の蟲少くて、御願與なされ難きにより、御内々の御無心によるなりと、聖謨曰く、御所には關東より御賄の爲め買物司あり、御不足あらばこの司に命ぜらるべきに、その宮へかゝることあるは心得ずといふ。文吾、その買物司の支出は寛永に定められたる二萬石を限り、一錢たりとも、この限度を超ゆれば、忽ち御役黜けらるゝを以て、年々節減を計るを忠勤とし、その弊漸く積みて二千石を節減すると承るは如何に、文吾又仄に聞くに、御内儀より買物司に御繕ひ物出づるとき、その關東に因縁あるを認むれば、速かに修復調進し、附餘の御物は在昔久しきに涉ることありと、事微細なりといへども、亦以て自餘を推すに足れりと。聖謨これを聞きて、また憮然たるものありきといふ。後十年、將軍家茂に至り、玄米十五俵年々獻納の事となりぬ。而して當時聖謨は勘定奉行たりき、されば、或人、君が苦言今にして漸く効

驗を見たりといひしに、文吾勃然として、余はこの僅々の獻米に飽くものにあらず、政權の朝廷に回收せらるゝをこそ望むなれといひしとぞ、嘉永六年の頃、開港鎖國の論世間に聳々たり、文吾偶、郡山藩儒藤川冬齋に逢ひ、その説を聞きしに、冬齋曰く、我國は太平に狃れて武備に怠り、海防陸戰共に洋人の敵にあらず、姑く武備の充實と士氣の作興とを要すべしと、文吾曰く、器械の精粗をいふは怯懦の俗論にして、勝敗は勇怯即ち元氣の多少に基く、彼の鹿が大角を有し、體高く皮厚くして、なほ犬に抗する能はざるは、好例にあらずや、今の人心を作興するには、大義名分の基本を確立し、人心の歸向を一にして、後和すべく、戦ふべし、現今の國狀にして武備の充實を云ふは、百年河清を待つに同じかるべしと、暗に封建の非を諷せりといふ、亦以て文吾が志操のある所を知るべし、安政五年、老中間部詮房入京し、京紳の刳制と地下有志者の逮捕を事とするや、志士の遁れて文吾の家に来り、投ずるもの多かりき、文久三年八幡行幸あり、家茂將軍供奉の前驅すと傳ふるや、乃ち門人數十人を率ゐ、釐道に跪き、鳳輿を拜す、後、門人に示せる詩に曰く、  
 警驛聲中名分明、百官先後玉珂鳴、

鳴河下上男山順、赫々神威復向榮、

文吾が國事に關する吟詠にして、慷慨の意なきもの唯この一あるのみ、同年八月十六、日門人三枝翁、北島治房と南山の義舉に加ふことを約せりと語り、老母の事を託せしに、文吾我老いたるを以て、この行に加はる能はざるを憾む、老母の事は顧慮するなかるべしと、金若干を與へて餞別とせり、後同志に勸告して軍資を募集し、森永榮次を使としてこれを天川辻に輸送せり、光平この使に附し、文吾の男宗陽、甥宗達に致し、書の一節に曰く、  
 ますらその屍草むすあらのならに、

さきこそにほへやまとなてして、

菊紋御旗日々神風に打なびき、めてたさかぎりなし、下略

この時文吾への書面は、幕吏の押收せんことを恐れて火中したりとぞ、九月二十三日、伴林光平文吾が門前に來り、人をして塾生中村諒藏を呼ばしめ、宅内の様子を尋ねて來客多きを聞き、後事を托する書を投入して去る、二十六日光平の岩船山にて見張番所に自首したりと聞き、文吾驚きて吐血昏絶せしが、爾來佐幕黨の

勢力盛なるを聞き、煩悶して起つ能はず。文久四年正月四日吟じて曰く、

老邁國紀亂如絲、慷慨雖存身已衰、一瓶方藥南窓下、空教兒孫啓四支、

又

吾魂の行方やいづこ人間はば、

御はしの下にありとこたへよ。

と、聲幽に聞えて瞑せりといふ。年五十七。明治四十一年冬、車駕南部に幸するや、十一月十三日特に正五位を贈らせ給ひぬ。文吾一子あり、名は宗陽、慶應三年二十二歳を以て歿す。弟宗愷の次男勤三、その後を嗣ぎぬ。

### 伴林光平

伴林光平は通稱を六郎と稱し、菖齋岡陵、又斑鳩隱士と號しき。文化十年九月河内國志貴郡林村一向宗尊光寺に生る。父は雅亮、母は原田氏、光平は第二子にして風岳の弟なり。光平初め法名を大雲坊周永と稱し、天保の頃攝津國川邊郡下市場の道場に移り住みて専ら佛の道にみ心を入れたりしに、偶程近き伊丹の里なる中

村良臣、歌の道に名あるを聞きてその弟子となりぬ。光平心ばへ賢しく記憶強かりければ、見聞くことかりにも忘れたることなかりきとす。その頃因幡國なる僧侶無蓋といふもの伊丹に來りて、古語古歌など解さければ、又そこにも行き通ひて學びしが、無蓋の勸むるまゝに、因幡に行きて氣多郡勝宿なる飯田秀雄が家に身を寄せ、専ら國典を讀み歌道をも修業し、その子年平と莫逆の友となりぬ。この頃髪を蓄へて伴林六郎と稱し、年平と義兄弟の契を結べり。幾もなく秀雄の勸告によりて紀伊に赴き、加納諸平に就きて和學を修業し、螢雪の功を積みて識見略成りぬ。後、光平狹山藩の老職舟越外記に依頼して假に姓名を並木春藏と改め、江戸に下りて伴信友が弟子となりぬ。これより先、眞宗本山にては光平が私に還俗せしを安からぬことに思ひ居たりしが、今伴氏の門弟となりしと聞きて、その兄尊光寺風岳に命じてこれを呼び戻し、再び佛門に歸せしめたり。弘化二年八尾郷成法寺村報恩寺に寓し、嘉永の初八尾大信寺主より歌道指南を囑せられ、いつしか又法衣を脱ぎ、髪を蓄へたり。文久元年二月寺門を出て、大和國に移住しけるとき、詩あり曰く、

本是神州清潔民 誤爲佛奴說同塵  
如今棄佛佛休恨 本是神州清潔民

かくかける短冊の裏書には、

予遠祖出於熊野之神人而中祖某者、歷長年間始入佛門、爾來世々、繼統追業、終及十有三世、然而予不信佛、且太有發明、一朝悼頭出寺門、祖先有靈、則以予爲孝乎、將爲不孝乎。

とかけり。これにてもその意氣を察することを得べし、この詩と裏書とは、この後も度々かけりとす。同月大和中宮寺に奉仕して御内人となりぬ。蓋し深慮ありたるなりといふ。光平又かねて信友の教をうけ、荒廢せる歷朝の御陵を再興せばやと思ひ苦心焦慮して探求し、誤を正し遺るを補ひしこと少からざりき。中宮寺の宮よりこれを天聞に達しければ、文久三年二月時の傳奏より左の御沙汰書を賜はりきとす。

中宮寺宮内 伴林六郎

山陵荒廢之儀年來恐懼憂傷苦心探索之趣、達天聽、叙威に候、尙又出精勵勤可有

之御沙汰候事

翌二十八日光平はこの御沙汰書を拜して謠つて曰く、

我はもや御勅たばりぬ天津日の

御子の尊の御勅たばりぬ。

草薺の微衷はしなくも九重の上に達せり、その感憤興起の情想見すべきなり。光平中宮寺宮に仕へしこと數年、その間近國近郷の士民等來りて業を受けしもの甚だ多かりき。是より先き、嘉永六年以來諸外國頻りに來り迫れるに、幕府因循にして朝旨遵奉の道を失ひしかば、光平憤りて書を關白、應司、熙通に獻じて諸外國の跋扈と、幕府の暗愚とを論じ、天皇親ら天下の義士を率ゐて外患を攘はせ給はざるべからざるを辨ぜり。その書密に天覽に供へられ、天皇これを嘉納し給ひきといふ。文久三年八月十七日南山の義舉を聞き、光平大阪より一日十七里の路を急ぎて五條櫻井寺に至り、前侍從中山忠光にまみえて記録方となり、又參謀方をもかねたりきといふ。この頃十津川郷兵に檄したる光平の草稿あり、曰く、今度此表勤王の義相唱候處、素より御由緒深き郷中、早速一同奮起候段、満足に

候、依て當地をもて本城と相定め候、然處姦賊共天朝を垂閉し、遂に夷狄の術中に落入り、己が姦意をもて勅旨と申成し、忠良を刈盡さんと欲す。おそれおほくも聖體如何と畏み奉る事に候、有志の者一日片時も安眠すべきにあらず、仍而速に進發矢玉を避けず、遠近相唱、逆徒を誅し、忠良をたすけ、人民を安んじ、叡慮を慰め奉りたく候。郷中一致相守可申、若敵方に相通じ候ものは勿論、異論有之候ものは老輩相談じ、速に罪狀相糺、嚴科に處すべし。尙他日打登り候節、賞罰正敷取行ふべきもの也。

文久三亥年九月

十津川郷士中

白銀の峰、和田峰等の戦には、光平の策によりて寡兵を以て強敵を破り、兵糧を奪ひ、敵首を斬りぬ、その功業に超えたり。初め大和行幸攘夷親征の議ありしが、廟議忽ち一變して親征の事やみ、攘夷延期の詔勅下りしより、戦利なくして軍を天の川にひき上げ、要害を守りて戦ひしに、藤本鐵石はじめ義士多く討死せり。光平も間道より遁れて、ひそかに後圖をなさんとし、葛城山の高嶺をこえ、生駒山遠くた

どり來しかど、偶脚疾に罹りたりければ、いたく疲れて歩むことかなはず、終に追兵の爲に捕はれぬ。この時よみし歌なりとて、

楫をなみのりて遁れむ世ならねば、

岩船山もかひなかりけり。

岩船山といへるは、葛城生駒の同じ峰嶺きにある山なり。さて光平は奈良の奉行所に送られ、獄に投ぜられしが、獄吏皆光平の門弟なりしかば、待遇頗る厚かりき。後京都へ檻送せられんとするに當り、訣別のためとて獄吏を呼びあつめ、本居翁の直毘靈を講じければ、獄吏いづれも涕泣仰ぎ見しものなかりきといふ。又京都の獄にある頃にも、同志の士光平に一書を講ぜんことを請ひしかば、獄中もとより書なけれど、光平萬葉集を諳記せしを以て、日夜講義して同志をして幽鬱を散ぜしめたり。その説極めて精妙にして聞くもの皆感歎せりといふ。又諸同志と往事を追想して手づから莖筆をつくり、大和義舉の頭未を記して南山踏雲録と名づけたり。元治元年二月十六日、終に京都の獄中に斬られぬ。享年五十二。明治二十三年朝廷光平の忠を嘉し、特旨を以て従四位を贈り、靖國神社に合祀せられぬ。光

平が生涯往々趣味ある逸話を残せり。光平、飯田秀雄が塾生たりしときに、垢じみたる衣を着、帯はなくて手拭を腰に纏ひぬたり。西垣某氣の毒に思ひ、小倉織の帯を贈りければ、忝なしと請け取りたれど、これを坐邊にさしおき、數日をふれども、元の姿にてありけるにぞ、秀雄はかの帯を指し、あれは西垣が好意にて贈りしにあらずや、といへば、實にさなりと言ひつゝ、猶ももとのまゝにてうち過ぎぬ。同じ頃の事にや、秀雄巻紙の料にとて半切取りいだし、これ續ぎてよと言ひ付け、れば承はりぬとて、表裏をも見定めず、手に任せて糊を塗りつくるを、かたへの人々見かねて、そは表裏打亂れたりといへるに、さらぬ顔にて裏面もまた白し、何か苦しかるべきと答へぬとぞ、かく何事にも無頓著なれど、父兄に仕へ朋友に交ることのいと謹厚懇切なりしさまは、その日記須美麗草といふ書に見えたり。光平はまた詠歌に巧にして誦すべきもの少からず。

大丈夫の世を歎きつるをたけびに、

たぐふか今も峯の木がらし。

佐保川の瀬々の白波いにしへに、

たちかへるべきわが世なりせば。

黄金もて月日をうちし高旗に、

なびがぬ國はあらじとぞ思ふ。

### 乾十郎

乾十郎諱は良、又縦龍といひ、桃庵と號す。その先品山氏に出づ。世、河内小川郷に住せしが、子孫移りて五條に居り、父を元次郎といひ、醫を業とせり。十郎京都梅田梅濱の塾に學び、傍醫術を修め、嘉永安政の間、時事に感奮して、天下の志士に交り、時の至るを待てり。一旦郷に歸りて、或は一郷の爲に、紀藩に對して、袋税免除を請願し、或は車坂を開鑿して、吉野川の水を淀川の上方に導き、水運を開きて萬一に備へんことを中川宮に建白し、又當時吉野川を舟にて下す産物は、寛永以來、總て紀伊橋本にて積み替へ、別船にて運送する慣例ありて、損害夥しきを見て、久野丹波守に上書して、その不當を論じ、舊習を一洗したるが如き、皆その國を愛へ民を思ふの熱情に出でたり。文久三年天誅組の起るに及び、これに投ぜしに、局面一變し

て追討兵四方より來り逼るにあひ、天川辻、鷺家口等に轉戦して、終に大阪に逃れ、江口村に潛みしが、幕吏に捕へられて、京都の獄に投ぜられ、元治元年七月二十日、諸同志と共に刑に就けり、時に年二十七。墓は京都東山靈山にあり、二十四年九月、靖國神社に合祠せられ、三十一年七月特旨を以て正五位を追贈せられぬ。

### 原田龜太郎

原田龜太郎名は廣備中板倉侯領下の人なり、幕末の頃、谷三山の門に入り、在塾五年、又森鐵之助にも從學せり、文久三年天誅組の變起るや、龜太郎奮躍してこれに投じ、亂平ぎて元治元年京獄に斬られぬ。

### 織田信成

織田信成は柳本藩主にして、夙に尊王の志篤く、又能く撫民に意を注ぎしかば、下民悉く悦服し、政令普く行はれき、信成豫て崇神天皇の御陵の荒廢に傾けると慨し、領内に令して修補の工を起さしめたり、時に元治元年九月なりき、信成工を督

し、人夫五萬七千九百九十八人を使用し、工費銀五百九十八貫九百十匁を支出し、翌二年五月竣功せり、信成よりて人夫に米二百八十九石九斗九升を給與せり、御陵墓の周圍に六町四反三畝歩の水を溝へ、堤塘には悉く櫻樹を栽植せるなど、御陵墓中多く、その比を見ざる壯舉を成就し、その尊嚴を保せり、柳本村は固と水利の便に乏しく、常に枯涸を免れざりしが、山陵の竣功と共に、特に御陵隍の放水下賜の恩典を蒙り、灌漑の用に供するを得るに至りたるを以て、七十餘町歩の農民は忽ち蘇生の思をなし、爾來全村鼓腹擊壤の樂を享受せり、村民深くこれを徳とし、永く子孫に傳へて忘却せざらんことを期せりといふ、信成は子爵織田信一の祖父に當れり。

### 橋本若狹

橋本若狹、初の名は藤藏、綱幸と稱す、郷士益田藤左衛門の第四子にして、文政五年十二月十日宇智郡瀧村に生る、萬延元年三月吉野郡長谷丹生川上神社の祠官、橋本信政に養はれ、やがてその職を襲ぎぬ、幼より武技を修め、最も擊劍柔術に長ぜ



しかば自ら一派を創めて二葉天明流と號せり。夙に皇室の式微を慨き、竊に回天の志あり。幕末の交、武術修業として四方に周遊するや、亦専ら各藩の形勢を窺ひ、國論の趨向を察して他日の用に備へんとしたりといふ。歸來村内に練武場を開き、郷黨の子弟を集めて武技を授くるの旁、常に大義名分を説けり。文久元年江戸に遊びし折も、専ら勤王の志士等と相往來したりければ、忽ち幕吏に物色せられ、常野の間を潛行して畿かに國に歸ることを得たり。乃ち又郷黨の子弟を教養して時機の到るを待てり。文久三年八月所謂天誅組の變起るや、報効の時到れりとなし、同志の士中井元定、欣求寺良嚴等とともに、五條に行きて中山主將に謁しぬ。主將義舉の主旨を説き、義軍の勝利を丹生川上神社に祈禱せんことを囑す。若狹旨を領して歸つて郷黨に告ぐ。時に八月二十二日なりき。偶報するものあり曰く、幾日廟議一變して三條公以下西奔し、長門藩禁門守衛を免ぜられぬ。中山公は既に京都の後援を失へるに似たりと。一座愕然たり。若狹徐に説いて曰く、これ楠公が孤軍忠誠を抽てし日に似たらずや。諸君努力して隣國の故人に恥ぢざらんことを期せよと。衆大に振ひぬ。翌二十三日若狹再び中山主將の營に到りて曰く、廟

議既に一變す。追討の軍來り迫らんこと目睫の間にあり。乞ふ教書を得て同志を郷黨に募り、主將が義旗に殉ぜしめんと。主將これを許して田所勝次郎、楠田復馬を副へて募兵のことを囑せられしかば、若狹即ち同志をしてそのことに當らしめ、身は齋戒沐浴して社頭に祈禱すること五日に及びぬ。さる程に、中山主將の本營には、十津川郷兵を初め勤王の志士一千餘人、義旗の下に集ひけれど、國內の諸侯一も應ずるものなく、あまつさへ、和歌山、藤堂、彦根、郡山等の大軍推しよせければ、郷人や、阻む色ありける折しも、若狹は祭事をへて、出て、衆を激まし、廣梯権の木、高岳の三所に砲臺を築き、大砲數門を備へ、郷兵をしてこれを守らしめて、自ら同志數輩と天の川辻の本營に到りぬ。時に九月四日なり。七日大日川口の守兵を援けて藤堂勢と力戦し、この夜主將に銀峯山に従ひぬ。翌八日鳥尾の阪を下りて樺の木峠を守りけれど、藤堂勢の進撃急にして我が兵本陣に引揚げければ、若狹獨り元定を伴ひて椎原の峯を攀ぢ、廣梯の砲陣に到りぬ。折しも郡山勢下市より來り迫る。即ち命じて砲門を開かしむ。戦方に酣なる頃、小泉勢椎原峠より我が側面を砲撃す。若狹遂に支ふべからざるを見て、火を民家に放ちてその進路を

遮断し、退いて長谷村の自邸に入る。この地砲陣を去る僅に二十町許に過ぎざるを、この夜は敵軍敢て來り犯さず、若狭は亦安如たりきといふ。明れば九日、かねて丹生の上流、脇川村に屯せりし彦根隊、川に沿うて下り襲ふ。若狭元定等銃手若干を率ゐ川上の地に邀へ撃ちしかど、固より衆寡敵せず、流に沿ひて下り走る。敵若狭の邸宅と誤りて川北某の家を焼き、且つ川上神社の社務所拜殿等を灰燼となして去りぬ。この日銀峰の本陣にも亦激戦あり。我が一隊長谷村の火焰を望見して來り援く、若狭既に家に在り、朝來の戦況を語り、且つ曰く、今夜下市の敵營を襲はゞ、必らず奇勝あらんと、衆これに同じ、三十餘人間道の嶮を踰えて、下市に入り、先づ敵の哨兵を斃して分れて二隊となり、一隊は吉野川に出て、千石橋を焚き、以て下淵村なる郡山藩の來援を断ち、若狭等の一隊は急に彦根勢の宿營を襲ふ。折しもの烈風に、敵營か市人か火を失するものありければ、さらてだに狼狽せる陣營は、唯物にのみ當りまどひて撃たるゝもの數を知らざりき。世に天誅組の焼討といふはこれなり。越えて十日、若狭銀峰の本陣に還る、主將勢漸く蹙るを見て、兵を天川辻に收む。時に和歌山、藤堂、彦根の各藩皆大軍を擁して三面より來り迫

る、勢既に如何ともする能はず、主將更に退いて十津川に入らんとせしに、郷士等中川宮の令旨を奉じて、これを拒みければ、乃ち轉じて北山郷白川村に出て、鷲家口の敵を突破して伊勢に逃れぬ。若狭途に主將等と相失し、二十九日單身京都に登り、三上某の家に潛みぬ。この年十月十五日、北島治房とともに但馬の義舉に投ぜんとして京を發せしが、攝津埋谷村に到りし頃に、浪士の軍既に四散すと聞き、又京都に引返しぬ。時に幕吏の偵察、彌急なりければ、その月二十三日、又治房とともに三河國に走り、十一月又有柄川の宮人前川茂行を頼みて京都に入りぬ。翌元治元年三月、大阪に下り、道頓堀日本橋筋字黒門に住宅を構へて自ら大阪屋豊次郎と稱し、材木仲買商を營むと號して同志等の會合謀議に便にせんとす。その冬十一月二十九日、事露れて捕に就き、京都六角の獄に繋がれ、慶應元年六月を以て斬らる。その日未だ詳ならず。時に年四十四。明治三十一年七月四日特旨を以て正五位を追贈せらる。

## 井澤宜庵

井澤宜庵本姓志富田氏、名は卓、字は子立、文政六年紀伊伊都郡見好村に生れぬ。父を文禮といへり、天保の頃文禮移りて大和の五條に住みて醫を業とせり。宜庵初め森田節齋等と共に頼山陽、篠崎小竹等に從ひて漢籍を學び、天保十四年長崎に遊びて、専ら醫學を修め、安政六年單身江戸に赴きしが、時勢に慨するところありて京畿に歸り、専ら梅田雲濱等と交りぬ。文久三年五條の義舉起るに及び、宜庵蹶起してこれに投じ、代官鈴木源内殺されし後、藤本鐵石、松本謙三郎、池内藏太、竹下熊雄、原田龜太郎等を自邸に會し、乾十郎、野崎主計、深瀬繁理等と謀議する所あり、爾來各地に轉戦せしが、遂に藤堂藩兵に捕へられて京獄に幽囚せられ、慶應元年七月二十八日獄中に死せり、年四十三。遺骸を洛東寶福寺に葬る。宜庵狀貌魁梧、度量寛宏にして尤才辯あり、詩歌を嗜み、筆跡を能くす。その軍中にあるや、病傷者を療養する懇切なりしかば、中山忠光より刀を賜はりぬ。又吉村寅太郎の創傷を療せしかば、その戰袍を贈られぬ。共に今猶その家に存すといふ。

吉村信之助

吉村信之助は田原本藩士、名は遷、字は子喬、柳亭と號せり。三山に從ひて經史を涉獵し、才學の聞えあり、人となり豁達にして事に幹たる才あり、特に擢んでられて給人の班に列せり。慶應元年八月八日七十二歳を以て歿しぬ。

久保耕庵

久保耕庵名は純、宇陀の人、蘭學に精しく、洋醫を業とす。又谷三山が高弟の一と稱せらる。

岡本通理

岡本通理通稱は宮次郎、高田の人なり。三山に從學し、且つ國學に通じて、史籍に精し、嘗て振濯錄を著し、守戸の沿革を論ぜり。

家長韜庵

家長韜庵名は淳、字は伯厚、葛上郡小殿の人、家世、里正たり。自ら記す所に據れば、そ

の先は平忠盛の家人平家長に出づ。子孫伊賀伊勢の間にあり。江戸幕府の初、大和醫の似齊と號せしものはその裔にして、始祖の名なる家長を以て氏とす。世、十市郡今井邑に居り、後彌兵衛に至りて葛城郷に徙り、始めて農事に服し、二世にして里正に推され、三世大保正となる。四世は即ち頼庵が父なり、又大保正として所管四十村に及ぶ。資性寛簡にして度量あり、又書史を好み吟咏を愛す。在職三十年郷人大にこれに推服せり。嘉永元年九月二十八日歿す。享年六十二。頼庵その長子なり、夙に家事を其の弟に委ね、初め江戸に遊び、後、京都に來りて頼山陽の門に入る。専ら文章を攻めて、傍、兵法を學び、帷を下して諸生を教ふ。その文明快にして力あり、又詩を善くしぬ。慶應二年十月二十二日歿す。

### 田中主馬藏

田中主馬藏諱は通俊、後邦男と稱す。千葉周平の二男、天保三年十津川郷上湯川に生れて、田中氏を嗣ぎぬ。性剛直、弱冠にして、その兄千葉正中と共に、紀伊田邊藩儒平松良藏の門に入りて、學を講じ、傍、擊劍を同藩柏木兵衛に學び、居ること三年に

して、郷に歸りぬ。嘉永六年米艦渡來の後、郷人深瀬繁理、野崎主計等と力を國家に效さんことを謀り、安政五年郷の同志等と共に、上京して諸藩の志士と交り、國事に奔走し、十津川郷由緒復古の義を願ひ出てぬ。當時の述懐に曰く、  
みよしの、よしのの山の薄紅葉、

いつか錦の色を見すらむ。

五月十日中川宮より恩命を拜し、更に六月十一日、主馬藏、丸田盛物、前田正之等と共に學習所に召し出され、朝廷に忠勤を勵むべき由の御沙汰書を拜し、一同感奮。禁闕奉衛の任に當れり。文久三年天誅組の兵を起すに及び、主馬藏これに應じて各所に轉戦せしが、事敗るゝに及び、九月追討兵紀藩の爲に捕へられ、和歌山に護送幽囚せられたり。この時の歌に、

數ならぬ身にしあれども君が爲、

つくす誠はためまざりけり。

この年十月、渡邊相摸守、東辻圖書權助鎮靜の爲に巡行せし時、幸に赦免せられて歸るを得しかば、更に京阪の間に往來して、國事に奔走せり。慶應元年閏五月、京都

奉行小栗下總守、守護職松平肥後守の指揮と稱し、又捕へられて獄に投ぜられぬ。或は水戸脱藩の士鯉沼伊織後三香來りて主馬藏と密議し、川瀬太宰、村井修理等と、吉野山なる後醍醐天皇の尊像を奉じて、兵を擧げんことを圖りしによるといひ、或は主馬藏が藤井織之助、前田正之等と、七卿を長州より召還せられんことを、議奏正親町三條卿に建白したるによるといへり。この頃土州脱藩の士濱田辰彌後田中顯十津川に來りしが、幕府の嫌疑甚しきを以て、主馬藏の引受にて田中顯助と名乗りしことあり。翌二年四月十六日主馬藏は放還せられ、後郷に歸りしが、十二月病みて家に歿しぬ。年三十五。明治三年十二月積年王事に勤勞せるを賞し、祭棗料として金三百兩を賜はり、二十四年十二月特旨を以て正五位を追贈せられぬ。

### 櫻井せい

櫻井せいは大和五條の人にして、高市郡八木村の民久兵衛の後妻となりぬ。姑とめは年老いて不治の病にかゝり、夫久兵衛も亦中風症を患ひて、姑夫ともに起臥

意の如くならざりしかば、せい日夜看護怠らず、されど家貧にして朝夕の烟も絶えくになりけり。しかるにせい女は少しもこれを意とせず、朝に星を戴き夜おそくいねて、賃仕事して日々の生計を支へたり。姑夫共に酒を嗜めり。せい隙を視ひて二子に留守せしめ、田原本、松の院なる味淋を購ひて朝夕これを供せり。田原本は八木を距ること五十町なり。其の他、菜葉餅、歳時の物にいたるまで、力を致してこれを供せり。食時必ず丁寧に挨拶してこれを進めたりといふ。事高取藩に聞え、安政四年、藩主厚く其の孝貞を賞し、御藏米壹俵を賜ひぬ。

八木村久兵衛妻

せい

右せい事、老年の母病中孝心に相事へ、夫久兵衛久々病氣の處、晝夜實體に看病いたし、常に萬事心得方宜しく、家族睦しく、節義相守候段、神妙の事に候、依之御藏米一俵御褒美被下之、

安政四年丁巳八月

役所

かくて姑とめは其の前年四月二十七日八十五歳にして歿し、夫久兵衛も萬延元

年に歿しければ、せいの愁歎やる方なく、懇に其の後を吊へりといふ。二子も亦母に事ふること、せいの姑夫に事へしが如かりき。せいの慶應三年十月六十四歳にて歿せり。萬延元年、谷三山が藩の執事に寄せて、再び賞賜あらんことを請ひし書あり、曰く、

稟者、奥村木原屋久兵衛妻媼と申者、其夫之病に侍し、晝夜扶抱供養等閑ならぬこと、愚拙より内々申上候處、存くも御褒美の御沙汰に及び候段、本人は不及申、凡間者御盛徳を仰がざるはなし、所謂一人を賞して千萬人悦ぶ、其利博説大矣、愚拙も感喜の餘り、其節金百疋を贈てこれを祝し候、且隣家の事故甘脆を得ごとに、之を分ち送て其媼を助け候事に御座候扱、媼儀御褒美を蒙り候以後、于今三年志ます、固く、看病聊も懈るとなしされば、久兵衛かゝる難病に墮り、身體手足少も動振を得ざるも前後八年の星霜を經れども、依然として尙無恙、惟在候事端に介抱の厚きにある者と、隣人もみなこれを稱し候、久兵衛常に媼が介抱の深切なることを悦び候こと、今更申送も無之、たゞ媼も漸く老年に及び候得ば、其身媼に後れて雖誰ならんことを歎き候由、是又憐なることに御座候、(中略)又病人は飯を食はずして、たゞ餅を吃し、甜酒を嗜み候故、つねに飯本の松の井酒を請め飲せ居候處、松の井酒も道々高直に相成候に付、媼は身飢寒を忍び、晝夜持き候得共、尙其費に堪へずして、遂に小豆

糶米を買ほどの資もなく相成、親類にこれを憐むものありて、少許の木錢を假し與へ候由、愚も聞に忍びず、昨夕媼を招き、再び金百疋を贈て木錢の資といたし候、因て何角相尋、其志の眞なるに感じ、これが爲に眼涙を抑へかれ候事、に御座候、御封内廣といへとも、かゝる奇特の者は乍恐二人とも難得と被存候、(中略)媼に褒賞贈ては、民に善を勧むるに足らず、此媼が如きもの御封内十人も出る程ならば、御封内風化の化四隣に超絶して、目出度ことに可有御座と奉存候、(下略)

### 中井庄五郎

中井庄五郎は十津川野尻村の人、祖父順助醫を業とし、一郷の右族たり。父秀助勤儉農を業とせり。庄五郎はその三男にして、弘化四年四月廿三日を以て生れぬ。資性剛直、膂力人に過ぎ、最も擊劍を善くせり。文久三年、年十七、上平主税とともに京都に上り、勤王の志士と交り、國家の形勢を窺ひ、同士と國事に奔走し、天誅組の亂後、鎮撫使に隨ひて入郷せり。慶應三年四月同志片岡源馬後、利と四條橋上を遊歩せしに、新選組と稱する幕兵、七八名肩を怒らして濶歩し來るに行き合ひ、その暴

状を見るに忍びず、忽ち抜刀し、身を躍らして切結び、直に敵二人を斬殺し、その他を逃散せしめたり。この時源馬また傷を負ひぬ。十二月七日夜同志数名と密に斬姦の擧を畫し、油小路七條上る處の酒樓に於て、豫て國家の姦賊と認めたる新選組近藤勇等廿四人の宴會せるを探知するや、衆に先んじ躍つて酒樓に上り、長刀を揮ひて衆中に奮闘し、御面御胴しめたくと連呼しつゝ、亂撃當るべがらず、敵直に燭火を滅しければ、暗中數人を殺傷し、躬亦數創を受けてその場に斃れ、終に遺骸を得る能はざりき。時に年僅に二十一。これより先、土佐藩士坂本龍馬を殺害したるものあり、同志者深くその横死を悲憤し、自方探索して、彼の黨の所爲なるを知り、その怨に報いんとてこの擧に及びしなりといふ。又、元長藩士岸泰治といふもの、會津藩に仕へ、長藩の動靜を探偵し、内通を事とせしかば、同藩品川彌二郎より君公の内意を以てこれを除かんとを依頼し來りしにより、同志者一人と祇園町に於てこれを要撃して誅殺したりしかば、長州侯より、二尺八寸の新刀を賞賜せられしことあり。明治十年祭糶料を賜ひ、廿四年九月靖國神社に合祀せられぬ。

堺 縣

十津川郷士中井庄五郎始、殉難之者拾四名有之、趣被開食、惘然被思、食候、依テ爲祭糶料金百四拾圓下賜候條、此旨可相達事、

明治拾年二月十三日

宮 内 省

中井庄五郎

右者殉難死節之趣被開食、深惘然被思、召候、依テ爲祭糶料金拾圓下賜候事

明治十年二月十五日

堺 縣

谷三山

谷三山諱は操、字は子正、又存正、童名市三、通稱は新助、後、昌平と改む、三山、淡庵、淡齋等の號あり。その先は藤原貞信公の庶流より出て、裔孫十市郡櫻井を領す、故に櫻井氏を稱せり。その後裔、忠廣の長子忠定、永正中談山の役に亡び、次子忠高、その二弟と南境に居るもの、始めて谷氏を稱し、終に民籍に入り、數世を経て心覺に至る。四子あり、三子共に外に出づ。その八木に住せしものは三子觀光にして、三山の祖

父なり。糶糶を業とし、博愛人に施すを喜ぶ。父重之樂軒と號す。商業に利を獲て富を致しぬ。嘉永元年八十三歳にて歿す。重之櫛村氏を娶りて二子あり。長は重緝原亭と號す。次子は即ち三山なり。幼少より多病にて、十五六歳より聾となり。賣買も成り難ければ、唯讀書に耽りぬ。兩親も多く書を購ひてその讀むに任ししかば、二十年にして數千卷を涉獵せり。初め三山好んで稗史小説を讀みけるが、兄原亭に激勵せられて、猛然として正史經傳に向ひぬ。三山の名聲日に聞ゆるに従ひ、就いて學ぶもの頗る多く、家塾を興して興讓館といふ。植村侯その篤學を賞してこれを聘せんとせしを、一旦は辭せしが、嘉永二年正月、永代三人扶持を賜ひ、苗字帶刀を許して士籍に列せられ、事毎に諮詢を受くるに致れり。三山亦經國濟世の志あり、誠を開き意を竭して啓沃せしかば、教化遍く行はれて、改革する所多かりきといふ。嘉永六年二月、藩主出羽守家貴卒し、子家保封を嗣ぎ、善政を興し、風化を新にせんとする志ありしかば、三山意見三個條を上りぬ。曰く、奢を去り、儉を守り、専ら仁政を行ふべき事。曰く、賞罰を明にし、黜陟を嚴にして、忠孝の俗を厚くすべき事。曰く、學校を興し、明儒を聘し、人材を教養すべき事。言説する所頗る懇切なり。安政

三年再び上書して賢才を薦め、且つ國を治め民を安んずるの道を講ぜられんことを請ふ。文久三年國歩艱難にして、朝旨は幕令と相矛盾し、天下の人心恟々たりければ、三山また在京の君侯に書を上りて大勢の趨向を指點し、時局を濟ふの道は、只尊王攘夷に在るのみと論ぜり。三山老年に、耳を聾せるが上に又明を失ひ、慶應三年十二月十一日六十六歳を以て歿せり。三山四歳にして既に我が姓谷の字を書し、長ずるに及びて精力益加はり、毎に燈下襟を正しくして、端座し、祈寒酷暑も手卷を放たず、或は讀みて五更に至り、或は食を廢するに至る。帷を下して教授するや、士庶の門籍に列するもの殆ど千に垂んとす。三山各その器に隨ひ、力を竭して誘掖啓發せしかば、有用の士を出ししこと少からず。三山又夙に經世富國の志あり、屢藩の執事に上書して、政治の得失、民俗の改良、教化の普及等を論ぜしに、議論剴切、藩政に裨補する所多く、奈良奉行川路聖謨、山陵の事に從事せし戸田大和守の如き三山の建言を用ゐしことありきと覺ゆ。その生地畝傍に近かりければ、神武陵のことには特に意を用ゐて、これが考證を建言せしこともありき。その學風は經學を先にして、詩文を後にす。専ら道義を説いて、氣節を激勵し、相率ゐて



忠孝節義の準繩に據らしめんとせり。幕末國事の紛亂に際しては、専ら尊攘の大義を唱へて士氣を鼓舞せり。されども、平生溫和にして、大言壯語人を驚すが如きことなし。常に塾生を戒めて曰く、書生の風品行を檢束せず、危言を放ちて上を凌ぎ、矯激の論をなして前輩を詆り、快を一時に貪りて以て豪傑の態を得たりとなすものあり。かゝる風儀は、これ身を失ひ家を敗る基なり。豈懼れて慎まざるべけんやと。三山身を持すること嚴毅方正にして、言笑苟もせざれども、亦溫厚親むべきものありき。人過失あれば、必ず先づ容を整へ色を和げ、誠をひらいてこれを告げれば、聴くもの畏服して改悛せざることなし。三山獨修を以て能く學問を大成し、當時名家の推服する所となりしは、その非凡なりしを知るべし。二十八歳の時、兄原亭と共に猪飼敬所を訪ひて忘年の交を訂す。爾後書筒往復、廬月なく、曾て敬所の來訪せし時の如きは、晝夜筆談四日に及びしといふ。敬所二癖あり、よく人を嘲り、人の著書を批難す。しかも三山の該博に服し、三山に寄せたる手簡中、往々その意を漏せり。ことに我が歿後は門人等を依托せんといへるが如き。如何に推重する所大なりしかを見るべし。森田節齋も亦常に著作の批評を乞ひ、その經説

の如きは、一閱を經ざれば安んじて人に示さず。特に節齋をして大名を成さしめたる、山陽行狀に關する篠崎小竹等との論戰、海外異聞に關する拙堂との論戰の如き、皆三山に負ふ所頗る多かりき。節齋が三山に與へたる左の書翰は、この關係を明示せるものなり。

一、山陽行狀一件やかましく相成、此度浪華篠崎小竹との戰に相成、小竹より先日二千餘言の文參申候、最早都下にて流傳、僕の答書出來候を相待居候、此度僕返書淨録、一本乞正申候、何分乍御面倒、御改削被下度候、○答江木哉才書、是は先達而出來仕候得共、老兄に乞正候上、先方に遣し候積に差置候、是又御覽、難讀之處有之候得ば、無御遠慮、御改正奉祈候、此長篇二篇とも三都に流布いたし候事故、一應不經、老兄之高評、則不安也、云々

一、海外異傳加拙評差上申候、此書入用に御座候故、ざつと僕改正處の當否だけ御一閱、是亦急に御返却被下度候、拙堂の文經高明一閱、則定て、外可論事多々なるべし、御申遣はし可被下候、彼當時以古文雄關西、倒之醒天下之耳目亦一愉快也、呵々、

與拙堂書、僕議論相立候や、不通之論なれば、ひだ骨折、何卒此事だけ今日ざつと高意承りたし、御返事により了管有之、敬祈々々、先達て高田に向て御遣し被下候、海外異傳、鄭成公一條逐條辯駁、僕得此辯論勢、力十倍、文氣益全、兄之賜也、多謝々々、節齋又嘗て戯に歌つて曰く、高取にすぎたるものが二つあり、山の御城に谷の昌平と。節齋の才學を以て、なほ三山に敬服すること斯の如し。頼山陽亦竊に三山に敬服せり。山陽の歿後、頼支峰一日三山を訪ひ、一印願を出して曰く、我が父山陽死に臨みて語りけるはこの印は平生猥に使用せざりき、予が歿後これをを用ゐるべきものを三山谷氏あるのみ、汝機あらば往きて我が意を傳へよといへり。先生幸ひにこれを受けよと。三山驚喜してこれを珍藏せり。今なほ傳へてその家にある。山三巽にして且つ盲なりしかば、著述多からずと雖も、有松居札記、談庵管窺、龍聽漫筆、談庵隨筆等の遺稿、其の家に存せり。

墓誌の銘に曰く、  
 畝丘迤北、無事山旁、爰有遺寶、可獻我王、其實維何、生民之英、少小志學、老而益強。

温温其德、如圭如璋、今也亡矣、我爲道傷、畝丘迤北、無耳山旁、貞砥可鑑、夫子之榮、門人の有名なるもの、森鐵之助、吉村信之助、上田淇亭、岡本通理、久保料庵、原田龜太郎、西谷善慎、前部重厚等別に傳あり。

### 三枝翁

三枝翁は天保六年添下郡椎木淨蓮寺に生れ、幼名を芳丸、又芳滿、號を眞洞、僧名を淨尚といひ、變名して青木精一郎と稱せり。幼より穎悟にして、氣節あり、書畫を善くせり。初め儒醫、今村文吾に漢學を學び、伴林光平に國語を學び、遂に上京して東本願寺の學寮に入り、竊に勤王の志を懷けり。學友に相國寺の僧某あり、縉紳の出にして、またその志を同じうせり。翁これと交り、意氣投合し、國事を談じて互に時機の至るを待てり。折しも天誅組の事起るに及び、これに投じて奮戦したるに、時利あらず、因州に逃れ、畫を事としたりしが、尊王愛國の熱誠は寸時も禁ずる能はず、明治元年二月同志二百餘人と南洋隊を組織し、外國使臣拜賀の爲入京するを途上に遮らんとす。計漏れて防備嚴重に、有志來り會する能はざりしかば、翁は播

磨の人林田衛太郎貞堅と兩人衆の來らざるに先ち死を決して、

ささかけて散るや吉野の山櫻、

よしや憂き名を世にたつるとも。

といふ辭世を遺し、馬に跨り鎗を提げて突貫したるが、衆寡敵せず、貞堅は自殺し、翁は重創を蒙り、三月二十二日、粟田口に斬首せられぬ。時に年三十四、京都東山靈山にその碑あり。

### 中條良藏

中條良藏は奈良奉行所の興力なり、諱は正言芳溪と號す。寛政十二年五月廿三日を以て生る。性質清廉潔白にして、當時苞苴盛行はるゝ世に處して、謹嚴自ら持し、刑獄訴訟に關して毫も假借する所なく、公平無私にこれを斷じたるを以て、民に冤枉なく、奸者膽を寒からしめたりといふ。浦生君平が山陵の荒廢を慨嘆し、これが修補を鼓吹せしより、安政年間に至り、その事業に著手する氣運に向ひ、紀伊藩國學者加納諸平は朝廷の内命を奉じ、その門人伴林光平に委嘱して調査せし

め、藤堂藩は古市村の北浦定政に命じて調査せしむ。この際幕府の命により調査修補に功績ありしは、實に良藏なり。帝陵調査の命を拜するに及び、同心鳥山藤左衛門、佐々倉權左衛門等と共に、晝夜奔走し、寢食を忘れてその事に従ひぬ。元治元年二月四日山陵奉行戸田大和守の召に應じて上京し、

中條良藏

一白銀 七枚

右者神武天皇御陵御修補の儀に付、厚相心得行届、既今般御成功に相成、依之前件賜之候事、

との賞與を辱うし、慶應二年正月二日には、所司代松平越中守より達あり、

山陵御荒廢之儀、深恐懼致、探索方盡力候處、今般諸陵御普請御成功にも相成、殊に積年篤實に山陵之儀に付、心配骨折候間、爲御賞格段之譯を以、白銀拾枚被下候旨、從御所被仰出候、

十五日、更に所司代邸宅に召出され、

山陵御修補御成功相成候、處積年骨折候に付、別段之譯を以、御勘定格被仰付之、

との御沙汰あり。二月には、

山陵荒廢之儀、年來恐懼憂傷苦心探索之趣、達天聽、叙感候、尙亦出精可有、勵勤御沙汰候事、

との御沙汰あり。晩年に至り、多年勤務の功績により、袋杖御免の待遇を受け、明治元年四月二十四日、享年六十九を以て歿しぬ。家に神武天皇御山陵考案御陵所御取締方之儀に付調査書等の書類を藏す。以て良藏の帝陵修補に盡したる一斑を窺ふべし。

森田節齋 葆庵 母武田氏

森田節齋は儒者なり、名は益、字は謙藏、節齋と號す。大和五條の人なり。その祖櫻井四郎、楠公に従ひて赤阪に居りしが、創を被りしかば、吉野郡天川村に歸住したり。數世の後、文庵に至りて、姓を森田と改む。これ節齋の父なり。文庵醫を京都の川越衛山に學び、業成りて五條に開業せり。先母瀬崎氏は淡を生み、後母武田氏は益、助寛の三子を生めり。節齋文化八年を以て五條驛異街に生れ、七歳にして句讀を父

に受け、九歳にして父の喪に遭ひぬ。文政二年五月、五條の郷養に入り、五年にしてその課程を卒りき。十五歳にして發憤、文を學ばんと欲し。文政八年八月、京師に至り、山陽に従學すること四年。その間、同學推して都講とせり。一説に曰く、節齋の山陽に於けるは、僅に數篇の文の批正を乞ひたるに過ぎずとぞ。文政十二年九月、江戸に遊び、昌平費に入り、留ると三年、歸りて又四方に漫遊すること數年なりき。天保九年四月、母病に罹るの報を得て、歸省し、母の歿後三年喪に服し、三十二歳の時復、京師に出て、居を三條街に卜し、帷を垂れて教授せり。仁和寺法親王屢、顧臨を賜ひ、文酒の交を辱うし、居ること六年、諸侯徵聘すれども、應ぜざりき。是時に當り、伊勢に齋藤拙堂あり、大阪に篠崎小竹あり、福山に江木鰐水ありて、文章を以て天下に鳴りぬ。鰐水時に山陽行狀を作り、小竹山陽遺稿の序を作りぬ。節齋書を二氏に與へ、力を極め、情を盡して、その誤謬を指摘し、文戰二回に亘りぬ。拙堂の海外異傳を作りし時、節齋また書を與へて、その瑕疵を辨駁せり。その主張皆正鵠を得て、論戰毎に對手の敗に歸しぬ。節齋の名を博したるはこの三戰にありといふ。嘉永四年、浪華藤澤東咳の門生小倉氏を娶りぬ。時に年四十一歳なりき。小倉氏は即無該

女史なり、女史幼にして險痘を患ひ、痘痕面に滿ち奇醜比なかりしかば、人これを嗤笑せりとぞ、しかも博學にして和歌俳諧を巧にし、且つ詩才ありて、當時海内第一の女學士と稱せられたりといふ。安政二年家を挈げて吉備に遊び備中國淺口郡上成村に居ること半歲、尋て備後國沼隈郡藤江村に寓すること五年。萬延元年備中國窪屋郡倉敷に寓し、廣江又兵衛の建てたる學舎にありて教授すること多年なりしが、各國の留學生二百七十餘名に及べりといふ。節齋勤王の志厚かりしかば、その晩年に至りては、諸藩尊王攘夷の士雲の如くその門下に集りぬ。有名な吉田松陰、頼三樹の如きも一たびこれに従學し、原田龜太郎、安元杜預藏の如きも亦門下にありき。されば將に事を發せんとせしことも再三なりしが、節齋屢これを諭して時機を待たしめたり。慶應元年郷に歸り、更に紀伊に遊び、那賀郡荒見村北長左衛門に寓せり。北氏は節齋の舊門生なり。時に東都林鶴梁書を寄せ、諷するに南山玄豹を以てせしかば、節齋知己の言に感じ、居を山林の間に卜して愚庵と名づけ、居ること年餘なりき。維新の際に方り、一日故紙を閲し、建白書數十通を擇び、小倉氏に命じて曰く、この書國事に係れり、山林の士用ゐる所なしと、悉くこ

れを焼かしめたり。明治元年痢をやむこと七旬、七月二十六日享年五十八にして歿しき。乃ち北氏が先塋の善通寺の域に葬りぬ。節齋平生酒を嗜み、談論時事に至れば、慷慨扼腕せざるなく、人と議論を上下して合はざれば即ち面折し、背へて節を屈して苟も合はず、故を以て東西遊蹤の至る所藩政宜しきを得ざれば筆に任せてその藩主及び老臣に建白し、特に眼を教育及び殖産に着けたり。但山林に入るに及びては、斷じて國事を説かざりき。著せる書は桑梓景賢錄、竹窓夏課及び餘稿、節齋文稿等にして、皆家に藏せり。明治四十一年冬車駕奈良に幸するや、十一月十三日、特旨を以て従四位を贈らせらる。節齋の子司馬太郎小笠原島父島の島司たりしが、明治三十六年歿したりといふ。節齋の弟寛は葆庵と號し、庭瀬侯の侍醫となりぬ。葆庵四十三歳にして大いに感ずる所ありけむ、これより雞鳴に起きて書を讀み、孜孜として懈らざること二十年なりき。後年侯命を以て醫を廢し、更に儒官となりて藩の子弟を教授せり。後致仕して岡山に至り、後進を教授したり。時に關西に儒を以て鳴る者節齋、藤井竹外、山田方谷ありしが、相尋て逝きしを以て、葆庵獨り儒名を專にし、明治の初年弟子

三千餘人の多きに及びるといふ。葆庵明治三十一年六月八日六十三歳にして歿し、國泰寺に葬りぬ。

節齋及び葆庵の母は武田治兵衛の女なり、年二十七にして文庵の繼室となり、先配瀬崎氏の出なる淡を視ること己が子の如くなりき。文庵歿して後、學資を淡及び益に給して京に游學せしめ、又二孤を督責し、書を郷校に讀ましめたり。遂に中絲子と共に五條の代官より賞賜せられき。天保七年歿しぬ、年五十八。

### 藤井織之助

藤井織之助幼名は五郎、十津川郷永井の人、千葉定之助の子なり。十九歳より江戸に遊び、桃井春藏の門に入りて武技を演習す。嘉永六年米艦渡來の後、時事を慨して郷友とともに國家に盡さんとす。文久三年郷中どもの禁裡御守衛の命を蒙るや、織之助も亦上京して其の御守衛の列に加はり、廣く四方の志士に交り、且つ十津川郷の爲めに畫策する所多し。慶應三年十二月八日、織之助前田正之と共に鷲尾侍従を奉じて高野山に屯し、軍監兼旗下隊長たりき。明治元年二月御親兵掛御

親兵人選取調仰付けられ尋て監司となり、三月監察を命ぜらる。六月軍防局より北越總督仁和寺宮先鋒として、第一御親兵補助官を命ぜられて従軍し、七月二十九日官軍再び長岡城を攻撃するに當り、賊の彈丸腹部に中り、退いて小千谷の軍事病院に入りしが、重傷にして癒ゆべからざるを知り、即夜看護者の隙を窺ひて自殺す、年四十二。その地の極樂寺に葬れり。明治二年六月、軍務官より戊辰北越の役の戦功によりて、家祿六十石を永世下賜せらる。旨傳達あり、三年十二月積年王事に勤勞したる廉により、金二百兩を賜はり、三十一年七月特旨を以て正五位を贈らる。

### 上嶋掃部

上嶋掃部、名は雅政、字は宣子、號は鳩聚、後、鳩翁といふ。安藝廣島上島左内の次男にして、文化十一月六月生る。文政十年父歿し、母に携へられて、母の兄なる在京中宮寺邸監村上隼人助に投す。掃部幼にして學を好み、巖垣松苗の塾に入り、漢學の傍國風を兼修す。資性温順にして聰敏、松苗常に之を愛し、隼人助事を以て居を江戸

に移しし後も、松苗請ひて塾に留まらしめぬ。時に光格天皇の皇女敏宮御降誕あり、母は選ばれて乳母に召さる。掃部師恩に感じ勉強衆に超え、且つ事に幹たる才あり。有栖川宮熈仁親王の御聲掛りに依り、中宮寺宮に出仕す。弘化二年五月宮薨じ給ひ、十月伏見宮第二十五女有慶女王を繼嗣に迎へ、尋て孝明天皇の御養女となさる。この間に於て掃部、宮室の積弊を改めたること少からずといふ。掃部夙に尊王の大義を唱へ、且つ皇室の式微を慨嘆するや久し。曰く、余竊に聞く、幕府買物司をして、皇室一年の費用二萬石を限らしめ、もしこれを越ゆれば、忽ち黜けて、小普請入を命ず。故に、この限定以内に漸々歳費を減少せしむるを常とし、現今は一萬八千石許に減せりと。幕府の部屋住たる田安、一橋、清水の三家は、各、その高十萬石ならずや。しかも、これをその領内の人に聞くに、漸次増加する傾ありと、これ實に増減の反比例をなすのみならず、歳費の額も亦比すべからざるにあらずや。幕府の不臣かくの如し、苟も君臣の大義名分を知るもの、誰か切齒扼腕せざらん。高山彦九郎は東睡の人なり、而して都に來り、日枝の山登りて見れば、あはれなり。手のひらほどの大宮所、と咏嘆したるにあらずや。もし余が語る所を聞かしめば、彼

忽ち卒倒すべしと、説き終つて涕泣すること屢なりき。或人帝室の祕事を口にすとなして、これを咎めしに、掃部曰く、余が説く所は禁裡に對する不義不臣の所爲を切論するもの、即ちこれ幕府の祕を發きて天下に告白するなりと。嘉永六年米艦渡來して幕府の狼狽せるを聞き、

かくてこそ思ひしるらめ世の人も、

たのむかひなき武藏野の原。

と打吟じければ、同窓の親友今村宗博、

いかさまに野守が宿の荒れそむる、

秋風すさぶ時は來にけり

と和し、普門院妙海、また、

武藏野の野守が宿のあれのち、

神世ながらの月をこそ見ぬ、

と口吟めり、後、伴林光平これを聞き、當時米艦の舉動にのみ心を奪はれたる時、かくの如き吟懐恐らくは他になかるべしと評しき。嘉永七年將軍徳川家慶薨じて、

家定猶幼なりしかば、外交の事に宸襟を惱ませられ、應司關白に詔して諸藩の意見を徴し、有志の意見を附して奏聞せしめよとありしに、後、日を経て、外交の事幕府御委任中に屬し、事後奏上の例あれど、未だ事前奏請の例あらず、敢て宸襟を惱ませ給はざらんことを望むと復奏せりと傳聞し、掃部憤然として曰く、將軍既に薨じ、後繼者未だその宣下を蒙らず、その陪臣等何ぞそれかゝる不敬の復奏をなすや。諺にいふ、惡も積まざればその身を亡すに至らずとは、幕府の謂かと、憤慨時を久しうせり。伴林光平曾て今村文吾を介して掃部を訪ひ、温厚にして尋常宮家侍に非るを知り、この人にして彼の歌ありと推服し、掃部また光平の尋常人に非ざるを知り、終にこれを推薦して、文久元年中宮寺の宮人となせり。安政五年、幕府開港の已むを得ざるを上奏するに先ち當路の公卿に贈賄せんとする風聞を耳にし、憤慨して同志と上京したりしに、折しも老中堀田正睦上京の報に接し、必ず又強壓手段に出づるなるべし、朝議を動さしめざらんことを要すとて、百方周旋する所あり。乃ち有栖川宮家に參殿し、時事切迫の状況を言上したるに、宮も驚かせ給ひて上奏のことありきといふ。文久三年八月大和行幸の詔を拜承し、在京諸

藩の討幕を念とするもの少きを見て、その形勢を疑ひしに、果して京都より來る報道日々に非なり、掃部苦慮萬端食に就かざるもの數日、北畠治房等の南山の義舉に加はらんとて、意志の動かすべからざるを見るや、萬一の用意金なりとて、金百兩を餞し、後、更に今村文吾等と軍資募集に盡力したり。慶應三年、御内儀より召され、先帝の御遺旨によりて議する所ありて、五千兩無利息三十年賦返濟の願書を、その宮重役より差出すべしとの恩命あり、乃ち中宮寺開祖穴穂部間人皇后、一千二百五十年御忌の名義を以て、貸與せらるゝに至りぬ。掃部、京阪の形勢を觀察し、將軍徳川慶喜大政を奉還したるも、なほ事態穩ならざるものあるを察し、有栖川宮に詣りて見聞する所を言上して、急に處するの道を説くや、談御納戸の空乏に及びしかば、則ち恩借金を非常準備に提供せんことを約し、直ちに歸りて奥表の人と會し、在京中の事情及び恩借金の始末を披露し、その專横を謝したりといふ。掃部その夜、子明政、姪林樸を招きて曰く、余老いたり、汝等今より京師に赴き、有栖川宮に侍衛せよ、事に當りて家を顧る勿れと、二人よく其の意を體して、久しく宮の左右に侍せり。掃部明治二年一月六日病歿す、年五十七、二男二女あり、長男明



政歿して、次男長久家を繼ぐ、長女天し、次女榕尾春木義彰に嫁す。掃部皇威の回復を終生の念とし、米艦渡來より王政維新に至る十五年間、内に在ては勤王の道を鼓吹し、外に出ては有志の徒に交り、幕吏の爲に追はれたる者を救ひたること幾十人なるを知らず、その國事に關せる書類は、文久三年の秋、幕吏に押收せられんことを恐れて、皆焼毀したるは頗る惜むべきなり。明治四十一年、車駕南都に幸するや、十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らせ給ひぬ。

### 藤川冬齋

藤川冬齋名は貞、字は子幹、冬齋はその號なり。世、郡山藩に仕へたり。冬齋人となり、温雅にして明敏、少くして諸種の武藝を學びしが、皆これに熟達し、最も槍術に長じたりといふ。又弱冠にして節を折りて書を讀み、經史百家涉獵せざるはなかりき。その學、初は護國を宗とし、中頃には程朱を學び、終に陸王に歸せり。常に深く世儒の浮靡の習を厭ひ、子弟を誘掖するには、章句の末節に拘らず、直に根本に溯り、性命の旨を究めたり。森田節齋郡山に遊び、冬齋を見て歎服して曰く、此の人にし

て教官となり、樞要の地にあらざるは惜むべきなりと。父晴受致仕するに及び、冬齋家を襲ぎ、祿百五十石を賜はりき。是より先き、援擡せられて目付となり、別に俸を賜はりぬ。蓋し特例なりといふ。後、儒者となり、寺社奉行となり、館の總督となりしが、皆功績ありき。明治二年二月十日病みて歿しき、年七十四。

### 丸田監物 重理

丸田監物、父を甚之丞と云ふ。文化二年十月十日、津川郷込之上に生る。諱を孝賀といひ、初め通稱を藤左衛門と云ひしが、後、監物と改めたり。壯年にして郷人森重藏に就きて、擊劍柔道を修めぬ。嘉永の頃、新宮藩主水野士佐守が、津川郷より輸出する木材に新税を課し、衆大に難澁せるを見て、郷友乾丘右衛門、高田定之進等と共に、紀州藩評定所に新税免除を訴願せしに、尋て頗る輕減せらるゝを得たり。嘉永六年、米艦渡來して國內の形勢漸く穩ならざるを見るや、津川の諸士と違に相議りて、兵器を購入し、村人を誘ひて武藝を鍛鍊し、他日事あるの日を待たんとせり。安政元年、丹波の龜山藩の浪士長澤俊平來りて國事を談論し、文武を講演

し郷内の志氣を鼓舞す。五年諸士上京して梅田雲濱と交通し、その紹介を以て粟田殿に伺候し、執事伊丹藏人に面談して十津川の由緒書一通を粟田殿に上りぬ。他日郷中粟田殿の厚遇を蒙りしは、端緒をこゝに開けるなり。監物は郷中の先輩として常にこれ等の事件に関りぬ。文久元年雲濱の門人行方千三郎來りて郷友深瀬繁理の家に滞在するあり、二年には土州の藩士北副信磨、依岡權吉等の來りて時事を密談し、上京を促すあり。その二月監物、繁理、野崎主計等と共に上京す。三年四月かの攘夷の御沙汰を捧讀して、繁理、上平主税、千葉正中、田中主馬藏、佐古高郷、前田正之等と書を中川宮に呈し、十津川郷山緒復古の恩命を拜して、一郷戮力して、王事に盡さんことを願ひ出てしに、即ち左の恩命に接しぬ。

大和十津川郷

有志之者ニ

其郷中、從往古勤王之志深重有之、別而近來外夷之義ニ付而モ、誠忠之志情御感悅之至ニ思食候、依之國家之御爲、致進退候爲手當、金子三百兩有志之倫ニ被下之事、

癸亥五月十日

中川宮侍臣

隱岐長門守奉

二十二日、學習所よりの召命により、主馬藏、正之等と共に參趨せしに、三條西、錦小路兩卿より十津川郷の由緒御下問あり、即ち書面を捧呈せしかば、六月十一日また學習所へ召出され、東園壬生、萬里小路の三卿御列席にて、

大和十津川郷士、從往古奉重朝廷、誠忠之輩、不少由、方今不容易時勢に候間、其遺志相續、可勵忠勤候事、

との御沙汰を拜しぬ。監物等大に喜び、同志と共にこれを奉じて歸郷せしに、郷人中諸士の國事に奔走することに、就きて異議を唱ふるものあり、代官所に訴へてその不都合を論されんことを請ひて、郷中騒然たり。監物等又上京して郷内不和の情況を同志に報ぜしに、在京の諸士憤慨して、監物、繁理、佐古高郷、吉田正義、千葉清宗等を總代とし、斷然請書を奉呈し、七月二十五日には更に、

十津川郷士

以來、京師滞在之者、玄米五百石被下置候事、

十津川郷士

參政支配之事

との恩命を拜し、御紋付提灯、組旗印を許されしかば、清宗、高郷等京都より五條村に歸郷し、代官に御沙汰の趣を披露し、更に頑冥の徒を諭されんことを乞ふ。代官も悟る所ありて、異議を唱ふる者を説諭せしかば、八月五日漸く平穩に終局するを得たり。十三日大和行幸の大詔を拜承したるを以て、急に主税等を歸郷せしめ、郷士を率ゐて大になす所あらんとせり。天誅組が義兵を五條に起したるは、實にその十七日なり。十津川の郷士も亦これに投ずるもの勢からざりき。然るに、局面俄に一轉して、郡山、和歌山、藤堂、彦根の諸藩、天誅組追討の命を奉じて來り逼りければ、衆寡敵せずして、義兵潰散し、郷人或は戦死するものあり、繫囚せらるゝものあり、郷中向背に迷ひて、徒に鼎沸せり。時に監物はなほ京都にあり、急に朝命を帯びて正之等と共に北山口より歸郷して、之を鎮靜せんとせしかど、郷人互に相疑ひ、容易に成り難きを見て、姑く郷里に潜みて時機を窺ひ居たりしが、後、更に命

を帯びて京都より歸郷せる主税等と相會することを得て、即ち風屋村なる天誅組本陣に至り、伴林、光平、乾十郎等を説いて、義兵退去の事を決せしめぬ。その後、十月八日渡邊相模守、東辻圖書權助等、特使として來郷せられしかば、一郷の擾亂漸く鎮靜に歸するを得たり。慶應三年十二月、鴛尾侍從高野山に上りて大阪に備ふるや、監物亦從軍して、輔翼參謀を仰せ付けられたり。明治元年二月二十日、萬里小路博房卿より、監物等十餘名を指名して、十津川郷民より御親兵若干を撰出すべき旨を命ぜられ、京都に於て軍事管轄以下の職員を定めたるに、監物は吉田正義、前田正之と共にその管轄となり、三月施藥院より更に右三人に郷中人數取締を命ぜられぬ。この年、監物、正義等と共に玉置神社に僧徒の住居することを差止められんことを辨事官に願ひ出て、閏四月十五日聽許せられぬ。この頃また郷人中に、監物等十三名の専横を怒りて、これに反對せるものありて、紛擾極めて甚しく、老病の身を以て屢、異黨の糾問を受けたれば、憤懣の餘り漸く病を重からしめ、家に歸りし後幾くもなく、二年四月二十九日を以て歿せり。享年六十五。監物人となり、樸直剛毅、尤も大義を重んず、好みて大閤記を読み、神謀奇計のある所に至れば

覺えず案を拍ち、雨の日月の夕には、子弟を集へて古人が戰略の巧拙を論ず、平生酒を嗜まざれども、冠婚等の式日には大に親戚故舊を招き、杯を勸めて歡を盡さしむるを常とせり。又厚く神祇を敬ひぬ、郷中の佛法を排除したるは、監物の果斷に待つところ多かりきといふ。明治三年十二月、辨官より積年王事に勤勞したる廉を以て金二百兩を賜り、三十一年七月、特旨を以て正五位を贈られぬ。

九川重理もと藤助また兵庫といふ、監物の子にして、文化二年に生る。父と共に國事に奔走し、慶應三年十二月、鷲尾侍從に従軍して高野山に上り、明治元年二月、軍事管轄以下の職員を定めらるゝや、その會計を擔任しぬ。三年十二月、積年王事勤勞の功により金二百兩を賜はり、三十六年四月、特旨を以て從六位に叙せられ、三十七年十月三日病みて歿しぬ、年八十。

### 増田かめ

増田かめは高市郡新澤村の人、父を喜兵衛、母をいよといふ。かめ性温厚、父母に仕へて至孝なり。母いよ初め惣兵衛といふ者に嫁し、二男を擧げしが、幾くもなく惣

兵衛死せしかば、かよわき手に幼兒を抱いて、家事を整理すること困難なるを以て、後夫を迎へたり、これ即ち喜兵衛なり。喜兵衛は先夫の二子を見ること我子の如く、是を愛育し、家業を勵み、一家睦しく暮しけるが、先夫の長男長松長ずるに及び、動産、不動産の全部を擧げて是れに譲り、自らいよ及かめと俱に借宅に別居し、専ら小作農に従事せり。然るに喜兵衛宿痾ありて、勞働意の如くならざりしかば、かめは晝は父を助けて耕鋤し、夜は父を按摩し、父母の命一つとして違ふことなく、専ら孝養を勵みけり。安政元年九月に至り、事遂に藩主植村駿河守の聞に達し、青差錢五貫文を賞與せられぬ。かめ時に二十六歳なり。萬延元年、父喜兵衛死せしかば、その家を續ぎ、文久二年婿を迎へて重吉、榮吉の二子をあげぬ。明治二年歿せり、享年四十二。

### 北浦定政

北浦定政は文化十四年三月三十日、添上郡古市村に生れき。十三歳の時、父義十郎病没せしかば、祖父母の手に養はれぬ。幼名安太郎、後、通稱を義助と云へり。十五歳

に至り津藩の領地なる古市奉行所へ手代として召抱へられ、十九歳の頃より算學、和歌、繪畫等を學び、次て國典を讀み、富田泰洲、中村良臣、萬年龜雄、齋藤拙堂、本居内遠等に從學せり、定政常に皇陵の荒廢せるを痛歎して、之が探求に着手し、勤務の暇には毎に自ら工夫せる測量車を携へて、親しく原野田圃の間を跋渉し、或は諸寺の古書を搜索し、或は土人の口碑を探徴し、帝陵を調査測量して、蒲生君平の著なる山陵志に考正を加へ、嘉永元年に至り打墨繩を著せり。平城内裏敷地圖、及同解、古都考、大和國古班田坪割圖の撰述の如き、當時測地の術猶十分ならざる時に於て、よく千古の地形を研究し、歴史上の疑問を解決したる、その苦心の實に大なりしを知るべし。又本居宣長翁の國號考に考正を加へ、其他御陵に關する考證著述少からず、その閱歷を略叙すれば、文久三年正月津藩主藤堂和泉守より思召を以て、特に藩士に列せられ、家祿米十八俵三人扶持を下され、十二月には大原三位殿より召し出され、戸田大和守、薩藩正田作次郎同席にて、御陵用掛仰せ付けられ、先年著述の平城大内裏坪割圖、同解、及び打墨繩、天覽に供し奉る旨仰せ渡され、慶應二年五月獨禮格に進み、同年十一月山陵奉行戸田大和守より、光仁帝陵春

日宮帝陵崇道帝陵長役申付られ、給米下さるべきの處、國事多端の折柄に付き、當分の内白銀下され、同年十二月藩主より御陵御用掛その儘、大和、山城領地古市出張所出納監司兼郷里巡察申付られぬ、その賞賜を受けたること左の如し。

安政二年十二月、南都奉行戸田能登守より、其許儀山陵荒廢之義、多年丹精を盡し取調候段、奇特に付、爲手當白銀壹枚被下。

文久三年五月、藩主より、山陵の儀盡力多年取調居候段、奇特に付、社祓一具被下。文久三年八月、神武天皇御陵御參向勅使柳原宰相中將殿へ御目見被仰付、其許儀兼て勤王の志厚くして、帝陵の荒廢なるを憂傷し、積年丹誠を盡し取調居候段、奇特に付、爲手當思召を以て白銀五枚下賜。

文久三年、山陵奉行戸田越前守殿、大和今井出張所へ被召、戸田大和守殿面謁にて、多年帝陵之儀に付丹誠盡し居候段、奇特に付、爲手當金千疋被下。元治二年正月、近衛内大臣殿へ被召、山陵之儀に付積年盡力、終に御修補御成功に至り、御追孝も相願れ候段、全く其方共盡力候段、奇特に候旨、懇に御褒詞御懇命を蒙る。

元治二年二月、近衛内大臣殿大和諸陵御巡拜御案内被仰付、薩藩八田知紀共々隨行、御歸殿の上、御居間へ被召、羽二重壹疋、白銀拾枚、御紋形拜領被仰付。  
同年四月、光仁天皇御陵へ御参向勅使廣橋中納言殿へ拜謁被仰付、山陵之儀多年盡力候段、殊勝に被思召候旨、御褒詞相成。

元治二年十二月、戸田大和守殿京都邸に於て、山陵の儀に付、多年取調居候段、奇特に付、白銀三枚被下。

同年十二月、藩主より光仁天皇御陵、春日宮天皇御陵、崇道天皇御陵、御修補御成功に付、思召を以て、社祓一具、金五百疋被下。

慶應二年五月、藩主より昨年山陵御修補御成功に付、傳奏衆より御沙汰の趣も有之に付、特に席格を獨禮格に進め、羽二重小袖壹重被下。

同年五月、藩主より、帝陵の儀多年丹誠を盡し、諸書を著述候段、殊勝之至に付、金貳百兩御褒美被下。

明治四年正月七日、五十五歳を以て歿しぬ。三十年九月七日、宮内省より、故北浦定政、多年力を山陵の事に謁し候段、奇特に被思召、祭料金貳拾五圓下

賜候事

との追賜あり、定政勤王の志深く多くの志士と交りを結び、伴林光平の如き最も親しかりき。

春日社司富川の家に伴林光平と初めてのかたらひに、夕立の降りければ、よみて出しける。

うれしさに袖さへぬれぬうま人と、

ともに三笠の山の夕立、

かへし

うれしさも袖に包まんくみかはす、

御笠の森のゆふ立の雨、

天誅組の義兵を擧ぐるや、左の辭世を詠じて、竊に意を決する所ありきといふ。

こしかたのくいのあまりに行末の、

はてなき夢を見るがくるしむ。

御陵の調査は世を終ふる迄力を盡し、所なり、嘗て畝傍山東北陵を詠じて曰く、

畝火なるかしの尾上を玉襷

かけてしのばぬ日はなかりけり。

### 市川意庵

市川意庵、名は軌、東叡と號し、醫を以て高取侯に仕へ、家祿六萬石を食みぬ。意庵、又、經史詩文、書畫、和歌、俳諧、清樂等に通じ、好んで墨畫の竹を作りぬ。文久二壬戌の年、その畫、孝明天皇の天覽を賜はりしかば、以後壬戌天覽の四字を以て雅印とし、自畫の最も精巧なるものに押捺せり。意庵の家は素と江戸詰なりしが、明治初年藩制改革の際、和州に移轉し、廢藩の後は書畫を以て業とし、四方を游歴せり。明治五年三月歿しぬ。

### 玉置文右衛門

玉置文右衛門、名は重成、天保九年十津川郷重里に生る。文久三年八月中山侍従の檄に應じ、天之川辻に出兵して各所の戰爭に従ふ。明治元年一月慈尾侍従の召に

従ひて、高野山に出兵し、同月京都に引揚ぐ。五月伏見練兵場に於て第一親兵四番小隊大伍長を命ぜられ、六月總督仁和寺宮越後口へ御出陣に付き、郷兵先鋒仰付られ、越後國柏崎より進軍して、七月長岡城下の激戰に参加し、尙各所に轉戰して、十一月東京に凱旋す。二年一月陸軍局より御親兵第一番隊の散兵隊長を命ぜられ、六月北越の戰功によりて高貳拾貳石下賜せられ、小隊司令試補小隊司令官、十津川郷親兵取締、大隊准四等士官、第一大隊總嚮導官、陸軍少尉相當職務取計、陸軍少尉心得に歷任す。四年十一月病氣によりて大阪鎮臺より當職を免ぜられ、戊辰以來職務勉勵に付き、金六拾圓を賜はる。五年八月十六日病歿す、年三十六。

### 沖垣齋宮

沖垣齋宮は十津川郷風屋に生る。文久年間より京阪の間に往來し、密に憂國慨世の士と交り、三年天誅組の兵を擧ぐるや、これに與して天川辻の役に一隊の長たりしが、事平らぎて後上京して専ら禁闕御守衛の事に従へり。慶應二年十一月十津川郷へ浪士體の者立入りたりとの嫌疑を受け、御支配所傳奏方より嚴達の旨

あり、紀州藩に命じて事實取調且つ鎮撫せしむることとなりしが、齋宮、藤井、織之助、丸田、監物、吉田正義、前田正之、千葉清宗等、前後、紀藩士に面談辯疏して、疑團漸く氷解するを得たり。三年、鷲尾侍従に隨ひ、高野山に出兵して、軍監に擧げられ、明治元年一月御親兵掛十津川郷御親兵人選を命ぜられ、軍事監司、監察、貳番中隊補助官を経て、二年軍務官筆生となり、後更に伏水練兵場練込を命ぜらる。この間郷中に不平を唱へて騒々たるものありしに、齋宮吉田正義と在郷の者へ過激なる書面を送りて、益々騷擾を加ふるに至りしかば、三年四月、百五十日の謹慎を命ぜられぬ。十月兵部省より軍監を命ぜられ、十二月王事勤勞の廉を以て金二百兩を賜はり、四年五月兵部省より越後新潟に出張を命ぜられ、十二月兵部省十四等出仕を命ぜられ、五年職を免ぜられ、その三月更に正院に於て權大舍人に任ぜられ、尋て海軍兵學寮生徒取締に轉じ、十月廿四日病みて歿す。年三十一、芝泉岳寺に葬る。三十一年七月特旨を以て従五位を贈らる。

## 森鐵之助

森鐵之助名は纏又續、高市郡越智の人、本姓米田氏、幼より學を好み、儒を以て身を立てんとせしに、父母嚴しくこれを拒みしかば、十七八歳の時遂に意を決して大阪に至り、篠崎小竹の門に入りて、詩文を學ぶこと數年にして郷に歸り、母の姓を繼ぎぬ。尋て谷三山の門に入り、講筵に列すること二十餘年なりき。三山俊才を藩主に推舉して曰く、古書を研究し、字義訓詁に明なること、他國は知らず、京阪には敵手なからんと存候、文章は森田謙藏の俊逸に及ばず候へ共、又精密これに勝るところありと、嘉永の末、門人北厚治及び代官内藤某の招きに應じ、五條に寓し、子弟を教へぬ。乾十郎、原田龜太郎等その門に入りきといふ。慶應の初河内狹山侯に仕へ、優遇せられて上班に列せり。明治六年七月年六十一歳を以て歿せり。

## 堀江宗賢

堀江宗賢は高田町の人、家富みて聲望ありき。壯にして大阪長崎に遊びて醫を學び、業成りて家に歸りて醫業を開きぬ。醫方頗る驗ありて、當時名醫の譽高かりき。明治六年十一月七日享年四十二にて歿しき。



### 深瀬仲磨

深瀬仲磨本姓は野崎氏、十津川郷川津に生る、少うして醫術を學び、後、紀伊の新宮に住みて良醫の名あり。病客常にその門に満ちしが、時に天下の形勢大に憂ふべきものあるを見て、文久二年の夏郷内の有志者と共に上京して國事に奔走せり。仲磨よく人と交り、苟も合ふところあれば、一見眞に舊知の如くなりしかば、交友自ら廣かりき。慶應元年八月十七日、十津川の京都邸にありしに、突然、京都町奉行瀧川讚岐守の手に捕へられて獄に投ぜられぬ。これ郷友田中主馬藏等と、竊かに公卿諸藩の間に往來して、薩長二藩の協和を計れりとの嫌疑によれり。二年四月免されて邸に歸りしが、獄中に病を醸して久しく癒えざりき。明治元年、大阪府判事試補二年、大阪府少參事に任ぜられ、三年東京に召されて舍人助となり、その十二月、積年王事に勤勞したる功によりて終身八人扶持を賜はりぬ。四年職を免ぜられ、七年一月十四日東京麴町の私邸に病歿せり。年三十四。駒込の高林寺に葬りぬ。三十一年七月特旨を以て正五位を贈らる。

### 安田謙齋

安田謙齋は箸尾村的場の人、醫を業とす。學を好み、終身手に卷帙を釋かず。清貧に安んじて利欲を顧みざりしかば、聲譽四方に聞え、遠邇より來り遊ぶもの頗る多かりき。謙齋又その徒に教へて諄々として倦まず。問里皆その徳に化しぬ。明治八年十一月享年四十八にして歿しき。

### 上田淇亭

上田淇亭諱は沈、小成と稱す。淇亭は其の號なり。山邊郡備前村の人。父は惟信、母は吉村氏。家世、農を業とせり。淇亭夙に農業に従事し、學に志して初めて谷三山の門に入る。淇亭時に狀貌壯健、大髯野裝、初めて大學の句讀を受く。見るもの竊に失笑すれども、毫も意に介せず。幾ならずして學殖儕輩を壓せり。父母親戚等は妻を娶ることを強ひしかば、淇亭忍んでその命に應じぬ。されど、家を守つて學業を廢するは、その堪ふる所に非ざりけん。居常憐々として屢、微恙に罹りしかば、家人等遂

に弟義雄をして家を繼がしめぬ。淇亭大に歎んで三山が塾の側に僦居し、孜孜として進勉すること数年、安政四年、帷を浪華に下すに至りぬ。慶應元年八月、高取藩に召されて下士に列し、七人扶持を賜はり、後更に祿三十石を賜はり、學校を創建して子弟を誘導す。明治九年十二月六日歿す、年六十三。土佐町光明寺に葬る。二女ありて男子なし、乃ち弟義雄の次男登茂治を養ふ。淇亭の學博洽にしてしかも研精、經子より諸家の雜著に至るまで討究して、錙銖を盡さざれば止まず。嘗て猪飼敬所が三書管窺を駁して、三山を驚嘆せしめたりといふ。晩に吉村柳亭に囑せられて、藩史を訂正し、未だ成らずして逝きぬ。その墓誌の銘に曰く、

終始不怠、厥志之貞、單研討究、不泛而精、仕爲教職、善誘後生、立身行道、君共有成。

### 山縣與市

山縣與市は、宇智郡中村の人、世、郡の豪族たり、與市中村の庄屋となり、精を勵まして父祖の業を承け、當時の志士森田節齋、乾十郎、橋本若狹等と交誼を結べり、文久三年八月、天誅組の兵を起すや、十九日、吉村寅太郎等與市の家に到り、中山侍従の

義舉を告げ、且つ軍資を調達せんことを請ひぬ。與市快諾し、直に金五百兩を納れ、又軍糧米三百石その他これに相當する味噌、醬油、梅干等を供給すべきことを約せり。時に朝議一變し、毛利侯は罪を得、親征の議やみし頃なれば、列藩富豪の天誅組を助くるものなく、剩さへ、紀伊、藤堂、彦根、郡山、高取諸藩の兵來り攻むるもの多かりしかば、軍資兵糧の出づべき所なかりしなり。後、天誅組の本陣を吉野郡の天川辻へ遷しし時、かの糧米等を運搬せんが爲めに、宇智郡各村庄屋に令して人夫を徵發せしが、すべて其の事務は與市の宅に於て執行せられしものにして、當時恰も兵站司令部の如くなりきと云。慶應四年正月、鷲尾侍従が高野山義舉の際にも、金五百兩米三百石を供してその用途に充てしを以て、同年正月褒賞せられ、同年三月山階の宮より拜謁を仰せ付けられ、且つ御家來の列に召し加へられて、數多の賞品を下賜せらる。爾來與市は時々出京し、山階の宮に伺候するに至りたりといふ。抑々山縣家は祖先以來高野山蓮華谷光明院と深き關係を有せり。寶曆の頃、この家より、敝山僧都を出し、又同家よりいて、僧となりしもの少からざりき。萬延、慶應の頃の光明院の住職、敝訓は與市と兄弟の間柄にして、敝訓は京都勸修

寺宮晃親王殿下の眷顧を忝くし、殿下遺俗あらせられし折も、該寺の後住を敝訓に授け給ひしが如き關係ありしかば、與市は敝訓を経て皇室式微の狀況を傳承し深く勤王の志を固めたり。されば、天誅組の義舉にも、高野山義舉にも、多額の金資糧米を提供して吝まざりしなり。その金額糧米を今日の價格に換算するとき、は實に數萬金に相當すべし。今や天誅組及び高野山義舉の志士皆追賞せられ、獨り軍資を供給して義舉を遂行せしめし偉功、年月を経るに隨ひて湮滅せんとす、慨せざるべけんや。與市又窮民を賑恤し、學資金を寄附し、褒賞を得しことあり。明治十一年十月十六日を以て歿せり。享年五十一。與市の嫡男松太郎、明治十三年堺縣會議員となり、明治二十三年奈良縣會議員となりしが、奇特の爲賞を得しこと屢なりき。嫡孫亮弘は陸軍中尉にして、三十七八年戦役の功により功五級金鵄勳章、年金三百圓及び勳六等單光旭日章を授けられぬ。祖先勤王の遺志よく繼がれたりといふべし。

## 沼田龍

沼田龍、諱は義信、初め京藏と稱し、中ごろ民部といひぬ。文政十年九月十五日、十津川郷宇宮原に生る。龍資性朴直、博く書を讀みずして略、大義に通ず。文久三年京都に入り、外は諸藩の志士と通じ、内は本郷の盟友と計りて、國事に盡瘁す。大和義舉の事ありて、郷内騷擾するや、龍、都より歸りて浪士退去郷士鎮靜の策を講じ、爾後郷友と代る。京邸の執事となりて、御守衛人數を督勵し、又屢、京都に往來して金穀の調度に周旋せり。明治元年御親兵掛十津川郷人數精選方仰付られ、尋て監司、監察職を命ぜられ、伏水練兵場にて郷兵練習の事に勉めぬ。二年大阪府治河使となり、後堺縣に出仕し、累進して一等屬となる。三年十二月王事勤勞の廉を以て金二百兩を賜はり、十二年一月二日病みて歿しぬ。年五十二。三十一年特旨を以て從五位を贈らる。

## 三松平吉

三松平吉は父を和助といふ、今の北葛城郡志都美村大字島田の人なり、三歳にして母を喪ひて父に養はれき。平吉資性至孝、父時病に罹りて立つこと能はざりし

に、年甫めて八歳にして、神佛に祈り、醫藥を求め心を盡して父が病を治療せしめんことを力めしかど、不幸にして効驗を見ること能はず、病父の身體漸く腐爛し、惡臭をさへ放つに至りぬ。家素より赤貧洗ふが如く、飢餓屢身に迫れども、平吉更に倦意の色なく、愈篤く病父に奉事し、早朝山に入りて枯枝落葉を拾ひ、遠く擔ひてこれを箸尾村に鬻ぎ、以て米藥の資となし、僅かに除す所あれば、父の好むものを購ひ來りて、これを進むることを樂とせり。かくて十餘年一日の如くなりしかば、時の里正池田善三郎、その至孝を感じ、數次錢穀を與へ、又その所有の山に入りて枝葉を取ることを許せり。かゝる程に、孝子平吉柴の名遠近に傳はりしかば、領主柳澤保申これを聞き、金若干を賜ひて、その至孝を旌表せり。時に安政五年なりき。父既に歿して後も、父の位牌に對すること尙存せるが如くなりしといふ。明治十二年七月十九日、平吉時疫に罹りて歿しぬ。

### 池田重治郎

池田重治郎は宇陀郡榛原町の人なり。文政八年七月宇陀郡三本松村に生る。幼に

して鍛冶職を志し、年九歳當時萩原にて有名なる刃物師鍛冶喜助の門に入る。爾來銳意勵精十八年にして、刃物鍛冶の大略を修めたり。然れどもなほこれを足れりとせず、進んで刀劍鍛冶の秘法を修めんと欲し、これをその師に請ふ。師大にこれを贊せり。爰に於て、宇陀の住人にして、天國流の秘法を以て名高き刀劍師元光の門に入る。されどなほ先師の下に修行中なるを以て午前は先師に仕へ、午後より元光の許に日通勤せり。此の里程五拾町餘、寒暑を冒して十年一日の如く、專心勵精の結果、年二十八歳にして天國流の秘法を傳授せられ、師名の一字を與へらる。此に於て兩師の門を出て、通稱重光と稱し、嘉永五年九月二十八日萩原にて刀劍類の鍛冶職を以て、一家を創立せり。爾來郡山藩を始め、柳本、芝村、小泉、高取等各藩の御用に應じ、又伊賀上野藤堂藩の御用を蒙り、藩主自ら御試めし、其の都荷ひし事あり。且つ當時の萩原は江戸詰參勤交替通過の宿驛たるを以て、其の都度御用を受けたり。又京都の押小路殿の命により、謹製上納せしことあり。然るに其の後廢藩となりて、刀劍の用少なきに至りたるを以て、職を長子に譲りて隱居し、明治十二年七月に歿せり。生前常に門下に諭して曰く、刀劍師は營利を目的と

するものにあらず、須らく三百年の後世を樂むべしと。只後世に名を揚げんことに維努め、製作品は用意頗る周到十分吟味の上にあらずば需用に應ぜざりき。秘法を長子重平、次子重則に傳ふ。重平今なほ刃物類の製作に専心せり。

### 渡邊重蔭

渡邊重蔭は豊前の人、國學者重名の子なり。重蔭よく家學を奉じて、家道を墜さず、文化八年七月從五位下に叙せられ、越後介に任ぜられたり。男重春亦皇學に精しく、明治七年龍田神社大宮司に任ぜられたるを以て、重蔭來つて大和國平群郡立野村に居ること數年。明治十四年二月五日立野村に卒せり。享年九十歳。同村今井の山上に葬りぬ。重蔭また咏歌に長じ、送吟を以て名あり。

辭世に曰く、  
こゝも亦同じみくにの内なれば、

旅に死ぬとは思はざりけり。

### 熊代佐市郎

熊代佐市郎は宇智郡阪合部村黒駒の人なり。十六歳にして庄屋にあげられ、廢藩置縣後、戸長若くは總代となりて、村治に與りしこと、六拾餘年、治績少からず。貧民の救恤及び公共事業の寄附によりて賞を得しこと屢なりき。文久三年前侍從中山忠光義兵を大和に擧げしとき、軍資供給につきて吉村寅太郎より懇談をうけしかば、佐市郎幹旋して柴田慶齋、小杉權之助、柴田傳次等とともに金貳百兩軍糧五十石を供給せり。佐市郎の弟竹藏、佐市郎に代りて天誅組に加はり、高取城及び天の川辻の戦鬪に参加し、生死不明となれり。佐市郎明治十四年八月二十日歿す。享年七十一。

### 上西喜三郎

上西喜三郎は喜右衛門の長子にして、文化六年二月十三日吉野郡賀名生村大字大日川に生る。文久三年天誅組の召集に應じて鐵砲役となり、天辻高取に轉戦し

て頗る功あり、主將中山公より賞状を與へられたり。その敗れて家に歸るや、藤堂藩に捕縛せらる。初め村民等、殘黨追捕の急なるを見て逃走せんことを勸めたるに、喜三郎従容として曰く、人は一代名は末代といはずや、錯つて賊名を得たりと雖も、盡忠の赤心毫末も恥づるところなし、何ぞ遁逃の汚名を蒙らんやと。藤堂藩亦その異心なきを見て、これを赦しぬ。喜三郎は爾來専ら公共事業に心を注ぎぬ。由來十津川街道の大日川長坂越は道路最も險惡なれば、夙にこれが改修を志しが、明治の初年維新の變動を受けて新事業絶えて起らず、勞働者等が糊口の途に窮するを見て、折こそよけれと、その豊かにもあらぬ私財を惜氣もなく抛つて貧困者を雇ひ入れ、遂に改修の功を卒へたり。明治六年の凶作には、庄屋を促して村寄合を開かしめ、共有地の雜木を切つて薪を作り、これを賣つて以て村民救助の資となしぬ。細民の飢餓を免かれたるは一にこの計畫の資なりといふ。かゝる美舉はなほ一二のみならず、村民深くこれを徳とせりと雖も、憾むらくは一も記録を存せず、今唯故老の口碑に就て、最も確實なりと信ずべきものを採録するのみ。明治十五年五月四日喜三郎歿しぬ、享年七十四。

## 中村直三 善五郎

中村直三は山邊郡永原村の人、曾祖父傳助の世までは普通の農民なりしが、傳助不幸にして家産を失ひければ、村民の扶助を受けて夜警番人となりぬ。當時の俗番人を以て、賤職とし、庶民の下に序て、長吏といふものの配下に置きぬ。されば、番人の職を去りて庶民に復することを足洗ひといひけりとす。傳助の子善助亦父の職を襲ぎて番人たり。夙に長吏の信任を得て番人小頭に擧げられ、尋て小頭部長となりぬ。且つ傍ら農事に精勵して、父祖の世に失ひたりし田地をも購ひ、土藏米廩さへ建つるを得たりしかば、こゝに父子二代村民の扶助を受けし恩誼に報いんとて、稻種選擇の業を創めたり。其事業は緒に就くに及ばずして歿したれど、孫直三が畢生の大事業たりし稻種交換選擇の法は、實にこゝに胚胎せるなり。善助子なかりければ、龍田村の農作兵衛が二男善五郎を養ひて其家を繼がしむ。これ直三の父なり。

善五郎亦番人小頭部長たり。養父の遺志を繼いで勤儉力行多少の餘財あるを得

たりしかば、先づ村内の貧民を救済せんことを思ひたちぬ。年毎の秋の初は、去年の米穀盡きて新穀未だ登らず、物價騰貴して細民ことに窮乏に悩むころなればとて、善五郎はこの季節を期して、貯ふる所の米麥を戸口に應じて貸し與へ、新穀收穫の後に薄利を添へて返さしめぬ。細民其の恵に浴して善五郎が家も亦漸く富めり。されば郷人番人の職を辭して農民に復せんことを勸むるものも多かりしかど、善五郎肯んぜずして曰く、我家番人となりて窮乏を免るゝもの既に二世、今これを辭するはその古を忘るゝに似たりと。安政二年遂に番人を以て逝きぬ。柩を送るもの五百人許、亦盛なりといふべし。享年六十一。

直三は善五郎の長子としてその在世の頃より番人の職務をも助けゝるが、一とせ宇陀町番人某の横暴奈良奉行所に聞ゆるや、奉行は番人の動もすれば良民と伍するを以て弊害ありとなし、關東の例に従つて、番人を穢多非人の列に置かんことを令しぬ。直三等これに服せず、屢新令の廢棄を要請し、言辭稍禮を失ふ所ありて譴責せられぬ。直三自ら安んぜず、家事を其の弟淳藏に委ねて父の舊里龍田村に出て、鑄物商を營めり。後、久しからずして長吏の懇諭に従ひて家に歸りぬ。爾

來家業に精勵せしことは更なり、或は經典餘師の類によりて經書を獨習し、或は心學の師を招いて有志とゝもに斯道を講習しつゝ、専ら稻種の好良なるものを遠近に求めて、これが試作に従事せしが、數年にして稍得る所ありしかば、その心學の徒と圖りて、良種數十石を國內各村に分與し、餘剩を以て隣國にさへ贈りたり。世この稻を稱して心學穗又は善五郎穗といへり。かゝる折しも村内に不祥なる事件は起りぬ。元來永原村は、畝不足とて、耕地實際の段別公稱に比して九十六町歩尠く、有名無實の耕地に對して二百四十石の租税を課せられ、久しくその苛歛に苦しみたりしが、中頃清水家の再興せらるゝや、實狀を具申してこれを免ぜられしを、幕末の頃又高取藩の預りとなりて重歛の古に返りぬ。こゝに村民等百方愁訴或は罪を獲て獄に下るものあり、一村益奮激して將に黨を爲して強訴せんとする形勢とはなりぬ。直三乃ち村民源四郎、孫四郎と圖りてこれが鎮撫に努め且つ曩に試作せし良稻種を與へ、源四郎、孫四郎等が發明せる畦稻の法及び施肥耕耘の改良等を教へて並勉努力、暫くその重歛に堪ふることを勸めたり。蓋し徐に慮るところありけるなりけり。維新の初、百度改善の機に會ふや、直三乃ち先

づこの重歛の疾苦を寛うせんことを志し、夜毎に出て、土地を丈量し、晝は一室にありて製圖に従事しぬ。附近十一ヶ村と中央永原村の地圖は、かくて初めて成りぬ。村内の段別一見瞭然たり。村吏、この左券を得て府廳に減租を出願せしかば、直に減租の恩命に接しぬ。村民こゝに年來の苛歛を免かれ、加ふるに農事の改良益、その歩を進めたりければ、村民は家ごと之餘資あるを得たり。永原の一村民としては殆んどその爲すべき所を盡したりといふべきに非ずや。直三はこの小成に安んずるものに非ず。なほかの稻種交換農事改良の法を全國に布及せんことを圖り、明治の初年先づ國內各藩に建言するところあり。芝村藩首としてこれを嘉納して、その領地内を巡回せしむ。尋て郡山、高取、田原本、柳生、樺羅、勢州、津、久居等の各藩、交、農事講習獎勵を囑託したり。特に郡山藩は、番人の職を辭し、來つて藩の農師たらんことを勧めしに、直三辭して曰く、予が志は一藩一郷に非ざるなり、能ふべくんば、一身を捧げて日本全國の農事に盡すところあらんと、亦以て其の志望の遠大なるを見るべし。明治四年熊本藩力農數名を選び、農事練習生となして、全國に派遣せり、その中の二人は、直三の許に來りたり。この時に當つて、中村直三

の名既に日本全國に聞え、大和の農民は皆仰いて宗師としたり。されば伊勢神宮大宮司は、特に教導職に補して説教の任に當らしめんとせしかど、直三は勸業多忙の故を以て、これを辭しぬ。然るに同七年更に奈良縣より、穴師神社々司を命ぜられぬ。即ち又神典に暗きを以て辭しけれども、聽されざりき。蓋しこの社の氏子等事を以て相争ひ、直三の徳望を以てするに非ずば和解し難きものありければなり。直三命を拜して非年ならず、一郷和睦して新に三棟の神殿を造營するに至りぬ。八年三月奈良縣庶務課に轉じ、植物試作を命ぜられぬ。蓋し其の志なり。この年冬その試作せし所のアプロランド綿を携へて上京す。勸農寮大にその好成绩を感じたりとす。翌々十年、秋田縣廳は遙に書を寄せて直三を招聘し、縣内に農事を講習せしめたり。居ること二年。十二年轉じて宮城縣の農事を指導せり。説く所悉く實際の經驗に出て、事毎に多大の効果を奏しぬ。十四年内國勸業博覽會の東京に開催せらるゝや、從來蒐集する所の稻種七百餘種、綿種二十七種を出陳してその農業館に異彩を放ちたり。天皇陛下御巡覽の際は、特にこゝに玉歩を停めさせ給ひけりと聞ゆ。この際農商務省の高官等は、老農や農學者を集へて講演を



開かれしかば、直三亦その實驗を述べて大に喝采を博しぬ。この年又石川縣福井縣等の招きに應じて、その管内を巡回し、翌十五年の春は滋賀縣農談會に臨み、到る所に稻種交換農事改良を説いて止まざりき。同じ年三月、東都に米麥大豆烟草菜種共進會を開かる。直三又稻種を精選してこれを出陳し、その會場に於て忝くも天顏に咫尺し、特別名譽賞牌及び金壹百圓を賜はりぬ。直三異數の光榮に感泣して曰く、直三の微功を建つるを得たるもの、皆先人同輩の啓發するところたり、豈獨りこの恩寵を私せんやと、乃ちその恩賜金を以て遙拜所を郷里に設け、古來農事に功勞ありし諸先人及び同輩の靈を祭りぬ。この年八月十二日流行病に罹りて起らず、翌十三日を以て歿しぬ。享年六十四。明治十七年、有志者相圖りてその功德の碑を奈良に建てんとして、大日本農會幹事長品川子爵に乞ひて碑文を撰せしむ。大日本農會頭能久親王その舉を嘉して、篆額の御染筆を下し賜ひぬ。今奈良縣師範學校の東畔に建てるものこれなり。其の銘に曰く、

造物主兮造物主、造物主是天皇、造物者兮造物者、造物者是此直藏、  
聽者捧腹嗷然咲、寧識斯言味深長、四海動植露皇澤、天恩洪大本無量、

裏楯南畝務薦藁、精農之功物產昌、大和昔號大養德、養德如斯姓字香、  
豐碑高照軍樂里、永留名教勸農桑、

### 佐古高郷

佐古高郷通稱は源左衛門、一名十郎、天保元年六月十八日、津川郷山手に生れぬ。米艦渡來の際、同志と國事に奔走す。文久三年、郷中の壯士二百餘人を募りて上京せんとす。途中、浪士等、中山忠光を奉じて兵を擧ぐるを聞き、轉じて郷里に歸り、同志野崎主計等とともに急に郷士一千餘人を糾合し、八月二十五日拂曉、浪士等の軍に會して大に力を致し、が朝議一變するに及び、これと分離して京都に上り、専ら守衛の事に従ひぬ。慶應三年、鷲尾侍從高野山に據るや、高郷軍監を命ぜられ、明治元年、鷲尾侍從麾下を率ゐて復命せらるるや、高郷九田監物と兵百餘を附せられ、高野山の留守を命ぜられぬ。やがて京都に歸りて二年間滞在せしが、三年病を得て郷に歸る。十二月、王事勤勞の廩を以て金二百兩を賜はり、十六年七月四日歿しぬ。年五十四。三十一年七月、特旨を以て從五位を贈らる。

## 久保善三郎

久保善三郎は吉野郡西山村の農にして、深く神佛を信じ、孝心の厚きこと類稀なりき。其の母は早く亡せにしかば、善三郎愁歎限りなく、戀しさのあまりに、何にてもあれ、母が平生身に着けたるものを母の形見として、これに事へばやと思ひ立ち、遂に母の平生穿きたりし下駄をよく洗ひて、新らしき紙に包み、本山へ参詣する折なども、風呂敷に包みて、背負ひ行き、拜禮の時は、下駄を傍に置き、母も同道して参詣せりと言ひ、又近隣に法談などあるときも、母君よ、今夜も参詣せんとして、下駄を提げて行きぬ。死に臨みては、かの下駄を棺中に收めんことを遺言せりと云ふ。善三郎平生冥加を重ね、米一粒にても路傍に落ちたるを拾ひ、人の喰ひ残して捨てたるものも、勿體なしとして食するに、近隣の人々これに感じて、食物を尊重する風を生じたりとぞ。丹生川上神社はその家より十五町餘隔りたる官幣大社なり。一年その社殿の廊の普請成りて上棟式ありしに、善三郎は神殿の近傍を掃除したしとて、日々行きて働き、上棟式にも格別周旋したれば、宮司慰勞として白

木綿三反を與へたるに、再三之を辭しけれども、聽かれざりければ、忝く受納して、こは神様よりの賜ものなりとて、新らしき風呂敷に包み置き、本山より使僧下向の時、これを進上したりとぞ。又、その三男藤吉が徴兵適齡にて入營せしとき、善三郎一方ならず喜び、家内のものに言ひけるは、我は天下無用の民にして、勤王報國の爲めとては、一日一夜の苦勞をなしたることだになし。かゝる遊民ながら、なほも國家の保護を蒙ること、容易ならざる鴻恩なり。我々は世人と異なりて、この世にて未來往生の大事を決定し得たるも、これ亦國家の保護によることにて、いはゞ二重の保護を受けたる身なれば、あはれ何事なりともして國恩を報ぜばやと心懸け居たるに、今度藤吉が國の爲めに御奉公すること、返す返すも我が家の面目なりと、喜び勇みしかば、家族等げにもと同じたりとなん。その家元來貧しかりければ、月々の佛供米を納むることもし難きを歎き、高き山の上に、十坪許りの田地を開拓し、晝の家業を終りて、夜に入りてより、十町餘の谷底より、彼の田に水を汲み上げ、その收穫を佛寺に納めたりといふ。明治十八年十月三十日五十五歳にて歿しぬ。

## 北厚治

北厚治は宇智郡御山邑の人。その先は左近衛中將新田義貞に出づといふ。義貞邑人山脇氏を納れて貞乙を生じ、遠孫乙成始めて北氏と稱す。乙成七世の孫義孟は實に厚治の父なり。厚治學を好み、又武技に通ず。天保中、邑主船越氏の代官となり、嘉永中、又丹原邑主の托を受けてその代官を兼ね。資性氣節を貴び、又理財に長ぜしかば、上下これに信賴せり。嘉永安政以來、内憂外患相次ぎて、主家の用度屢空しかりしに、この間に處して拮据奔走、よくその窮を濟ひぬ。又尤も人才を愛し、宿儒志士の交遊するもの多く、資を給して業を卒へしめしもの亦尠からず。かの外夷の警あるに方つては、その田宅山林を典して軍資を獻せんことを請ひしが如き、或は先妣の志を繼いで廣應池を掘つて旱澇に備へしが如き、忠誠にして仁慈の志厚かりしを知るべし。明治十九年二月二十日歿しぬ。享年七十六。その碑文に曰く、

翁姓源北氏諱厚行字主禮稱厚治號醉陶園大和國宇智郡御山邑人系出左近衛

中將新田義貞義貞納邑人山脇政吉女生貞乙義貞殉國後女奉貞乙匿邑中祝髮號貞壽法尼貞乙遠孫乙成始稱北氏乙成七世孫曰義孟是爲翁考義貞遺物猶傳家世豪族妣中橋氏紀洲人古稱阿刀氏爲空海大師母家翁幼好學從市口佐野諸氏后從竹亭森氏尤有所得又學劍槍及礮術天保中邑主船越氏置公衙于本邑以翁爲代官列中小姓格管理攝河和三國五千餘石之地方是時漸政衰文恬武嬉奢侈成風加之嘉永安政間有外夷之警地震之災文久慶應間有内訌之變主用屢空翁奔走拮据或論民獻資或結社釀金以足之然臨民仁慈屢上書論節用度寬誅求營繼先妣志捐其遺金鑿新池備旱澇名曰廣應池又乞主金爲本論富民補之置貯倉備凶歉爲吏民設演武場于大阪邸中備不虞嘉永中翁受丹原邑主根來氏托兼掌其代官職管一千五百餘石之地凡十年爲發銀鈔大利用翁屢應主家召到江戸邸每有外警往戍浦賀及攝海在職二十餘年賜米金及刀劍衣服諸物不可枚舉明治元年累遷用人合前後所賜至祿米四十石糧四口二年朝廷發郡縣之制翁辭職歸農然思民不衰嘗上策奈良縣令請建鄉堂又論築堤激砂以竣吉野川備洪水皆不行十九年二月二十日歿距生文化八年七月五日年七十有六葬先兆之次翁爲

人忠孝義烈、貴氣節、其處事敏而密、難勇決、呼酒賦詩、綽有餘裕、接人灑落、不設城府、鄉黨皆愛敬之、治家嚴而不酷、儉而不吝、終致巨萬之富、視人窮輒捐財用之、最愛人才、有志而窮者、給資卒業、是以一時宿儒谷三山、藤澤東咳、森田節齋及志士吉田寅次郎、原田龜太郎等納交者甚多、其事君誠忠、屢獻金及武器、外夷之警、請典賣其田宅山林以供軍須、會和成而止、明治中興之際、勸君勤王、終能全其采地、平生知有國有君、而不知有身家、真不負南朝忠義之子孫也、配平井氏生一男二女、長女曰梶分、產別居、養谷村氏子泰助為婿、夫婦並先亡、次曰瀧分、產別居、養平井氏子元一郎為婿、男曰貞明、稱幾太郎、承後、幾太郎介人寄行狀、請余銘銘曰、

偉矣北家、左中將裔、況中橋氏、阿刀傳系、考妣良種、生斯陶翁、有文有武、鄉黨推雄、維忠維惠、君民賴功、爰樹巨楨、吉野川傍、流芳千歲、先德益光、

明治二十年歲在丁亥十月

前東京大學教授 三島 毅撰  
 內閣書記官正五位勳四等巖谷 修書

### 橋本藤一

橋本藤一は職を奈良町奉行與力に奉じ、廣く尊王の志士と交を結びたる人なり。天性豪邁にして武を好み、特に槍法に至りては寶藏院流の奧義を極む。又國典に通じて和歌を嗜み、伴林光平に従つて研鑽する所深し。勤王攘夷の説黨々たるに及び、奈良に劍客三上力之輔と稱する志士あり、慷慨にして義を好み、密に攘夷の同志を募り、以て爲すあらんとす。藤一これと交り、終にその連判狀に署名す。後、事覺れて力之輔は獄に下り、藤一坐せられて閉門せられ、京都所司代會津侯の取調べを受け、百方辯解すれども、嫌疑を解くに由なく、幽齋謹慎すること四年ある歳晩に、

くもの巢もほこりもとらぬ賤が家の、  
 長閑き春になるをこそまで。

と詠じたり、意を當世に寓せること味ふべし。後、遂に飛鳥井家の辯護によりて青天白日の身となるを得たり。明治戊辰の變に、十津川の志士吉田正義の事に關し

て百方盡力し、王師を煩すに至らずして止みしは、藤一の力多きに居れりといふ。尋て鎮撫總督府に召され、王政維新の後は奈良縣少屬となり、企書周到、良吏の譽ありき。後、職を辭して手向山神社祠掌となり、明治十九年十一月五日病みて歿す、年六十五。墓は白毫寺にあり。その碑文に曰く、

君名政孝、字子友、帶川其號、通稱藤一、中條肥次之長男、養於橋本政方、君嗣其家、姓藤原、本氏二階堂、世居相模、後移紀伊橋本、因氏、八世祖政長、天和三年、辟奈良奉行部下、與力、子孫襲其職、遂爲和州奈良人、君既嗣家、簿書訟獄、莫不適其宜焉、戊辰變革、十津川吉田俊男首唱尊王大義、與君及中條正心周旋其間、而不至煩王師者、君之力居多、尋辟鎮撫總督府、後任奈良縣少屬、明治四年歸田、其後爲手向山神社祠掌、補訓導、君聽訟最盡其情、置事周密、至槍法、火器之術、悉得其神傳、又嗜國詩、及北畫、旁通猿樂之技、君以文政五年十月十五日生、明治十九年十一月五日、以病歿、享年六十有五、葬于奈良東南白毫寺村先塋之次、配山下氏、舉二男、先死、繼配其妹、長男平三承家、

西京處士春日仲淵撰並書

傍にその歌を刻せり。

初秋虫

秋風の聲まださかぬ萩の上に、

露ばかりなる虫の音ぞする。

前倉溫理

前倉溫理、通稱萬吉、文政十一年四月五日、十津川郷永井に生る。父を萬吉といふ。溫理性溫厚にして、事務の才あり、文久三年春、深瀬繁理、野崎主計等と上京して、國事に奔走し、常に御守衛人數屯所の會計を擔任して、よくこれを整理せり。慶應三年、鷲尾侍從兵を率ゐて高野山に登るに當りては、溫理竊に京都旅宿の二階に籠りて、手づからバトロン彈藥數萬發を製してこれを贈れりといふ。明治元年正月、伏見の戦起るや、吉田正義と隊士を率ゐて奈良を警護す。同月沼田龍、千葉正中等と郷士精選方を命ぜられ、監司職、監察職となり、三年十二月、王事勤勞の廉を以て金二百兩を賜はり、五年十津川郷相談役となり、専ら内政に従事し、七年十二大區十

津川郷一圓の副區長を命ぜられしが、疾と稱して出でず、願に依りて職を免ぜられ、八年以來十津川郷賞典祿五千石奉還の爲に下賜せられたる十萬餘圓の共有金取扱擔當となり、在職五年の間、よくその責を全うしたり。十九年十二月二日病みて歿しぬ、年五十九。明治三十年七月特旨を以て從五位を贈らる。

### 中山美支

中山美支は天理教の教祖なり。父は山邊郡三味田前川半七正信といひ、母を絹といふ。寛政十年四月十八日その家に生る。前川氏は苗字帶刀を許されたる豪農にして、淨土宗檀越なりしかば、母は幼より美支に經文和讃等を教へたり。美支容姿あり、資性溫良なりしが、幼時は身體頗る虛弱にして、氣象沈鬱に傾き、深く佛教を信じて、出家遁世を企つること屢なりき。されど、その志遂げずして、十三歳の時同郡庄屋敷村の中山善兵衛に嫁せり。この中山氏の邸趾が、今の天理教本部のある處なり。既に嫁して後も、神佛を敬すること深く、且つ慈悲の心常人に過ぎたり。或は夜盜を憐みて、これに物を與へて人道を説き、或は女乞食の乳兒を憫みて、自ら

これを懐きて哺乳し、或は隣家の小兒を鞠養してその黒疱疥に罹るや、爲に百日の洗足詣をなし、或はその下婢が夫善兵衛と私通して、味噌汁の内に毒を入れて美支を害せんとするに至れるにも、なほその愚昧を隣みてこれを愛撫し、遂に婢をして懺悔せしむるに至れりといふ。天保八年その四十歳の時、長男秀司足疾に罹るや、深く心を惱して、又幼時の氣鬱に復し、稍世を厭ふの風あり。翌九年十月二十三日又秀司の爲に祈禱したりしに、俄に異狀あるに似たれば、一家親族美支を圍繞して看護したる程に、忽然眼を開いて、我は一切の人類を救はんが爲に來れり、この地は神が豫定の地なれば、邸地財産及び數人の子を盡く我に與へよと告ぐ。初め皆以て狂せりとなせり。然るに、美支端座するもの三日三夜、神命を主張して止まず。二十六日朝五つ時に至りて、これを信ずるものあるに至れり。即ちこの日を以て天理教立教の創とす。その夫既にこれに服したれば、直に家中の一切を擧げて、貧困者に施與し、富裕の聞えありし中山家も漸く貧困なるに至り、且つ信者漸く加るとともに、批難攻撃も亦甚しく、その夫さへ家道の衰微と世間の誹謗に堪へずして、白刃を提げて美支を刺さんとしたることありきといふ。美支これ

を慰諭して益、慈善を事とし、祖先傳來の田地をも沽却し盡せり。果は三度の食事も事を選び、長男は背物薪を擔うて市に出て、美支は裁縫紡績して自ら支ふ。夫善兵衛はその貧困の間に逝きぬ。美支この間に立ちて、彌、その教義を説いて止まず。されば幕府時代にも、官衙の詰問を受くること數回、維新後、明治八年に初めて縣廳に召喚せられ、爾後、同十九年に至るまでに、拘引監禁せられしこと二十回に及べりといふ。あらゆる迫害困厄に堪へて宣教するもの五十年、信徒全國各府縣に遍し。但し、その弟子は多く、農夫職工商人の類にして、地位あるものは尠なかりき。その七十歳の時に著したる御神樂歌十二篇は、その徒の經典とする所にして、方言を混じたる俗語より成れり。或は曰く、その他なほこれに類するもの數十篇あり、秘して世に出ださずと。明治二十年一月二十六日美支歿す。時に年九十歳。初め善福寺に葬り、明治二十五年豊田山頂に改葬せり。美支一男五女あり。男秀司、母とともに布教に盡力し、明治十四年六十一歳にて歿せり。一女ありて嗣子なし、その甥を養つてその女に配す。これ現時の管長中山新治郎なり。明治四十一年十二月政府遂に天理教の獨立を認め、蓋しその發展の益著明なるものあればなり。

### 久保田伊平

久保田伊平は宇陀郡三本松村の人、先代伊平の二男なり。兄伊八酒色に耽りて素行修らざりしかば、父伊八を分家せしめて、伊平を嗣となしぬ。當時その家は、兄の浪費に加へて、資産の多額を分家に與へしかば、生計頗る困難にして、日常の被服調度をさへ賣るが如き有様なりき。然るに、伊平は松煙製造、木材賣買等に從事し、久しからずして家道を挽回したり。元來三本松村は地瘠せて水さへ乏しかりければ、豊作といへども、産米は村民半歳の糧にだに足らず。伊平頗るこれを患ひて溜地を掘り、溝渠を鑿つて灌漑に便にせんことを志しぬ。慶應三年三月同志石田長藏とともに、百方村民を説き、且つ領主に請願し、辛うじてこれに着手すること得たり。乃ち先づ自己私有の山林を抵當として金九百餘圓を借りて、着手の費用に充て、爾來三箇年、幾多の困難を経て、明治二年五月に竣功せり。村内の旱害ここに於て絶え、且つこの水を引いて別に八町五段歩の開墾地を得たりしかば、初めて糧米を他に仰ぐことを要せざるに至りぬ。明治十五年八月官これを賞して、

藍授褒章を賜ふ。これ實に藍授褒章の第二號なり。伊平はその他慈善救濟道路改修等、公共事業の爲に盡力せしこと頗る。し。明治二十二年五月、五十七歳にて歿せり。嗣子奈良松よく亡父の業を守り、今縣下有數の富豪たり。

## 玉置高良

玉置高良は十津川郷折立の人、初め左内と稱し一に要藏と名く、天保八年九月六日を以て生る、父を銀之助といふ。高良資性質慤幼にして既に令名あり、長ずるに及びて徳望益高し。文久三年五月、同郷人深瀬繁理、上平主税、吉田正義、丸田監物、前田雅樂等數百人禁闕守衛の命を奉ずるや、高良家資貳千餘圓を捐て、公費を補爾。爾。上京して王事に鞅掌せり。元治元年、郷人皆謀りて文武館を折立に創立するや、高良また與りて力あり。明治二年六月、文武館詰助役に補せられ、十一月、十津川郷總代となり、一郷の政務を掌理せり。七年十二月、奈良縣第九大區副區長に任ぜられ、宇智、吉野二郡を總管し、十三年四月、宇智、吉野郡長に任ぜられ、十九年、奏任官五等に叙し、上級俸を賜ひ、十一月、正八位に叙せり。二十二年八月十七日、吉野郡

田戸街道關鑿の功を竣へてその式に臨み、十八日黎明暴風雨を冒して歸廳の途に就かんとす。家人是れを止めしが、郡會議員選舉期日切迫の故を以て肯せず。偶、十津川暴漲し沿岸の道路頗る危険を極めしに、前みて宇宮原の旅館に宿す。翌十九日風稍衰へしが、雨益烈しく、道壞れ橋落ち、進退茲に谷りしかば、一日滯留せしに、この夜旅館の後方なる宇大鉢山俄然崩壞し來り、高良旅客數名と共に壓死せり。年五十三。高良郡長に任ぜられし以來、勤儉部下を率ゐ、至誠郡民に臨み、最も心を勸業教育に注ぎ、毎に家資を出して郡民を獎勵し、事業を振興せり。伊勢街道熊野街道の如きは數十里に亘りて新道を開き、舊路を修め、以て公衆の往來に便を與へ、田戸街道の如きは私財壹千貳百圓を投じて新に車道三里餘を開けり。高良の死するや、朝廷特旨を以て從七位に叙せられ、遺族に扶助料を賜ひぬ。郡民亦追慕して措かず、數千金を醸出して記念銅標を吉野山韋駄天山上に建てたり。土屋弘これが文を記しぬ、その銘に曰く、

恭儉爲性、嗇乎己、豐乎人、以此臨下、宜矣、感孚於民、



## 佐野煥

佐野煥は通稱文郎、阿波の人、浪華齋藤懋江の門に遊び塾頭にあげられ、後五條代官に聘せられて多くの子弟を教養せり。孟子の講義は氏の最好む所にして、其の妙所に至るや、切齒扼腕熱淚雙眼に溢る。晩年高市郡今井吉村隆昌の家に寓し、明治二十三年七月歿しぬ。

## 宇陀太郎

宇陀太郎は藤原秀郷の後裔なりといふ。天保九年十月廿四日宇陀郡春日村に生れぬ。幼にして藏心禪寺長老に素讀を學び、長ずるに及びて、京都の桑原元吉、宮原愿、江戸の寺門靜軒に漢籍を學び、野々口隆正に國典を學びたり。その書をよくして、詩歌に巧なるは、この修養あればなり。少年の頃より深く王室の式微を慨き、頻りに勤王討幕の説を主張し、文久三年天誅組の諸士が南山に義兵を擧ぐるや、奮然として起ち、將に十津川口に入らんとせしに、時既に後れて義軍潰散したるを

以て果さず、退いて機のを至るを待ちぬ。慶應元年三月、郷里を脱して京師に入り、姓名を變じて春日鹿之助といひ、四方の志士に會して時事を痛論し、或は幾多の同志を延いて郷里宇陀に據りて大事を擧げんとして、西郷隆盛に諫止せられ、或は軍艦を造つて大いに爲すあらんとしたれども、意の如くならず。乃ち又東西に遊説し、或は斬奸の徒に與し、其の躬も亦暗殺せられんとしたる事屢なりき。慶應三年十二月大政返上に際して、その郷里は元來幕領なりしを以て、幕府に輸すべき租税金三萬圓許ありしを差押へおきて、大政官に貢したるは太郎の力なりしといふ。明治元年正月、伏見戦争の際には、滋野井朝臣を奉じて郷里より大坂に出兵せんとせしに、朝臣は突然江州に走りしかば、同月六日三條公の内命を以て朝臣の許に至り、歸京を促ししかども、聽かれず。又河蟠朝臣の内意を受けて郷國に軍兵を募りしに、纒者の誣ふる處となりて、大和總督久我朝臣の嫌疑を受け、奈良に幽囚せらるゝと二閱月、冤解けて獄を出づるや、多年の苦節初めて顯はれ、勤王の誠意嘉すべしとの賞詞を賜はりたり。夫より京都に至り、岩倉公の關與せる行政官御支配神衛隊に入り、自費を以て兵員を訓練し、明治二年三月二十四日、軍務官

陸軍局伏見練兵場へ歩兵二百十二人を引率して入隊し、同日小隊司令官となり、七月諸隊世話役となり、三年従事長となり、四年御親兵小隊徴兵三大隊總兵御用掛となり、七月京都練兵場取締兼大坂鎮臺勤務となり、十二月願に依りて職を免ぜらる。五年司法少録となり、六年愛知縣屬となり、専ら聽訟の事を擔任せしが、八年故ありに職を免せられぬ。太郎素より磊落不羈の質、拘々たる規律に甘んずる能はず、これを以て却つて年來の宿志を達したりとなし、その前年島忠道の創立せる代言結社に入りて、大津支社長となり、日夜代言の事務を擔任して、或は國民に權利義務の意義を教へ、或は代言社會の弊風を除くに努め、又常に國政の弛張に注目せり。太郎は又神教の職を奉じ、益神教をして熾ならしめんことを謀り、壇上に立ちて、神道の演説をなしたりといふ。明治十四年一月國勢の嚮ふところを察して國會開設に關する建白を元老院に提出し、同年十二月朝鮮の變起るや、義勇兵を募りて從軍せんことを請願しぬ。二十年條約改正に關する建白を元老院に呈し、二十一年四月、佛人ポアソナードの條約改正に關する意見書秘密出版の嫌疑を以て、鐵窓の下に呻吟すること數月、十月に至り無罪を以て放免せられ

たり。二十二年大隈重信が條約改正案の世間に洩るゝや、憂憤措く能はず、遂に條約改正中止の建白を元老院に呈し、建白掛由利議員に面會して誓つて曰く、この改正にして萬一斷行せらるゝあらば、太郎復生きて貴官に面せじと。亦以て太郎が如何に國事に熱心なりしかを見るべし。二十三年第一期議會には衆議院議員候補者となりて落選したれども、敢てこれを意とせず、益進んで國家の爲め盡力せんとし、東京に於て對等條約會と稱するものを組織し、自ら之れが遊説員となりて、京阪南海を巡りしが、偶病に罹りて二十三年十一月八日大坂病院に歿しぬ。年五十四。太郎相貌雄偉、資性廉直、豪邁にして氣節あり、その行動時として過激に失することなきに非ずと雖ども、報國の至誠に至りては、三十有餘年一日の如くなりき。二十七年友人等相謀りて碑を神戸村字西山光明寺に建つ。

### 上平主税

上平主税諱は長矩、初め主計と稱せり、父を八郎と云ふ。文政七年九月十四日十津川郷野尻に生る。天資聰慧にして好みて國史を読み、尤も大義名分を重んず。嘉永

六年米艦渡來して物情穩ならざるに方りて、主税藤井秀藏と共に五條代官に上書して、國家の爲に微力を致さんことを請ひしに、代官大に郷人の志を嘉し、上書を江戸に進達せりといふ。安政元年丹波の長澤俊平來りて主税の家に客となり、各地に經史を講論す。四年同志と相謀りて小原の瀧嶺に護良親王御詠の碑を建設す。安政五年九田監物等と上京して國事に奔走し、文久三年六月その筋の恩命を奉ぜしときは、主税歸郷中なりしかば、急使によりて倉皇上京し、御沙汰書を奉じて歸郷せしに、郷士等異議を唱ふる者あり、主税再び上京せんとて、獨り五條に至りしに、異論者多數この地に集りて、囂々たる際なりしかば、代官所に召喚せられて訊問を受け、一々辯解したれども、なほ異論者を服せしむる能はず、調停頗る困難なりしが、後、代官の説諭を請ひて事落著するを得たり。八月十七日、天誅組兵を五條に擧げ、京都の形勢一變するに方りては、主税等前後朝命を奉じて歸郷し、監物等と共に郷中の騷擾を鎮靜し、天誅組を郷中より退去せしむる事に周旋せり。是より先、八月十八日、かつて郷兵を管理せられし三條公以下の七卿、京都より長州に去られしかば、主税前倉濇理、千葉正中等と屢、傳奏方を始め、縉紳諸家に伺

候して、支配所を定められん事を請ひ、九月四日、兩傳奏支配の御沙汰を蒙りぬ。慶應三年十一月八日、主税等連署して先帝の御局方薙髮御延引相成りたき由を、薩摩藩士によりて建白したり。蓋し薙髮して佛門に入るは皇國の典禮に非ればなり。やがて建言の趣を島津久光公に上申して、同意を得たるの報あり。爾來御詮議ありて、十六年に至り、薙髮の事は御延引相成りし旨仰せけられたり。明治二年正月五日、浪士及び郷人等、參與横井平四郎を退朝の途に要して暗殺せり。主税これに連座して、三年十月庶人に下し、伊豆新島へ無期流刑に處せられぬ。しかも、その暗殺事件の真相に至りては、今なほ判明ならざるものあるに似たり。かくて、主税は配所の人となり、嘗て國學を研究の傍に醫術をも學びたりしかば、島民の瘴氣痘毒に斃るもの多きを憫みて、醫藥を興へて之を救ひしこと少なからずといふ。十二年三月、特典を以て赦免せられ、歸郷の後また醫を業とせしが、二十年六月、玉置神社祠官に任ぜられ、九月久邇宮より烏帽子淨衣等を下賜せらる。二十四年三月二十日病みて玉置山に歿しぬ。年六十七。主税軀幹矮小なれども、儕輩に重んぜられ、夙に神道を敬信して、王政復古を以て其の志となしぬ。されば幕末混亂

の間常に郷友間の一領袖たりしを、維新後、同輩等多く贈位の恩典を蒙りしに、主税のこれに與ることを得ざりしは、かの嫌疑連座に因るに似たり、これ殊に主税の爲に憾むべきにあらずや。

### 大澤清臣

大澤清臣舊名は采女郡山郷士大澤正護の四男にして、其先は越智源氏に出づ。天保四年正月三日添下郡都迹村七條に生る。初め漢學を西之京西院上生院定賢阿闍梨郡山藩士橋本雄平に學び、歌學を香川景樹の門人御影顯成及び伴林光平に受け、安政四年十一月京都に出て、壬生家の雜掌となる。又谷森善臣に就いて國史を研究すること多年、文久元年勅命によりて善臣に従つて山陵取調に従事し、文久元年その功を以て金參拾兩を賞賜せらる。元治元年京都の兵燹に壬生御文庫の將に火災に罹らんとせしを、清臣兵火を犯してそれを防止す。慶應元年十二月特に官人に列し、永世祿三十俵を賜はりしはその功に因るなり。明治二年神祇官の置かるゝや、諸陵權允となりて、やがて諸陵允に進みしが、明治四年諸陵寮廢

せられてより、五年二月文部編輯に入りて、語彙事務となり、六年出て、龍田神社大宮司大講義となり、七年廣田神社に移り、又教務省權大錄に轉じて、神社諸陵の取調に従事す。十年教部省又廢せられて、内務省社寺局に入り、十一年三月宮内省に轉じて、又御陵掛たり、爾後、専ら宮内省にあり、十四年の頃文部省編輯局に兼務し、又東京大學御用掛、准講師、諮詢部會會員等を兼ねること五年許、十九年又諸陵屬事務となり、二十五年五月六日、特旨を以て從七位を賜はり、九月十五日歿す、享年六十。東京青山墓地に葬る。十二月祭料金貳拾五圓を賜ふ、亦帝陵修補の功に因るなり。清臣、終身帝陵神社の調査に従事し、その考證の該博にして、周密なるは云ふを須むず、又和歌に長じて、明治十四年一月勅題和歌預選に入るの光榮を得たり、著す所皇朝紀事、文彙、その他考證紀事の類、諸雜誌に散見せるもの頗る多し。

### 前田正之

前田正之は十津川風屋の人、舊名雅樂、父を清左衛門といふ。嘉永六年米艦渡來以來和戰の議論沸騰するや、同志と郷中の壯士を募り、武器を調へ、應分の力を國家

に致さんことを建白せり。爾後同志と國事に奔走し、文久三年上京して丸田監物、上平主税等と共に書の中川宮に呈し、十津川郷由緒復古の儀を願ひ、五月十日、六月十一日、七月廿五日の恩命を拜し、禁闕守衛の任に當るに至れり。南山の義舉敗るゝに及び、同志と周旋して郷中の體面維持に力め、慶應元年閏五月田中主馬藏等と共に三條公等七卿を、長州より召還せられん事を、議奏正親町三條卿へ建白せり。慶應三年鷲尾侍従の義兵を高野山に擧ぐるに當り、正之は途次三日市に於て輔翼兼參謀仰せ付けられ、勅語を傳へて十津川郷士を募りぬ。明治元年正月太政官より十津川郷士管轄役、二月太政官代辨事より大和國鎮撫使久我大納言奈良表發向に付、十津川郷兵引率隨從出張、六月軍防局より北越總督仁和寺宮先鋒として第一御親兵補助官を命ぜられ、十一月凱旋せり。その月軍務官より東京滞在を命ぜられ、二年三月蝦夷地流賊征討の爲出張、四月十一日森總督より海軍軍監、五月降伏人取締兼役を命ぜられ、同月軍務官より高六十石、戊辰北越の役の戦功により永世下賜せられ、七月海陸軍會議所より金四十兩、長陣に相成萬事不自由の趣に相聞え候條、出格の詮議を以て下賜せられ、太政官より明治二年蝦夷流

賊征討の砌、軍務勉勵神妙の廉を以て金五百兩を賜はり、九月兵部省より徳川伊達の家來降伏の者共來午年迄函館表に差置かるゝに付、其の地在勤管轄を命ぜられ、長々出張苦勞の慰勞として金貳萬疋を賜はり、三年六月兵部省出仕を命ぜられ、七月凱旋に付慰勞として金百兩を賜はり、八月本官を以て艦隊筆記を命ぜられ、十一月海軍兵學權允に任ぜられ、十二月太政官より積年王事に勤勞したる廉を以て、終身八人扶持を賜はりぬ。四年三月兵部省より兵學寮造營係、五年四月海軍省より海軍兵學大尉、十七年四月宮内省より宮内門監長、十九年皇宮警部、六月主殿屬に任命せられ、二十一年五月非職となり、二十五年七月從六位に叙せられ、七月二十三日京都の私邸に病歿せり。年五十一。正之資性聰慧尤も友誼に厚し、文久三年肥後の人竹下熊雄天誅組に加はり、南山諸處に轉戦し、偶、疫に嬰り、風屋に至りて將に死せんとするに臨み、骨を正之の領地に埋めんことを請ふ。正之京都より歸り、厚く吊祭を營み、碑石を建て、これを表彰せりといふ。

## 柳澤保申

柳澤保申は保興の子、始は保徳、後保申と改めたり。弘化三年三月を以て生れたり。嘉永元年秋八月父の後を襲ぎて郡山城主となれり。安政元年秋九月露西亞船一艘泉州海岸に碇泊せしかば、京師を戒嚴すべき命をうけ、露西亞船去りし後も留りて京師を警戒せり。蓋し近年外國船屢、海岸に侵入するを以てなり。萬延二年春正月老中の命により家臣に命じて高輪東禪寺を警固せしめたり。當時東禪寺は英吉利人の旅館たりき。夏五月二十八日の夜不逞の徒東禪寺に亂入し英人を刃せんとせしかば、家臣激闘して數人を斬殺しこれを驅逐せり。文久三年六月京都千本通の邸に出兵し、禁裡を守衛せり。十萬石以上の諸侯萬石毎に一人を撰び禁裡を守衛すべき命ありしによるなり。秋八月天誅組和州に起りしを以て、命により兵を進めて十月十津川に入りぬ。十二月傳奏司より和州の賊徒鎮靜し、叙感淺からざるよし達せられ、翌年二月二十八日參内して始めて天顏を拜し、天杯を賜はりぬ。明治元年兵を率ひて東征の軍に従ひ、東京に入り、翌二年三月京師を警衛し、夏五月東京市街を警衛し、六月十八日華族に列せられて郡山藩の知事に任せられしが、七月にいたり藩知事を免ぜられ、尋て東京に移りぬ。七月皇太后宮、皇后

宮、芝高輪に御遊ありて、特に保申の邸に臨ませ給へり。十一年保申主唱して郡山町に第六十八國立銀行を設置せり、これ實に縣下銀行業の嚆矢なり。十八年舊藩士族授産の目的を以て金五千圓を支出し、土地十五町歩を購入して桑園となじ、士族授産場を設置して盛に養蠶をなし、以て範を士族に示せり。二十六年實業の發展と貧民救済の目的とを以て、郡山紡績會社を創設したるに際し、應募者少かりしかば、株數の十分の一を負擔して其の創設を助けたり。又教育のために許多の金品を寄附し、なほ獎學のため郡山中學校卒業生中成績優等なるものに對し、貸費規程を設けしかば、これに依りて高等の學校を卒業するを得たるもの少からず。保申は伯爵となり、位は正三位に進み、二十年七月藍綬章を受領し、二十四年一月又黃綬を賜はり、二十六年十月二日郡山の城中に薨じき。享年四十八。

### 西谷善愼

西谷善愼通稱は謙之允、字は子玉、綱庵と號す。田原本藩士なり。幼にして學を好み、十三歳の時谷三山の門に入る、三山その強記に感ぜりといふ。明治廿七年二月年

六十四を以て歿せり。

### 森川杜園

森川杜園は奈良の商人喜右衛門の子なり。その祖先は筒井家の家臣に出づ。子孫故ありて添上郡横田に住し、世、農を業とせり。喜右衛門に至りて、初めて奈良の福井に移りて米商を營み、或は當時の富豪瀬川氏に出入せしが、後、井上町に轉じて紀州の銀方御用を勤め、傍公事宿を業として、角八と呼ばれたり。杜園は文政三年六月二十六日井上町の家に生れ、幼名を友吉と呼ばれき。其の寺子屋にありし頃より、從順にして熱心なる性質は、ほの見えたりけるが、殊に繪を描くことを樂とし、紅殻又は藍玉などにて彩したるを、友達に與へなどしたること多かりき。又堅木屋に至りて木屑を乞ひ、齔割の庖刀の古びたるなどにて彫刻せしこともありきとぞ。十三歳の頃より繪畫を學びけるが、忽に上達したりければ、十六歳にして時の奈良奉行梶野土佐守より畫の御用を命ぜられ、爾來厚く奉行の眷顧を得て、その江戸に還る折にも、暫しとて伴ひ行かれしが、母なる人の餘りに戀ひ慕ひけ

れば、遂に還されたりといふ。杜園の名もかの奉行が命名にて神代紀なる井上有一湯津杜樹枝葉扶疏、といふにとれり。井上町に住みければなり。天保八年十八歳の時、始めて彫刻を以て身を立てんと決心し、彌、これに専心したり。これより先、奈良には松壽保伯といふ彫刻の名手ありしが、杜園が六歳の頃に歿して、松壽恒徳その業を繼ぎぬ。杜園はこの人々の作品を見て啓發する所ありしに似たれど、一たびも刀法の師傳を受けたることなく、その家にも絶えて藝術の傳統あることなくして、全くこの技藝を自得したるは、實に非凡の天稟といふべし。さもあれ、その刻苦精勵の狀、亦常人に過ぎて、拂曉刀を執つて夜半に至ることも珍しからず、或はその食膳に向ひ酒杯をあぐる時と雖ども、なほ作品を前に据ゑて、且つ飲み且つ見、時に杯を措いて一刀を下すことあり、或は春日野に出て、群鹿の姿態を熟視して、連日倦むことを知らざるなど、その技藝に忠實なる、その天稟と相待つて、久しからずして名聲四方に傳はりぬ。嘉永三年、三十一歳の時、家業の煩を厭ひて家を弟に譲り、中新屋に移り住みぬ。同年、轉宅の祝として一乘院宮尊應親王より杜園の二字の御染筆を給はりぬ。その家の楯間に掲げしものは、その模刻なり。

安政三年春日若宮の大宿所前繪師職となり、且つ爾來年ごとに、神事式、川樂法師の笛吹の笠、坊用の島臺、造花、人形等を調進せり。また此頃より、春日有職、奈良人形師の名を聽されたり。慶應二年、清水谷侍從春日社神事勅使として參向せられし時、聖上に獻納すべき舞樂納蘇利、奈良人形置物を調進し奉り、同年春日若宮神前生玉伏の白鹿及びその他の白鹿一百個を調進し、技術年を逐ひて進歩しぬ。されば、明治に入りては、帝室の御用を命ぜられしこと頗る多く、明治十年、蘭陵王の木偶を内國勸業博覽會に出品して御買上の恩命を蒙り、やがて又同年に武内宿禰の木偶調進を命ぜられしは、かの蘭陵王の抄技を叙威の餘とぞ聞えし。十八年又美濃樵夫、小子部、蟬、瀛、膳、夫、臣、巴、提使の木像を調進し、二十年、聖上京都へ行幸ありし時にも、宮小路侍從奈良に出張せられて、木像置物の御買上あり。その名譽實に大なりといふべし。杜園はかく木彫に名聲を馳せしのみならず、明治に入りてよりは、古物模造に於て一生面を開きぬ。明治八年、奈良博覽會社の爲めに如意輪堂の扉を模造せしは、その妙技を發揮せし第一着なりき。翌九年、博物館より正倉院御物の模寫を命ぜられ、尋て東大寺南大門なる石狛犬模造の命を蒙りたるを初

として、正倉院開扉ある毎に、模寫模造を命ぜられ、其の他、古社寺の名器國寶を模造せしこと極めて多し。就中、興福寺天燈鬼、龍燈鬼、法隆寺の土偶、極樂院の聖德太子二歲像、金峰山寺鍍金經箱、法隆寺九面觀音の模造の如きは、殆んど模造の跡を見ること能はずといふ。その金峰山寺經箱の成りし時の如きは、三人の妹を呼び集へて、何れが模造なるかを云ひ中てたらん者には褒美を與ふべしとて、兩者の蓋を取り替へなどしたれど、蒼然たる古色兩者毫も異なるとなく、遂に新古を分ち得ざりき。又法隆寺塑像の成功せし時には、奈良の好事家識者を集めて之を示したるに、能く眞物と甄別し得るものなかりきといふ。正倉院の彈弓を模したる時は、其の緻密なる模様など寸分違はず出來上りたれども、唯孔の中に貼れる皮の古びのみは、如何にしても模し難しと自ら言ひしとありとか。されど、何人もこの點までは心付く能はざりしなり。曾て一佛像を模刻するに、頭上肩邊等に、細粒の點々附着するものあるを見て、思を潜め心を碎きて、遂に蜘蛛の糞なるとを發見し、益、其の眞を得るを得たりといふ。其の注意の緻密周到なる、凡てこの類なり。杜園又狂言の技に長じて、名手の稱ありき。十七歳の時より、奈良高島山本淺



右衛門に就きてこの技を修業し、後梅田治郎春應に従ひ、又大倉八右衛門の門に入りて、山田八郎右衛門の名跡を継ぎて、狂言の名稱を山田彌兵衛と稱せり。杜園が得意の藝なりし花子は二十四歳の時に、釣狐は三十六歳の時に、古稀の祝に自ら演じたる枕物狂は四十一歳の時に、皆その免許を得たり。その技極めて輕妙にして、殊に端物狂言に妙を得、技藝年々に進みしかば、與力橋本羽田氏等に出入し、一乘院、大乘院を始め、法隆寺、圓照寺、並に柳澤、片桐二藩主よりも屢召され、又年々薪能、後日の能に出勤して、其の名愈顯れ、晩年に至りて、益妙境に入りぬ。門人亦頗る多く、その技に長ぜしもの、士分には東大寺の堀池道悦、興福寺の鑷木矢柄、井上匠、井澤長養、森島志津磨等あり、町家には、瀬川吉兵衛、森岡由太郎、小瀬孫作、服部重一等ありき。此の外、繪畫は内藤其淵に學びて出藍の名あり、和歌は伴林光平の門に入りて稍、その道に通じ、手跡また拙からず、須磨琴は江戸の人某より其の秘曲を傳へられ、三味線、胡弓亦習はずしてこれを試み、點茶、插花の道また嗜ありきといふ。その嗜好しかく多方面に涉りて、頗る長技を見る。それ既に凡庸の能くする所にあらざるなり。況んや彫刻、模造、狂言の妙技は、その唯一を以てしても、既に絶

倫なるをや。明治二十七年、有志の發起にて、聖武天皇の尊像を作りて、長く南都の神寶とせん企あり、圖案既に成りて杜園これに従事せんとせしに、未だ着手するに及ばずして疾みぬ。病中偶、木津川の架橋式に招かれて、醫師の止むるをも肯かて、狂言を演ぜしより、疾漸く篤くして、遂に瘞えず。七月十五日七十五歳にして歿しぬ。北袋町普光院に葬れり。杜園性質温厚にして人と争はず、乞食にすら愛想よしといはれしほどなりしかば、その一家は極めて睦じく、仕舞觀音、初天神などは、必ず一弟と三妹とを伴ひて参拜し、時には酒樓に兄弟姉妹の忘年會を開けることあり。されば、郷人等兄弟中よきを森川風なりといひしほどなりといふ。又會て、若草山下の店頭にて、杜園の名を刻したる偽物を鬻ぎたるものありて、公の沙汰となりしに、杜園は我が名のために賣り易しとは我が面目なり、願くば其の儘に許されたしと請ひて、當時十數軒ありし店頭に、必ず一個宛の眞作を供ふることとなりて事済みぬ。他の工人等は、その寛厚を徳とせりといふ。されど、藝術に對しては自ら信ずること深く、決して作物の價值の高下を争ふことを許さず。會て人の需に應じて玄龜を彫刻せしに、成るに及びて、其の價を減ぜよといひしかば、

價貴きものは買ひ給ふなどて、その人の陳謝するも肯かず、遂に之を渡さざりきといふ。今現に其の家に存するものは是なり。杜園子なし、姪和藏を養うて嗣とす。和藏、石川光明の門に入りて杏園と號し、象牙彫刻に長じ、關西に名ありき。その彫刻は全く養父と別派なり。杜園謂へらく、我が刀法は教へて能くすべき道に非ずとて、又傳へんともせざき。杏園父に先つこと二年、明治二十五年歿し、享年三十七。

## 淺海鷺明

淺海鷺明は山口の藩士にして家世、藩醫たりしが、維新の後に高田にうつり住みて醫業を開きぬ。その醫術に長じたることは更なり、慈悲の心極めて深く、貧民來りて治を請へば、毫も謝禮を受けず、却て米錢を與へてこれを恤みしかば、病者常に門に盈てり。而かも、家貧にして時に窮乏の甚しきことあれど、鷺明これに處して常に安如たりき。明治二十八年、歳四十に満たずして歿しき。遠近咸これを惜めり。

## 植田清一郎

植田清一郎は宇陀郡室生村山粕の老農なり。元來宇陀郡は四面山を繞らし、交通極めて不便にして、唯一路の西、上街道より東、伊勢にずるものも、車輛は更なり人馬すらも容易くは通ひ難き嶮路なれば、郡内産物に乏しからねど、他地方に運輸することを得ざれば、産業も自ら發達せざりき。清一郎深くこれを憾み、同志吉川徳三郎、大門又三郎、植田源十郎等と圖り、明治十三年より凡そ三箇年、種々の障礙艱苦を凌ぎ、巨額の私財を抛つて、郡内なる萩原より山粕に至る四里十餘町の坦路を開けり。近傍爲に利を享くること頗る多く、山野の時價忽にして三倍せりといふ。明治二十一年六月、官、他の三名とともに藍授褒賞を賜ひて厚くその善行を表彰せられぬ。清一郎又慈善救濟、殖産興業等の事業に盡力せしと極めて多かりき。今その地方の一大産業として年に數拾萬圓の收入ある養蠶は、二十三年以前には極めて微々たるものなりしを、清一郎が信州、上州等の蠶業の盛なる地方を巡視して自ら率先して模範桑園を拓き、熱心に勸誘獎勵したる結果、遂に今日

の盛況を來したるものなり。明治二十五年實業派に推されて衆議院議員となり、三十年三月二十九日病んで歿せり。

### 植田源十郎

植田源十郎は清一郎と同村の人にして、村會議員戸長等を経て村長に擧げられ、徳望一郷に高かりき。常に公共事業に盡力し、慈善事業を好みければ、清一郎と自ら志を同じうし、かの道路開鑿の如きは、終始難苦をともし、かつ清一郎と等しく、これが爲に私財貳千八百圓を投じぬ。明治二十一年一月官藍授褒章を賜ひてこれを賞せり。明治三十年十月歿す。長男清太郎縣會議員たり、二男房次郎は村長たり、皆亡父の志を繼げり。

### 千葉正中

千葉正中は初め佐仲、又義功、良平、良之進と稱しき。十津川上湯川村千葉周平の長男にして、文政九年八月六日を以て生れぬ。幼より學を好み、十六歳にして和歌山

の醫松下清庵の門に入り、又去りて田邊藩儒平松良造の塾に學び、傍ら劍法を同藩士柏木兵衛に受けつ。弘化四年江戸に出て、井場某の門に學び、歳餘にして病に罹りて歸養せり。嘉永六年庄屋の職を襲ぎぬ。當時國家漸く多事ならんとするを見て、弟田中主馬藏と交、四方に遊歴して、勤王の志士を訪ひ、心竊に國家の爲に盡すあらんことを期せり。文久三年有志と上京して、十津川郷由緒復古の義を願ひ出て、五月中川宮より恩命を賜はり、更に六月、七月兩度の御沙汰書を拜し、同志と共に郷兵募集の事に勤め、八月十一日郷兵二百八十人著京せしかば、正中、西久左衛門と共に總代となりて、參政に届け出て、禁裡御警衛を勤むるに至れり。折柄天誅組失敗して、浪士追討の兵十津川に迫るや、正中等郷兵を浪士と分離せしめんことにつとめ、吉田正義と共に總代となりて、月番傳奏野宮殿へ鎮撫使御巡行を出願せしに、十月六日聽許せられ、渡邊相模守、東辻圖書權助を派遣せらるゝに及び、正中これに隨從を命ぜられ、捕虜となりたる郷兵七十餘名の放免を請ひ、歸郷せしむることを得たり、その後禁門守衛に任じたり。明治元年に及び、郷中壯士北越出兵後補充兵選出の命を受け、同郷士沼田龍、沖垣齋宮等と共に歸郷兵數

百を繰出しぬ。時に正中病に罹り、伏見に歸營する能はず、終に任を辭して歸宅療養せり。爾來國事に關せず、専ら農業を事とせり。明治三年十二月積年王事に勤勞したる賞として金貳百兩を賜はりぬ。二十九年六月郷里を出て、京都に居を卜して、靜に老を養ひしが、三十年九月二十五日病みて歿しぬ。年七十二。正中心行嚴正にして、敬神勤王の心深く、毎に子孫を戒むるに、虚飾の賤むべきを以てし、壁間掲ぐる所の額は、勤儉の二字あるのみ。又最も心を殖産に注ぎ、嘗て自ら愛樹、又樹山と號せり。

### 柴田圭三

柴田圭三は、宇智郡黒駒村の人、謙庵の子なり。天保十年生れぬ。幼にして母の兄小林道隆に就きて和漢の學及び醫學を修め、稍長するに及びて、京都に遊び、萬延元年更に長崎に遊びぬ。この頃長崎に在りける佛の一宣教師の請によりて、漢學と國語をこれに授け、同時にその宣教師より佛語を學びしが、幾もなくこれに達し、後長崎にある佛國領事館の通譯官となり、又長崎にある鹿兒島藩邸にも出仕せ

り。明治元年鹿兒島藩主嶋津忠義の招に應じ、佛國のコムト、デ、カントン、ド、モンブラン、其の大士アレキサンドルハンリ及び軍學、兵法、築城、鑛山等の諸家來航せしにより、圭三は英通譯堀壯十都、伊藤仁兵衛、林泉三及び佛通詞朝倉省吾、白川健次郎等と共に藩命を奉じて、佛通詞として、長崎薩藩邸より同年十一月五日軍艦三國丸に搭じて鹿兒島城に入りぬ。明治三年圭三開成所の教官となり、一代御小姓組より代々御小姓組に進み、學事師範として鹿兒島天神馬場通に於て邸を下賜せられたり。この年の中頃に至り開成所を本學校と稱し、英、佛、蘭の諸國の語學科を置きしが、圭三この時佛蘭西學教授主任となりき。明治七年宮崎縣中學校の教頭兼教授となり、居ること三年、宮崎縣廢せられて鹿兒島縣に合併せられたれば、單身鹿兒島にかへれり。その後驛遞寮、銀行局に出仕し、明治二十六年伊地知伯爵家の家庭教師となりしが、明治三十年十二月享年五十九歳にして歿しぬ。

### 高野つき

高野つきは、宇陀郡伊那佐村大字栗谷西儀平の三女にして、嘉永六年、二十六歳に